中国（上海）アパレル販売マニュアル

日本貿易振興機構

2008 年 7 月

Copyright©2008 JETRO, All rights reserved

本報告書の無断転載を禁ずる

【免責事項】
ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の損失については、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

Copyright©2008 JETRO, All rights reserved

アンケート返送先　FAX　03-5572-7044
ジェトロ　輸出促進課　宛

（2008 年 7 月現在）

● ジェトロ海外マーケティング調査報告書のご利用アンケート ●
～「中国（上海）アパレル販売マニュアル」～

本レポートをご利用頂き、誠にありがとうございました。ジェトロの今後のサービス向上に向けて、皆様のご意見を伺いたく存じますので、アンケートにご記入下さいますようご協力お願い申し上げます。

■ 質問１：　本調査報告書は、中国市場、とりわけ上海に進出を考えている日本のアパレル企業の方々にその進出をする最初の段階として知っておく必要のある基礎的情報について紹介することを目的に作成をいたしました。どの程度満足されましたか？（〇をひとつ）

４：満足	３：まあ満足	２：やや不満	１：不満

■ 質問２：　上記のように判断された理由、またその他本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■ 質問３：その他、ジェトロへの今後のご希望等がございましたら、ご記入願います。

お名前（ふりがな）		会社・団体名	
部署		役職	
住所			
TEL		FAX	
e-mail		http://	

★今後、お客様のご関心のあると思われるジェトロおよび関係機関の各種事業、各種アンケート調査等のご案内の可否につき、該当欄に✔をご記入願います

＜ 送付可 ☐　　☐ 不可 ＞

★ご記入頂いたお客様の情報は適切に管理し、ジェトロのサービス向上のために利用します。
お客様の個人情報保護管理者：輸出促進課長　TEL:03-3582-5313

★ご協力ありがとうございました。

日本貿易振興機構(ジェトロ)輸出促進課　〒107-6006　東京都港区赤坂 1-12-3 アーク森ビル 6 階
Ｅメール：　EXA@jetro.go.jp
ウェブ：　http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/export/

Copyright©2008 JETRO, All rights reserved

はじめに

中国への進出がめずらしくなくなった今日、インターネットや先行して進出済みの企業の方からの情報収集も以前に比べて比較的容易な状況となりました。テレビなどのマスメディアを通じて上海や北京などの生活、ファッション、娯楽についての情報が頻繁に流れてきます。ただ残念ながら、これらの方法で収集した情報は、他人が経験したものでしかなく、「では、自社が進出するとどうなるのか」という問題については、誰も回答することができませんし、その答えは、各社自身で見つけていくのが唯一の方法といえます。

しかし、その反面、ある程度共通して知っておくべき事柄もあるはずと考え、それをまず本書にて整理をいたしました。中小アパレル企業が中国に進出する際、押さえておきたい注意すべき基本的事項や、既存進出企業の経験から得られた教訓などをはじめ、実際の貿易取引、更には、企業設立や店舗開設などの実務手順を分かりやすくご紹介し、これから中国進出を狙うアパレル企業に対しての道先案内人となる目的で製作を致しました。

第一章では、市場進出の前に申請しておくべき手続きと中国の基本的な税制について解説をし、第二章では、その後の進出方法の代表的な三つの形態を紹介しております。そして、第三章と第四章を使って外商投資商業企業の設立にあたって踏むべき基本のステップを説明し、第五章で必要最低限での登記手続きや資格の取得などについての情報を提供いたしております。更に、第六章では小売販売にあたっての店舗開設に必要な手続について触れ、第七章では自社商材を流通にのせるために必要なその他の基礎知識について列挙をいたしました。

本書で提供しました情報も基本的な領域をでるものではありませんが、卸・小売分野での中国進出を検討しているアパレル関連企業の方々に、少しでもお役に立てることを希望しております。

尚、本書の作成は、上海華鐘投資コンサルティング有限会社に委託をしてとりまとめました。

Copyright©2008 JETRO, All rights reserved

アパレル販売マニュアル

目次

はじめに
第一章　投資前に考慮すべき問題. 1
Ⅰ．知的財産権の保護 1
一、知的財産権とは 1
二、商標登録実務の紹介 3
三、意匠権申請登録実務の紹介 10
四、商標に関するQ&A(アパレルに限らず) 13
Ⅱ．中国の税制 15
一、増値税 15
二、営業税 16
三、企業所得税(法人税) 16
四、その他各種税金 16
第二章　中国アパレル市場進出状況、その販売形態と実情. 17
Ⅰ．中国GDP、消費生活と小売業の成長状況 17
一、中国のGDPと上海のGDP成長状況 17
二、都市住民の消費生活 18
三、卸売・小売業の状況 19
Ⅱ．どのような販売形態があるか(代理店、委託契約、フランチャイズ) 20
一、各方式のメリットデメリット 20
二、注意事項 21
Ⅲ．主な進出企業の展開方式 24
一、代理店による販売から、現地法人設立へ 24
二、現地法人設立での販売から、代理店による販売へ拡大 25
三、直営店に委託管理加盟店を加えた販売 27
四、SPA方式(自社ブランドの小売業者を持ち、生産から小売までの全管理) 28
Ⅳ．代理店を使った中国市場進出－代理店を探すための展示会や商談会 33
一、中国国内商談会開催のフロー（主催企業の場合) 33
二、中国国内展示会参加フロー（参加企業の場合) 36
Ⅴ．加工貿易商品(輸出商品)の国内販売振り向け 39
一、頻出単語の説明 39
二、加工貿易製品を国内販売に転じる業務の実現可能性 40
三、加工貿易製品を国内販売に振り向ける場合の申請条件 40
四、加工貿易製品を国内販売に振り向ける場合の注意事項 40

Copyright©2008 JETRO, All rights reserved

五、実際の操作フロー 41
第三章　企業設立方針の決定 **47**
Ⅰ．企業設立形態 47
Ⅱ．各企業の紹介 47
一、生産型企業 47
二、生産型企業(商業企業の機能追加) 47
三、保税区型貿易企業 48
四、保税区型貿易企業(商業企業の機能追加) 48
五、一般地域での商業企業 49
Ⅲ．優遇措置、その他 50
第四章　外商投資商業企業の設立 **51**
Ⅰ．既設企業の状況(アパレル企業) 51
一、営業範囲 51
二、登録資本金 51
三、経営期間 51
四、企業区分 51
Ⅱ．設立手続きの前に 52
一、法人の設立の法的根拠 52
二、卸売・小売のライセンス(営業許可証)とは 52
Ⅲ．卸売、小売業の具体的な設立申請手続き(ライセンス取得まで) 54
一、登記場所の決定と物件賃貸借(或いは購入)契約の締結 54
二、物件賃貸(或いは購入)時の注意事項 54
三、卸売、小売企業の会社名称を決定 55
四、定款、事業化調査報告書(フィージビリティースタディー)の作成 55
五、卸売、小売企業設立申請のためのその他必要書類 56
六、営業許可証の取得 57
七、フローチャートと概算所要期間 58
第五章 企業設立後の登記事項 **61**
Ⅰ．各種登記 61
一、組織機構コード証とICカード 61
二、会社の各種印鑑作成 61
三、外貨業務登記 61
四、外資主管部門宛の対外貿易経営者登録登記手続き 61
五、外貨口座(資本金口座、基本口座)の開設 62
六、税務(国税、地税)登記 62
七、人民元口座の開設 62

Copyright©2008 JETRO, All rights reserved

八、税関登記 62
九、財政登記 63
十、統計登記 63
Ⅱ．第一期第一回董事会の開催 64
Ⅲ．資本金払込み、出資監査、営業許可証の書き換えと諸登記変更 65
一、出資監査(験資)と営業許可証・各種登記証書き換え 65
二、出資証明書の発行 65
Ⅳ．増値税一般納税人資格の申請と取得 66
一、「一般納税人資格」と「小規模納税人」 66
二、一般納税人資格の取得方法 66
Ⅴ．その他 68
一、事務所内装 68
二、従業員採用手続き(財務会計担当者は原則 2 名以上) 69
第六章　店舗開設について **72**
Ⅰ．店舗開設についての概要 72
一、物件選定調査 72
二、店舗賃貸借契約 73
三、内装 74
四、商品販売前の各種手続き 74
五、販売員の招聘と研修 75
Ⅱ．インターネット販売 79
Ⅲ．通販・訪問販売 79
第七章　その他関連事項 **80**
Ⅰ．アパレル商品を販売する際に気をつけたい適用法律 80
一、製品の取り扱い説明　繊維製品と衣料品の取り扱い説明　GB5296.4-1998 80
二、中華人民共和国不当競争防止法 87
三、中華人民共和国広告法 88
四、消費者権益保護法 89
五、中華人民共和国製品品質法 92
六、国家紡織製品基本安全技術規範(GB18401-2003) 94
巻末資料　「日系アパレル企業のリスト総括表の説明」 **98**
付属資料

Copyright©2008 JETRO, All rights reserved

第一章　投資前に考慮すべき問題

アパレル企業が中国進出するにあたって、まず第１に考慮されるべき問題は、自社ブランド保護です。「うちは中小企業だし、保護するようなブランドは持ってないよ。」といわれる方も少なくありませんが、もう一度よく考えて下さい。中国進出は、ボートで大海原に漕ぎ出すようなもので、何が起こるかわかりません。今使っているブランドネームや会社のロゴは、自社にとっては当たり前のものでも、中国にとっては燦然と輝く「海外ブランド」です。これに目をつけて、一儲けしようという商売人も少なくありませんので、注意が必要です。

中国は「ニセモノ大国」と呼ばれて久しいですが、この「ニセモノ」とは、どういうことでしょうか。一般的に「ニセモノ」とは、身近なところでは靴やカバン、腕時計などの模倣品やテレビドラマや映画の海賊版を指しますが、なぜこれらが問題となって大々的に話題として取り上げられるのでしょうか。

Ⅰ．知的財産権の保護

一、知的財産権とは

世間を騒がせている「ニセモノ」というのは、企業の知的財産権を侵害しているから問題となっているのです。

では、知的財産（中国語では「知識産権」といいます）とは何でしょう。

知的財産とは、企業が日々、多くの労力と資金を投入し、商品開発や新プロセスの開発に携わった努力の成果や結果がブランド、商標であり、それらの保護を主張する権利が、知的財産権です。知的財産権には、工業所有権、著作権、その他の権利があり、工業所有権には、特許権（中国語では「専利」といい、発明特許を指します）、実用新案（同「実用新型」）、意匠権（同「外観設計」）や商標権があります。その他の権利とは、ドメイン、営業機密、半導体回路の配置権、植物育種権などがあります。

（1）知財権の種類

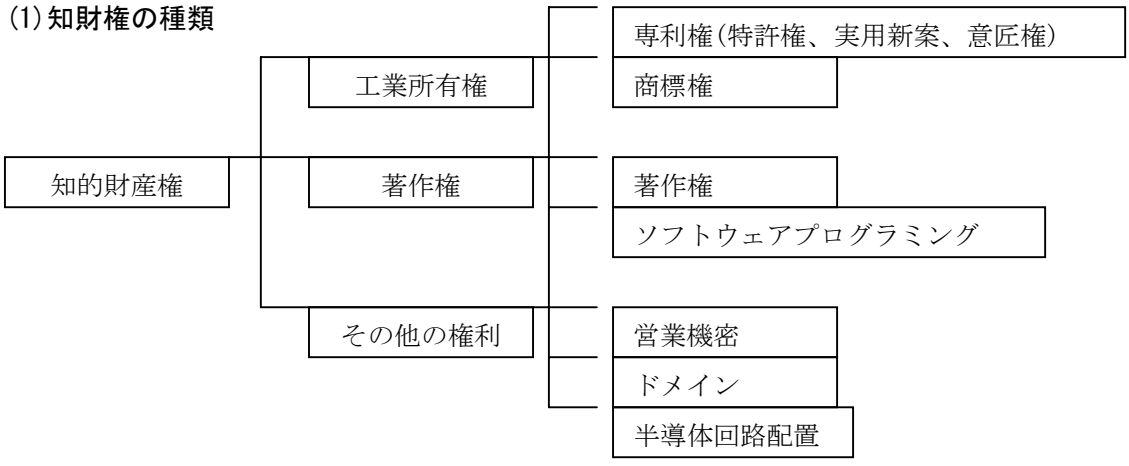

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

日本では、特許権、実用新案、意匠権及び商標権の4つを「産業財産権」といい、特許庁が所管しています。産業財産権を保護する制度は、「新しい技術、新しいデザイン、ネーミングなどについて独占権を与え、模倣防止のために保護し、研究開発へのインセンティブを付与したり、取引上の信用を維持したりすることによって、産業の発展を図ることを目的にし、これらの権利は、特許庁に出願し登録されることによって、一定期間、独占的に実施(使用)できる権利となる。」(「特許庁」Webサイトより引用)とされています。

消費者は企業努力の成果である商品やサービスを信用し、商品を購入したりサービスを受けたりすることになります。ところがいわゆる「ニセモノ」は、信用できるブランドの名を悪用し、見た目だけ立派であるが、実はすぐに壊れる粗悪品であったり、人体に悪影響を及ぼす商品を市場に投入したりすることで、消費者を裏切り、成果やブランドイメージや信用を傷つけていることになります。

「ニセモノ」が市場に出回った結果、消費者の信用をなくせば、ブランドイメージの失墜ひいては市場シェア低下、市場喪失、売上減少を引き起こし、最悪の場合、経営不振で倒産という事態を引き起こしかねません。

(2) なぜ知的財産権の認証が必要か

万が一、自社の「ニセモノ」が出現した場合、法的手段などを講じて「ニセモノ」を市場から追放・撲滅することが可能ですが、法的手段を講じる際に必要なのが、そのブランドがすでに関係部門にて登録され、自社がそのブランドを独占する権利を有していることの証明です。この「ブランドを独占する権利を有している」というのが、言い換えれば知的財産権が保護されているということなのです。

中国における知的財産権の侵害案件は年々増加しており、その多くが商標権侵犯の案件です。中国はこれまで、安価な労働力と大規模な生産能力が大きな魅力となって世界最大の委託生産加工基地になりましたが、中国へ進出した企業はニセモノや劣悪商品の氾濫にも悩まされてきました。中国企業が「本家本元」より先に商標を登録してしまい、中国進出後、自社ブランドを取得できないケースなどもあり、自分の身は率先して自分で守る姿勢が重要になってきています。

これだけ、「ニセモノ」が氾濫していても、企業の知的財産権保護に関する関心は市場規模からいってもまだまだ低いようです。最近の新聞報道によると、「2005年までに上海の地元企業が過去20年間に申請した権利案件は累計で8万4310件にとどまり、申請経験のある企業の割合は全企業比で3.5%、製造業企業比で17%に過ぎない。また、認められた財産権のうち、ライセンス付与や権利譲渡される比率はかなり低く、申請の内訳を見ても技術特許など発明型は1万6961件、実用新案は1万9793件で、価値の高いこの2分類を合わせても全体の半分に届かず、上海の工業技術水準の高さに不釣り合いな結果になっている。」(2007年4月26日労働報)とのことです。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

(3) これまでに起こったトラブル実例

①「ラコステ」と「クロコダイル」

ワニが大きく口を開けている特長的なブランドを持つ衣料品大手ラコステ社は、類似する商標を用いて商品を販売しているとして、衣料メーカーのクロコダイル社を相手取って、中国北京で訴訟を起こしました。

ラコステ社の商標は黒色の「LACOSTE」の文字上部に右向きに大きく口を開けた緑色のワニであり、クロコダイル社のワニは、ラコステ社とは反対の左向きのワニでした。

この訴訟は結局、和解が成立し、クロコダイル社がラコステ社の同意を得た商標を用いることで解決しました。以後は、両社がタックを組み、その他のメーカーを牽制する方向で話がまとまっています。

②あるアパレルメーカーA 社の場合

ある日本のアパレルメーカーA 社は、海外のブランド「B」の OEM 工場を中国で立ち上げて生産しており、製品は 100％日本へ輸出し、販売していました。ところがある日突然、所在地の工商行政管理部門から、商標権を侵害しているとした生産停止命令が出されました。

A 社は日本で「B」ブランドとの商標使用許諾契約を結んでいました。中国で生産した製品は日本で販売するのだから、中国での商標登録は必要ないと思っていたところ、中国では商標侵害との判断が下ってしまいました。このケースは、中国でも商標を取得する必要があったとのことです。

③合弁会社の相手側が商標先取り

ある日本のアパレルメーカーB 社が、中国国内企業との合弁プロジェクトを進め、中国で B 社の持つブランドを生産する計画でした。B 社は合弁プロジェクトの申請など煩雑な手続きでばたばたしているうちに、相手側の中国企業が、合弁会社で生産する B 社ブランドを先に申請していたことが判明しました。

④代理店が商標先取り

ある日本企業 C 社は、日本で生産した衣料品を中国へ輸出し、代理店を通じて中国国内販売をしていました。中国市場も大きくなってきたので、C 社のブランドを登録しようとしたところ、すでに、その代理店が申請人として商標の申請を終えていました。

二、商標登録実務の紹介

自社ブランドを保護するため、日本企業は中国市場に進出する前にまず、自社ブランドの登録申請をしましょう。そうすれば、中国に進出してからの時間のロスをなくすとともに、無関係な第三者に商標権を横取りされる危険性がずっと低くなります。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

ここでは、商標権の登録についてご紹介しますが、登録の際、外国企業名義で商標登録申請をする場合には、必ず中国国内の資格を有する商標登録代理企業を通して申請する必要があります。現地法人設立後に中国の企業名義で直接申請を行うのはかなり労力を要しますので、日本の弁理士や中国にあるコンサルタント会社の仲介が必要です。商標登録に強いコンサルタント会社を選んで業務を委託しましょう。

商標権とは、下図にもあるように会社のロゴ、サービスマーク、商品名、ブランド名、商号などが含まれ、一般的には文字・アルファベット・数字と図案の組み合わせで、記号や立体商標としてパッケージデザイン、使用される色などを申請します。

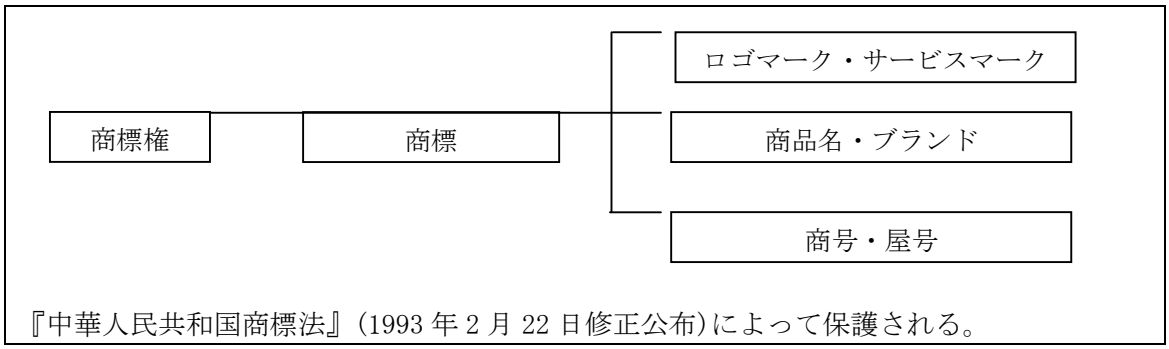

『中華人民共和国商標法』(1993 年 2 月 22 日修正公布)によって保護される。

(1)商標登録の所要日数

政府は所要日数に関する規定を設けていませんし、ガイドラインもありませんが、一般的な状況を見ると、以下の通りです。

申請→→商標局申請受理→→→初歩審査認定公告→→登録認定公告→→商標登録証取得

3～6 ヶ月　　2 年　　3 ヶ月　　2 ヶ月

中国では、全体企業比から見て商標登録申請数が少ないとはいえ、これまでの申請数は激増しており、以前は 1 年で認可が下りたものが、現在では 2 年ほどかかっており、今後更に申請時間が延びる可能性も否めません。書類提出(申請)すればすぐに受理票が発行されるわけではなく、受理票が届くまでに 3～6 ヶ月を要します。これは受理の順番待ちですが、代理企業を通しても、直接申請してもこれだけの時間がかかります。もし、申請が順調に行かず、審査途中での書類の追加や却下などがあれば更に時間がかかると思われ、過去にも商標登録で 10 年を要したケースもあるとのことです。

商標の登録証を取得するまでは、正式に商標が認められたとはいえませんので、注意が必要です。

(2)商標登録に関する費用

下記に掲載する費用は、商標局へ納付する費用です。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

まだ現地法人を設立する前の日本本社や外国人個人が登録申請をする場合には、必ず資格を持った代行機関に委託することになりますので、代行費用が別途発生します。代行費用は各機関によって異なりますので、事前に費用や信用度をチェックしておきましょう。

商標登録に関する費用徴収基準とリスト(単位：人民元/件)

番号	業務内容	費用徴収基準	備考
1	商標登録受理費	1,000	登録する類別内の商品 10 個或いはサービスに限る。1 つ追加ごとに 100 元/件を追加徴収。
2	登録商標譲渡受理費	1,000	
3	商標継続登録受理費	2,000	
4	商標評価審査受理費	1,500	
5	商標異議費	1,000	
6	商標使用承諾契約登録費	300	

備考：①登録商標の有効期間は 10 年であり、登録日より計算される。登録商標の有効期限が 10 年を超える 6 ヶ月前までに、登録延長手続きを実施しなければならない。延長後の有効期限は 10 年。

②日本と中国は商標の国際出願に関する『マドリッド協定』の締結国であり、たとえば、日本で第 1 回目に商標登録申請をした日から 6 ヶ月以内に、中国で同様の商品の同一商標登録を申請した場合、優先権を享受でき、日本での申請日が中国での申請日と見なされる。

(3) 商標申請前にするべきこと

一般的に正式に商標登録の申請をする前に、自社が登録しようとしている商標は登録できる商標であるのか、また先に似たような商標が登録されているかを検索して確認することをお勧めします。

国家工商行政管理局商標局の Web サイト

①登録できない商標の確認

以下の標識は商標と見なされず、登録できないことに注意が必要です。

1. 商品の通称や一般に通用する図形、型番のみのもの
2. 商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量およびその他の特徴のみを表示しているもの
3. 顕著な特徴に欠けるもの

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

登録済み商標の検索は、商標登録前に中華人民共和国国家工商行政管理総局商標局の Web サイト(http://sbj.saic.gov.cn)にアクセスし、“商標查詢”から検索画面に入ります。

(4) 申請時の注意

申請する商標によって以下の事項に注意することが必要です。

1. 立体表示を登録商標として出願する場合、出願書の中で言明しなければならず、立体の形状が確定できる図案もあわせて提出しなければならない。
2. 色の組み合わせを登録商標として出願する場合、申請書の中で言明しなければならず、あわせて文字による説明を提出しなければならない。
3. 集団商標、証明商標として出願する場合、申請書の中で言明しなければならず、あわせて主体資格の証明文書及び使用管理規則を提出しなければならない。
4. 商標が外国語である場合、あるいは外国語を含む場合、その言葉の意味を説明しなければならない。

(5) 商標登録する分野に関する検討

商標登録の際には、今から申請しようとしている商標をどの分野で使用するかを明確にしなければなりません。この分野を「商品/役務区分」と呼んでおり、現在、第 1 類から第 45 類まで区分されています。大分類の下には、中分類と小分類があります。

例を挙げてご説明しますと、大分類の第 25 類は、服装、靴、帽子の区分になります。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

次に、申請する商標は何に使用する商標を保護するかを見ます。

例えば、自社製品ブランドを、婦人服で登録したい場合、第25類の小分類の中で当てはまるコード番号「ブラウス 250042」や「服装 250045」、「ニットアパレル 250071」などを選択すれば問題ありません。ただ、申請10件までは1,000元ですが、11件目から1つ追加につき100元がかかりますので、好きなだけ選べばいいというわけでもありません。申請費用のことも考慮されるべきでしょう。

ある企業は、服も靴も帽子も商標登録したい意向がありました。申請費用がかかるため、何とかならないものかを代理申請機構に相談したところ、中分類1つにつき1小分類を商標登録すれば、同じ中分類にあるその他の商品への商標も守られると回答されました。この企業はそれぞれの中分類からメインとなる商品1つを選んで申請しました。特殊なケースや不明な点などは、経験豊富なコンサルタント会社や商標代理機構に相談し、企業にとって一番よい方法で商標登録をするのが望ましいでしょう。

(6)商標登録申請

商標登録は、『中華人民共和国商標法』第18条規定に基づき、外国人あるいは外国企業名義で商標登録申請する場合や、商標に関する事項に関しての手続きは、必ず国家が認可した商標代理資格を持つ代理事務所を通して手続きを行わなければなりません。中国におけるすべての商標登録申請は、すべて国家工商行政管理総局商標局が受理しており、各地方には受理窓口を設置していません。

このため、資格を持つ代理機構の検索は、上記の国家工商行政管理総局商標局のWebサイト(http://sbj.saic.gov.cn)で検索できます。上海地区の代理機構を調べる場合は、「商標代理(商标代理)」、続いて「代理機構総名単(代理机构总名单)」の画面を開き、キーワード(関鍵字)に「上海」と入力し、情報を呼び出します。検索結果で出てくる企業は上から登録期日順に並べられていますので、上のほうにある代理機関ほど古く、経験があると言えます。なお、「代理机构注销名单」では、業務許可を抹消されたか営業を停止した代理機構が掲載されているので、こちらのチェックも重要です。

①申請書類

申請書類は以下の通りです。ただし、これらの書類は手書きでは受理されませんので、代理機構に作成を依頼することになります。

1. 商標登録申請書(中国語と英語で会社名、住所を明記、商品/サービス分類を記載、申請者が現地法人か日本本社かでフォーマットが若干異なります)
2. 商標の図案(縦横5㎝以上10㎝まで)
3. 現地法人名義で申請する場合は、営業許可証のコピー

商標登録申請書の参考フォーマット(日本語訳)は添付資料をご覧ください。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

②審査全体の流れ

商標登録の流れについては、次ページの「商標登録の流れ」をご参照ください。一般的に、申請→審査→初歩認定公告→登録認定公告→商標登録証取得となります。書類の不備があった場合は追加し、公告期間中に異議申し立てがあれば、対応します。

③申請先

以下に上海の代表的な商標登録代理機構を掲載します。最新の情報については、常にウェブサイトで確認すると共に、代理機構の選定は自己責任の下で行なってください。

代理機構名称	代理機構住所
上海長安商標事務所有限公司	上海市長安路 1001 号長安大厦 1 号楼 417 室
	電話：021-63534091
上海東方専利商標代理有限公司	上海市寧海東路 200 号申鑫大厦 1911 室
	電話：021-63736818、021-63738660
上海専利商標事務所有限公司	上海市桂平路 435 号
	電話：021-64853500
上海理運知識産権コンサルタントサービス有限公司	上海市龍漕路 135 弄 8 号楼凱誠商務大厦 909 室
	電話：021-64759082
上海公信知識産権規劃有限公司	上海市淮海西路 442 弄 85 号(浦江大厦)1809 室
	電話：021-62516152、62945281
上海華誠知識産権代理有限公司	上海市威海路 755 号文新報業大厦 26 楼
	電話：021-52921111、63500777
上海佳為知識産権代理有限公司	上海市滬閔路 9333 号 2 号楼 3 楼
	電話：021-64362406、61115239、54425636
上海舒濱知識産権代理有限公司	上海市斜土路 2601 号 T3 幢 22A-B
	電話：021-34241149
上海富深商標代理有限公司	上海市華山路 1520 弄 27 号 204 室
	電話：021-63866528、021-63733356(传真)
上海宝鼎知識産権代理有限公司	上海市大田路 129 弄 1 号嘉発大厦 32 層 F、G 座
	電話：021-62726088、62720000

国家工商行政管理総局商標局の Web サイトより

商標登録に関する事項については、上記各代理機構にお問い合わせください。また、全国からの登録を受け付ける最終的な窓口は、以下の部門です。

郵便番号 100820　北京市西城区三里河東路 8 号　国家工商行政管理総局商標局

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

「商標登録の流れ」

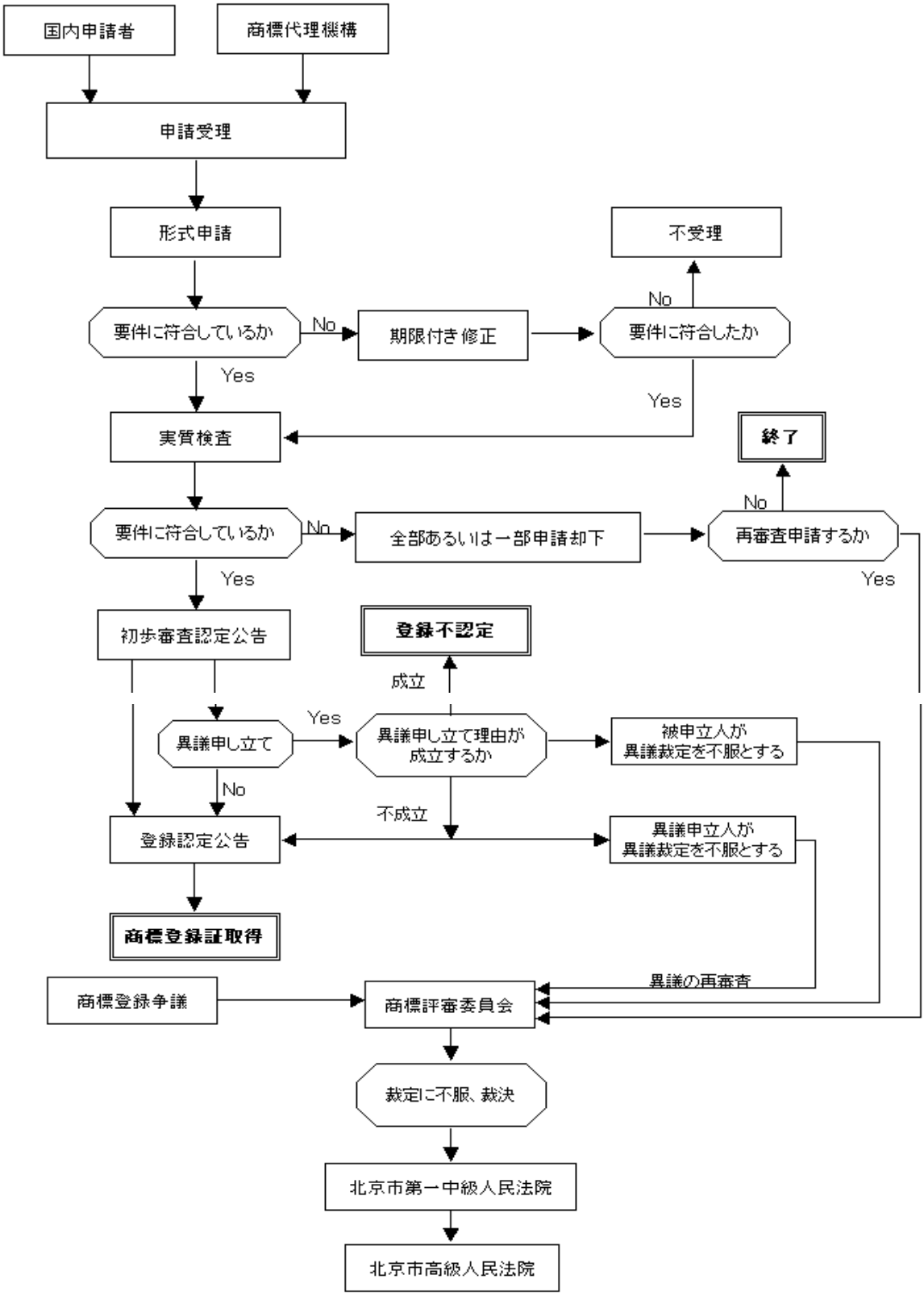

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

三、意匠権申請登録実務の紹介

意匠権は中国において、外観設計と呼ばれ、発明特許、実用新案とあわせて、専利権と呼ばれ、すべて『中華人民共和国専利法』によって保護されます。ここでご紹介する意匠権は、見た瞬間の印象を決定付ける重要な要素を保護対象としています。

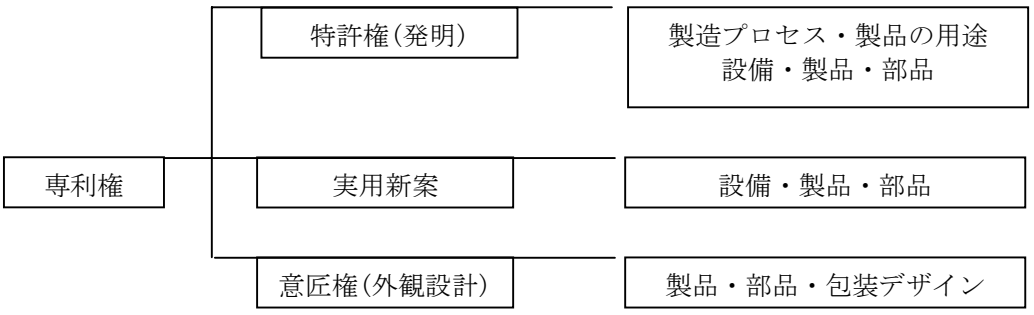

『中華人民共和国専利法』(2000 年 8 月 25 日修正公布)によって保護される。

(1)意匠権申請の所要日数

意匠権の申請は、中央政府の管轄ではなく上海など、所轄の商レベルの特許局で行います。商標登録と同様に、所要日数に関するガイドラインはありませんが、申請提出から証書取得まで約 6 ヶ月から 12 ヶ月必要です。

申請→→申請費用納付→→初歩審査→→登録手続き・費用納付→→証書取得

(全体で)約 6 ヶ月から 12 ヶ月

(2)意匠権申請に関する費用

意匠申請にかかる費用は 500 元ですが、この費用は国家知識産権局へ納付する費用ですので、代理機関を通して申請する場合は、代理費用が必要です。代理費用は代理機関によって異なります。

(3)意匠権申請について

意匠権の有効期間は申請日から起算した 10 年です。意匠権には毎年、登録費用がかかります。登録費用は以下の通りです。

1-3 年　600 元、4-5 年　900 元、6-8 年　1,200 元、9-10 年　2,000 元

意匠権は、審査認可というよりも申請方式であり、形式的な審査を行うのみです。このため、審査では申請書類が規定に符合しているか否かのみを検査し、実質的な審査は実施しません。このため、意匠権申請時には、法律規定で意匠権を授与する状況に合いさえすれば、比較的容易に意匠権の取得が可能です。

「意匠権登録の流れ」は次ページをご参照ください。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

「意匠権登録の流れ」

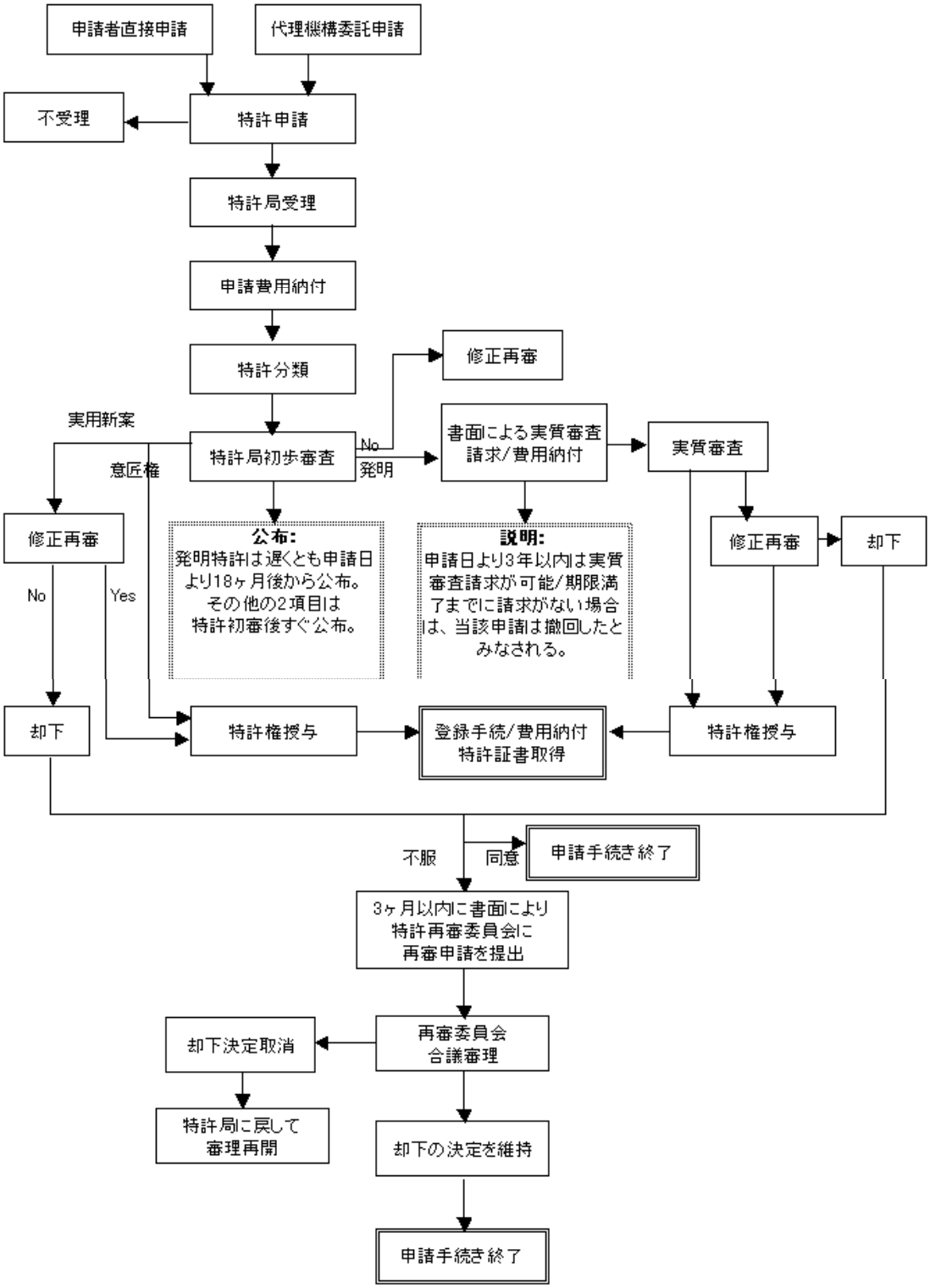

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

①申請書類

意匠権の審査に必要な書類は以下の通りです。

1. 当局指定の外観設計特許請求書
2. 商品写真 7 枚(前・後・左・右・上・下・立体写真、写真のサイズは 3×8 cmから 15×22 cmまで)
3. 色彩保護を入れる場合、カラー写真とまた色彩についての説明文書
4. 現地法人名義で申請する場合は、営業許可証のコピー

外観設計特許請求書の参考フォーマット(日本語訳)は添付資料をご覧ください。

②申請先

『中華人民共和国専利法』第 19 条規定によると、中国において経常居住地や営業所を持たない外国人、外国企業或いは外国のその他組織が、中国で特許の申請や特許関連の事務を実施する場合、国務院専利行政管理部門が指定する専利代理機関に委託して実施しなければなりません。

日本企業が意匠権申請をする場合、所在地で専利代理資格を持つ機関に委託して実施しなければなりません。

上海での申請窓口は以下の部門です。

ケーススタディー
商標使用料の送金手続き

Q: 商標使用料を中国現地法人より日本へ送金する事を検討しています。商標使用料の送金手続きについて教えて下さい。

A:

1. 商標使用料の対外送金については、窓口となる銀行がその送金を認可する権限を外貨管理局より委譲されていますので、必要書類さえ揃えば銀行より直接送金する事が可能です。但し、何らかの過失があった場合、送金手続きを行った銀行が外貨管理局よりその責任を問われる為、送金可否については送金窓口である銀行により決定されます。
2. 送金の為の具体的手続きは、まず日本本社(商標使用権保持者)と貴社(商標使用者)において、「商標使用許諾契約」(中文)を締結し、商標局において当該契約書の登記手続きを行い、当該①商標権使用許諾契約書(COPY)、②商標使用許諾契約登録通知書(COPY)、③営業税(5%)及び企業所得税(10%)の納税証憑(或いは免税証憑)原本、④インボイス(請求書原本)を銀行に提出し、手続きを行ないます。

国家知識産権局上海専利代理事務所
(受付：午前 9：00～11：30　午後 13：00～16：30)
上海市巨鹿路 915 号　巨鹿大厦 1 階ロビー
電話：(021)5404-6722(申請受理)　(021)5404-6723(料金徴収窓口)
FAX：(021)5404-6721
E-Mail：shanghaidbc@126.com

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

四、商標に関する Q&A(アパレルに限らず)

Q:申請中の商標は使用できますか。
ある新聞で、申請中の商標を使用して罰金になったケースがあったと記憶しています。

A:一般的には、申請中の商標を使用することに問題はありませんが、医薬品、タバコなどは「商標法」や関連規定で、登録が終了するまで市場で販売してはならないものがあります。

「商標法」第 6 条に「国が商標を使用しなければならないと規定した商品については、商標登録を出願しなければならない。登録が未許可の場合、市場で販売してはならない」と規定されており、医薬品の場合は「中華人民共和国薬品管理法」第 41 条、タバコの場合は「中華人民共和国烟草専売法」第 20 条において、商標登録の申請を行う事が必須で、登録が未認可の場合、生産及び販売する事はできないと規定されています。

質問の記事は、1998 年に中国で起こったバイアグラの商標権に関する事件です。1998 年に「瀋陽飛龍集団」がバイアグラと同等の功能を持つ同社新製品を開発、その新製品の発表会を北京で行った際、同社製品の商標である「偉哥」は「商標局に申請、商標登録成功!」と大々的に公表し、同社製品パッケージにも「偉哥」の文字が印刷され、「偉哥開泰」という名称で販売していました。しかしながら実際には当該企業は「偉哥」の商標登録申請中であったため、商標局により指摘をうけ、国家薬品監督管理局が当該製品を没収しました。

このケースの問題点は、①商標申請中であるにもかかわらず、「商標登録成功」であると虚偽の広告をした、②「商標法」第 6 条に反し、医薬品であるにも関わらず商標登録が完了する前に当該商標を使用して製品を販売していた――の 2 点です。

お客様が申請中の商標は、上記の規定何れにも当てはまりませんので、未認可でも使用することが可能です。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

Q:登録商標の譲渡について教えてください。譲渡に手続きと、譲渡金額について参考資料があれば、手に入れたいのですが。

A:登録商標の譲渡手続きと買い取り額、注意事項について以下、ご紹介します。

1．登録商標の譲渡について

登録商標の譲渡手続きは、譲渡者(現商標権者)と被譲渡者(貴社)が商標局に「登録商標の譲渡申請書」を提出しなければなりません(両社のサインが必要となる)。

登録商標の譲渡手続を行う申請者(現商標権者或いは貴社)は、商標局に「登録商標の譲渡申請書」、譲渡者の「営業許可証」コピー、商標登録証を提出します。商標代理機構に委託する場合は、「商標代理委託書」の提出も必要です。委託書は被譲渡者(貴社)が記入し、規定の場所に社印を捺印します。

現商標権者が同一種あるいは類似商品上に同様或いは近似の商標を登録している場合は、全て譲渡しなければなりません。

2．譲渡価格について

価格は主に譲渡者が使用している商標市場における知名度によって決まります。現在使用中の商標が誰も知らないに等しく、会社の規模も小さい場合は、当該商標の市場価格も限度があるため、一般的には 10 万元程度で買取ることができると思われます(商標登録代理機構の見解、当然価格については状況によるので一概には言えません)。

当該商標がすでに知名度の高いブランドの場合、譲渡することは稀ですので、譲渡する場合は譲渡者が経営状態に問題がある場合もあり、価格は予測することが難しく、交渉によって決めるしかありません。

譲渡者が登録後 3 年間使用していないという証拠を貴社が提示できれば、国家商標局にその商標権撤回要求を提出できます。

3．交渉の際の注意事項

貴社にとっての当該商標の重要性を、できる限り先方に知られないようにすること。また、先方が法外な価格を提示するのを防ぐため、日本における知名度や当該商標の切迫した需要が露呈しないように注意を払う必要があります。

また、話し合う前にまず先方企業の状況を調査し、先方企業にとっての当該商標の重要性を確認するとともに、現在、市場において当該商標を使用している商品の知名度を確認し、再度類似商標の譲渡価格を調べることも 1 つの方法です。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

Ⅱ. 中国の税制

中国に進出するにあたって、2番目に考慮すべき事項として、中国の税制について紹介します。安い労働力や安価な生産コストを狙って中国に進出しても、納めるべき税金がコストを圧迫しているケースや、優遇措置を受けていたのに優遇措置がなくなった、税関規定が変わり、税金の還付がなくなったなどの声が聞かれます。

今回のマニュアルは、卸売業と小売業の進出を対象としているため、おもに生産型企業を対象とする税金の優遇政策については紹介を割愛させていただきます。

基本的に、以下に挙げる増値税や営業税、企業所得税(法人税)をはじめ、個人所得税、消費税がありますが、業界や物品によって課税率が異なるものの、収めるべき税金の項目は、業界による違いはあまりありません。

一、増値税

増値税とは、物の付加価値に対して課税される流通税の一種であり、日本の消費税に相当するといえます(中国の「消費税」は別途紹介)。

課税率は一般に17%(一部物品は13%)
増値税の納税額=販売額×増値税率−仕入額×増値税率

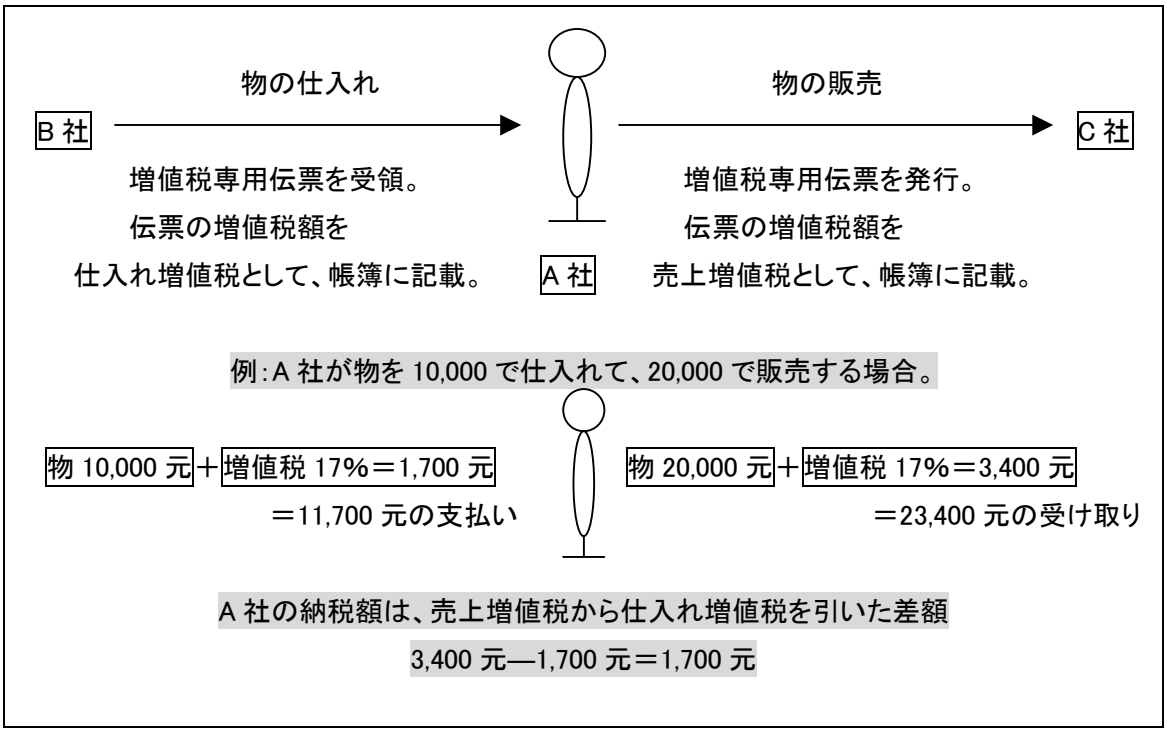

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

二、営業税

有償労務の提供、無形資産の譲渡、不動産販売によって得た営業収入に対してかかる売上税です。税率は娯楽業を除き 3%～20%、卸売・小売企業関連ではコミッション収入に対する課税率が 5%となっています。

課税率は 5%：コミッション売上額×5%＝営業税納税額
※営業税納税額からは如何なる税額も控除できません。

三、企業所得税(法人税)

経費差し引き後の利益に対する課税です。

2007 年 3 月現在、以下の外資系企業所得税法がまた有効ですが、2008 年 1 月 1 日から施行される新「企業所得税法」により、内外資に関わらず原則として 25%の税率が適用されることになっています。(一部優遇条件もありますが、現時点ではまだ明確化されていません)

商業企業を含む非生産型企業に対しては一切の優遇無し。税率は 33%。

四、その他各種税金

以下、まとめて一覧にて掲載します。

税種	納税額計算基準	主要税率	納税対象
個人所得税	個人所得額	5%～45%	企業負担無、源泉徴収実施
土地増値税	土地使用権譲渡額、建物所有権増値収入		土地使用権及び建築物、その他付属物権利の譲渡により得た収入
都市不動産税	不動産標準価格または賃貸借価格	1%、2%または 12%	不動産所有権を持つ外国投資企業および外国企業
車輌船舶プレート使用税	車輌台数、船舶トン数	定額税率	公共道路を運転する車輌および河川、湖、臨海港で運行する船舶
車輌購入税	売価または税務局認定額	10%	車輌を購入し、自社用車とする場合
印紙税	締結額、受領証憑額	0.005%～0.1%	売買、加工請負、所有権移転証書、営業帳簿などの証憑を受領する場合
不動産取得税	土地使用権譲渡額、建物価格	3%～5%	土地使用権や家屋の譲渡、購入、贈与。それらを継承する企業が納税
消費税	製品価額	3%～25%	特定の製品を輸入、生産、委託加工する企業に対する課税(内税)
関税	輸入貨物の税込価格	平均 15%	輸入貨物の受領企業、輸出貨物の出荷企業

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

第二章　中国アパレル市場進出状況、その販売形態と実情

Ⅰ．中国 GDP、消費生活と小売業の成長状況

一、中国の GDP と上海の GDP 成長状況

(1) 中国の GDP 成長状況

GDP は安定かつ迅速な増加を維持しており、2006 年の中国の GDP は 20 兆 9,407 億元で前年比 0.3 ポイントアップの 10.7%の成長でした。第一次産業は 2 兆 4,700 億元増で 5%の成長、第二次産業は 10 兆 2,004 億元増で 12.5%の成長、第三次産業は 8 兆 2,703 億元増で 10.3%の成長となっています。

中国国内総生産(GDP)

	国内総生産(GDP) (千億元)	1 人当たり GDP (元)	前年比 実質伸び率(%)
2000	99.22	7,858	8.4
2001	109.66	8,622	8.3
2002	120.33	9,398	9.1
2003	135.82	10,541	10.0
2004	159.88	12,336	10.1
2005	183.87	14,063	10.4
2006	209.41	——	10.7

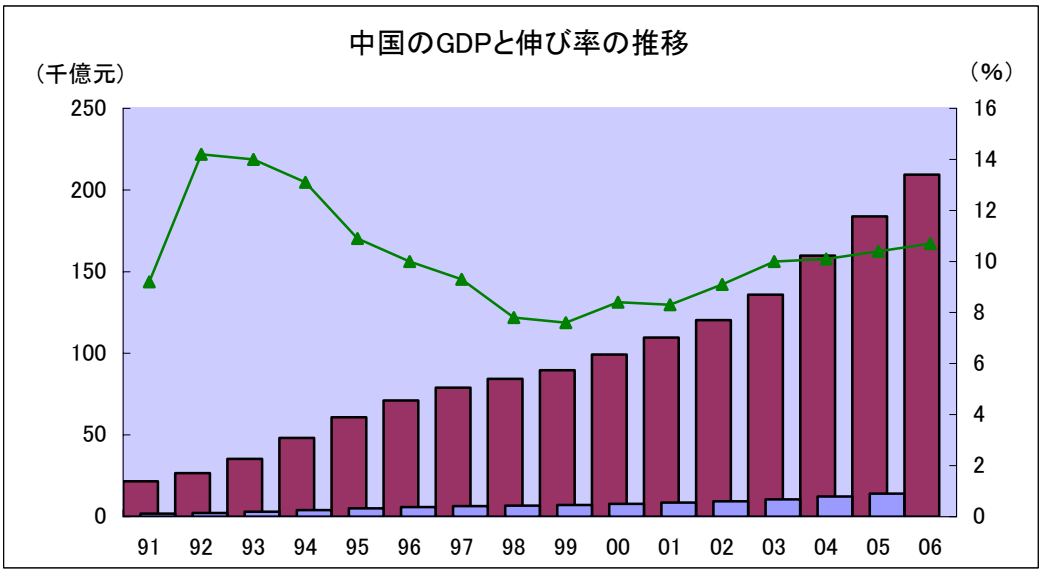

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

(2)上海の GDP 成長状況

上海市の GDP は過去 6 年にわたって 11%を超える経済成長をしており、卸売小売業界全体 GDP の上海市 GDP に占める割合は、ほぼ 9%で推移しています。

上海市の域内総生産(GDP)（単位：億元）

	全体	成長率(%)	卸売小売業界
2001	5,210.12	——	555.06
2002	5,741.03	11.3	529.04※
2003	6,694.23	12.3	569.91※
2004	8,072.83	14.2	745.00
2005	9,164.10	11.1	840.89
2006	10,366.37	12.0	929.16

※未調整データ

二、都市住民の消費生活

(1)上海市の都市住民可処分所得と消費支出

2006 年の上海市都市部住民の平均可処分所得は 20,668 元で、2001 年の 12,883 元に比べ 7,785 元増加しました。約 60%強増加しています。

消費支出で服装にかける費用は 2001 年の 557 元から 1,027 元と 2 倍近くに伸びていますが、消費支出に対する服装費用の割合は 6%から 7%を行き来しており、6 年間で余り大きな変化は見られません。

上海市の都市住民 1 人当たりの平均可処分所得(単位：元)

	平均可処分所得	消費支出 (対所得比率)	服装にかける費用 (対消費支出比率)
2001	12,883	9,336(72.5%)	577(6.2%)
2002	13,250	10,464(79%)	613(5.9%)
2003	14,867	11,040(74.3%)	751(6.8%)
2004	16,683	12,631(75.7%)	797(6.3%)
2005	18,645	13,773(73.9%)	940(6.8%)
2006	20,668	14,762(71.4%)	1,027(6.9%)

(2) 上海市の社会消費品小売総額

社会消費品小売総額とは、飲食業、新聞出版業、郵政業、卸売・小売業、その他サービス業など、市民生活の中で消費される商品の売上総額を指します。

2001 年の社会消費品小売総額は 2,016.37 億元、そのうち服装は 266.31 億元で 13.2%を占めており、2006 年には 3,360.41 億元、そのうち服装費は 425.70 億元で 12.7%でした。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

上海市の社会消費品小売総額(単位：億元)

	全体	服装類
2001	2,016.37	266.31
2002	2,203.89	289.43
2003	2,404.45	309.70
2004	2,656.91	341.28
2005	2,975.97	381.31
2006	3,360.41	425.70

三、卸売･小売業の状況

(1)上海市の卸売・小売業に関する各種データ

上海市の限度額以上の卸売・小売業主要財務指標(2006)

(企業類型別) 単位：億元

外商投資企業	主要業務収入	主要業務コスト	主要業務利潤	利潤総額
卸売企業	1,867.72	1,594.83	267.93	72.25
小売企業	367.10	329.23	37.41	5.62

※取扱商品は服装に限らず。

(業界別) 単位：億元

紡織・服装 日用品業界	主要業務収入	主要業務コスト	主要業務利潤	利潤総額
卸売	1,055.76	910.32	139.17	23.11
小売	59.71	43.79	15.23	1.98

※企業は外商投資企業に限らず。

上海市の限度額以上の服装業界卸売・小売業商品販売量 (単位：万着)

	2004	2005	2006
卸売	305.98	315.05	339.90
小売	135.22	141.82	145.77

※2002 年は服装と製帽業を合算した数値、卸売・小売の分類なし

上海市の限度額以上の服装業界卸売・小売業商品販売額 (単位：億元)

	2003	2004	2005	2006
卸売	189.98	196.94	382.41	425.73
小売	95.33	98.29	179.14	196.54

※2002 年は服装と製帽業を合算した数値、卸売・小売の分類なし

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

Ⅱ. どのような販売形態があるか(代理店、委託契約、フランチャイズ)

一、各方式のメリットデメリット

ここではまず、代理店、委託販売、フランチャイズという方式を説明して、それぞれの販売方式のメリットとデメリットをご紹介します。

(1)代理店

代理店を利用した販売とは、中国国内にすでにある法人、または新規で設立された法人と契約を締結し、貴社の持つブランドの使用許諾を与えて、その商品を代理店が販売する方式です。

代理店は、販売する商品を貴社から購入(仕入れ)し、代理店が小売価格を設定し販売する方式で、代理店が商品を購入した時点で、商品の所有権は代理店に移ります。この時点で、貴社は商品を販売したことになり、代金を受領します。

代理店には、「総代理」や「分代理」、「○○地区総代理」などランクを分ける事ができます。信頼の置けるパートナーと組めれば、代理店の持つ販売ルートやコネクション、販売ツールを生かすことで、多くの人材や資金を投入することなく、市場展開できる事がメリットと言えるでしょう。

しかし一方で、貴社が代理店に対して販売する場合は卸売価格であり、小売価格は代理店が独自に決定し、貴社が代理店に対して強制的に小売価格を指定する事ができません。また、商標の使用権に関する問題も発生しやすいようで、如何に代理店を管理するかに労力を取られます。

ケーススタディー

「総代理」とは?

Q:代理店はよく耳にしますが、総代理店と言うのは、どういう代理店をさすのでしょうか。

A:「総代理」という言葉は、法的な専門用語ではなく、法律上でも厳格に定義があるわけではありません。

中国の商習慣では、「総代理」を使用する場合、一般的に「独占代理」のケースが圧倒的です。「総代理」は、自分の代理範囲内で、更に他者に対し、代理権を授与することができます。これを「分代理」といいます。

相手側に対して、独占代理を与えたくないのであれば、「総代理」は使わせないほうが無難です。

また「総代理」を使わせる場合でも、例えば「上海市総代理」などのように地域を特定するようにすれば、当該「総代理」の権限は上海市内に限定されることになります。

(2)委託販売

委託販売は、貴社が中国にある法人や個人(以下、委託販売先)に対して販売業務を委託する方式です。この場合、貴社は商品を委託販売先に預け、実際に販売された時点で商品代金を精算し、委託販売先に手数料を支払うという方式です。商品が売れるまでは、商品の所有権は貴社にありますが、貴社の商品が手元を離れてから、実際に販売され代金を精算するまでの期間が長くなりがちで、資金の回収周期が長くなりがちです。また、委託販

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

売先がいつ、何を、どれだけ販売したかという状況の把握を如何に管理するか、困難が伴います。

(3) フランチャイズ

資金を投入して加盟店になる価値があるブランドを有する場合、中国で加盟店を募集し、ブランド展開する方式もあります。この場合、加盟店主が加盟料を支払い、加盟店を形成するとともに、貴社はフランチャイザー(フランチャイズ本部)として、商標、サービスマークの使用を許可します。

貴社のメリットとしては、少ない資金で多くの店舗展開ができること、店舗賃借や従業員雇用はすべて加盟店側が負担します(フランチャイズの契約内容にもよります)ので、資金回収サイトが早いことが挙げられます。

一方、デメリットとしては、成熟した管理システムや経営ノウハウ、付加価値の高い商品の提供が求められ、加盟店が本部の意に従わず、独自の経営を始めてしまうなど、やはり管理に多大な努力を払わねばなりません。

二、注意事項

(1) 事前審査、契約締結

代理店契約、委託販売契約を締結する前に、何らかの方法で相手側の信用調査をするべきです。相手側企業が信用できるか否か、正常な経営状態にあるか否かの企業信用調査を実施し、取引先としてふさわしいかどうかの判断材料とします。取引金額が大きくなると、当然、相手側の支払い能力を含めて、支払わない場合のリスクも考慮に入れる必要があります。また、互いの義務と権利などを明確にし、契約を締結する必要があります。

契約書を作成する際に注意する事項として、①代理店経営指定地域(テリトリー)を定める、②中国の商標局に登録してある貴社商標を相手方に使わせる場合は、「商標使用許諾契約」を締結し、商標局に登記しなければならない、③約束した販売額に達しない場合の処理方法の決定、④違約責任の条項を設ける――などがありますが、これらは実際に相手側との合意が必要であり、ケースバイケースで約定することになります。

中国では、『契約法』は存在するものの、代理店に関する法律は特別に制定されていません。代理店契約内容については基本的に契約当事者間の合意に委ねられます。

契約書については、政府関連部門に申請或いは登記を要する契約は中文が必須です。代理店契約は、政府部門への登記は必要ありませんが、中国企業との契約であることや、契約書を登記して権利を保護する場合などのケースを考慮し、日中両文を同時に作成し、日本語版、中国語版のどちらを正とするかも決める必要があります。

FAX 及び E-mail による契約文書は容易に改ざん出来ることから、取引上で紛争が生じた場合の法廷での根拠にはなりません。また、署名だけ、公印だけでも契約は充分有効ですが、原則としては署名及び公印の両方を契約書に記し、その原本を双方が保有します。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

(2)代金回収

主な対策として、

①L/S　at　sight　の材料調達時受領

②前払い金を受領

③先方から銀行保証状を入れさせる。

などがありますが、場合によってはコミッションを払ってでも商社経由にしたほうがリスクを回避できるなどのケースもあります。

(3)銀行決済(L/C など)

L/C(信用状)とは『信用状統一規則』に従って、貨物輸入者の取引銀行が発行するものです。一般的な流れは、

①商談→売買契約締結。

②輸入者は取引銀行に L/C 発行を依頼。取引銀行内での審査を経て L/C 発行。

③L/C 発行銀行は、輸出者の取引銀行宛、L/C 発行を通知。

④L/C 発行通知に基づき、輸出者は貨物を生産或いは購入し船積み手配。

⑤輸出者は取引銀行に対して輸出荷為替手形の買取りまたは取立を依頼。

⑥輸入者の指定港宛貨物到着、これと前後して L/C 発行銀行宛船積書類到着。

⑦L/C 発行銀行は、輸入者宛に輸出荷為替手形の引受けまたは決済を依頼。

ア)一覧払い(at sight)条件の場合には、輸入者は即時決済。

イ)ユーザンス(例：90 days after B/L date；B/L 発行日より 90 日後決済)付きの場合には、輸入者は手形引受けを行う。

⑧輸入者は⑦の手形決済または手形引受けと引き換えに船積書類を入手し、貨物を引き取り。

⑨⑦の決済条件がユーザンス付の場合、輸入者は当該貨物を売却した代金で手形期日に決済。

となります。

L/C を利用した輸出入取引においては、輸出者より送付されて来る船積書類(B/L、輸出荷為替手形、インボイス、パッキングリスト、保険証券)と L/C 内容との一致を前提に、L/C 発行銀行が輸入者の輸入決済を保証しますので、L/C 発行銀行にとっては輸入者に対する与信供与行為となります。L/C は商取引とは独立した文書取引ですので、輸入者倒産の場合等において、船積み貨物が例えゴミ屑であっても、L/C 内容と船積書類とが一致していれば、L/C 発行銀行は L/C を決済する義務を負います。従って、輸出者にとっては、基本的にリスクの無い取引となりますが、L/C 内容と船積書類との間に不一致がある場合には、輸入者は手形の決済或いは引受けを拒絶することができます。また、L/C 発行銀行の倒産リスク、輸入国のカントリーリスクまでを保証するものではありません。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

上記の通り、L/C 取引は輸出者にとって有利な取引であり、輸入者にとってはL/C の有効期間(貨物の手配～船積み～決済までの期間を考慮して設定)に応じて発行手数料等のコストとL/C 開設の手間がかかりますので、送金による決済の方がずっと簡便ということになります。決済条件も輸出者にとっては一覧払い(at sight)条件の方が当然有利となり、輸入者にとってはユーザンス付の方が有利となります。

(4)小売価格の決定

代理店に、小売価格を強制することはできません。このため、相手側がどのような価格で商品を販売しているか、十分に注意を払ってフォローしなければなりません。小売価格に関係する参考法令としては、『価格法』(全人大 1997 年 12 月 29 日制定、同日公布、1998 年 5 月 1 日施行)の第 11 条、第 14 条や『不正競争防止法』(全人大 1993 年 9 月 2 日制定、同日公布、1993 年 12 月 1 日施行)の第 12 条が挙げられます。

小売価格は、強制であってはならず、あくまで参考提示価格、希望小売価格ですが、市場価格を混乱させるような代理店に対してはしかるべき指導が必要です。上海市物価検査所の見解は、「小売業者は自ら価格を制定する権利を有するので、卸売業者や委託者がその小売価格を制限することはできない。小売業者に対して、その参考として小売参考価格は提供できるが、その執行を強いることは認められない」とのことです。

(5)偽代理店の出現

もしも偽代理店が、貴社の代理店として広告を作成し営業活動をしているのを発見した場合、どのような対応をしなければならないのでしょうか。対応方法としては、まずは以下を行い、その結果により最終の対応策を決めることをお勧めします。

まず、その偽代理店は詐欺行為をしている可能性がありますので、貴社や正規代理店は所在地の公安局に詐欺事件の届出をします。これが受理される場合、立案調査が行われ調査結果が貴社に届くことになります。届出の際には、必要書類を確認しましょう。

次に、弁護士に依頼して、偽代理店に対して「弁護士書簡」を送達し、その反応をみて、対応策を検討します。

偽代理店の状況を知るために企業信用調査を行います。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

Ⅲ. 主な進出企業の展開方式

既に中国市場に進出している日本のアパレル企業に対する調査を行ったところ、中国に進出済みの日系アパレル企業は主として以下の 4 種類が挙げられました。

一、代理店による販売から、現地法人設立へ

まず、中国市場を開拓するために、中国の代理店を利用し販路を拡大し、時期が熟したところで外商投資商業企業を設立したのは、“23 区”、“ICB”、“23 区 HOMME”、“ROSEBULLET”、“J.PRESS”を展開する恩瓦徳貿易(上海)有限公司です。

(1) 恩瓦徳貿易(上海)有限公司

<table>
<tr><td>企業名(現地法人)</td><td colspan="3">恩瓦徳貿易(上海)有限公司</td></tr>
<tr><td>住所</td><td>上海市長楽路 400 号錦江迪生商厦 502 室</td><td>郵便番号</td><td>200020</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>021-6472-3660</td><td>FAX 番号</td><td>021-6472-3661</td></tr>
<tr><td>登記日</td><td>2001 年 12 月 1 日</td><td>企業区分</td><td>外商独資(日本)</td></tr>
<tr><td>出資比率</td><td colspan="3">株式会社オンワード樫山：100%</td></tr>
<tr><td>日本本社名</td><td colspan="3">株式会社オンワード樫山</td></tr>
<tr><td>住所</td><td>東京都中央区日本橋 3 丁目 10 番 5 号</td><td>郵便番号</td><td>〒103-8239</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>81-3-3272-2312</td><td>FAX 番号</td><td>81-3-3272-2314</td></tr>
<tr><td>中国での生産状況</td><td colspan="3">①主要展開ブランド：
“23 区”、“ICB”、“23 区 HOMME”、“ROSEBULLET”、“J.PRESS”
②現地生産(縫製)企業：上海恩瓦徳時装有限公司</td></tr>
<tr><td>販売方式</td><td colspan="3">①中国での販売方式：
先ず中国の代理店により中国国内の販売を経営して、その後現地法人を設立し、中国国内の販売を実施。
②従来の中国代理店の基本的状況
<table>
<tr><td>企業名</td><td colspan="3">上海時装有限公司</td></tr>
<tr><td>住所</td><td>上海市南京東路 690 号</td><td>郵便番号</td><td>200001</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>021-6322-5445</td><td>FAX 番号</td><td>021-63517889</td></tr>
<tr><td>代理店区分</td><td colspan="3">独占代理店 ■ 国内一般代理店 □</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>販売状況</td><td colspan="3">①販売店の形態：直営店 ■ 代理店 □
②大型ショッピングセンターへの進出：有 ■ 無 □
③出店都市数：19 都市</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">日本本社の中国でのその他投資企業の有無：有 ■ 無 □
<table>
<tr><th>No.</th><th>関連企業名</th></tr>
<tr><td>1</td><td>恩瓦徳開盛(大連)有限公司</td></tr>
<tr><td>2</td><td>南通海盟服装公司</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

恩瓦徳貿易(上海)有限公司設立前、株式会社オンワード樫山のブランドは全て上海時装有限公司が中国国内販売を担当していましたが、恩瓦徳貿易(上海)有限公司設立後、中国でのブランドの販売は全て恩瓦徳貿易(上海)有限公司が経営し管理しています。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

二、現地法人設立での販売から、代理店による販売へ拡大

先ず中国現地法人を設立して中国国内の販売を担当し、その後、中国の代理店を通じて販路を更に拡大する方針をとっているのは、株式会社ワールドとその100%子会社である世界時装(中国)有限公司と、“OLIVE des OLIVE”、“RE* OLIVE des OLIVE”ブランドを展開する株式会社もくもくとその100%子会社の上海欧俐芙時装有限公司です。

(1)世界時装(中国)有限公司

企業名(現地法人)	世界時装(中国)有限公司		
住所	北京市崇文区広渠門内大街29号四層	郵便番号	100062
電話番号	010-6712-3366	FAX番号	010-6718-5333
登記日	2002年8月12日	登録資本金	890万米ﾄﾞﾙ
企業形態	外商独資(日本)	従業員数	600余人
出資比率	株式会社ワールド：100%		
営業範囲	各種アパレル、ニット製品、服飾品及び付帯ファッションバッグ、ファッション靴のデザイン、生産。自社製品の販売。(法律、法規の規定により専門項目審査認可が必要な場合、審査認可取得前は経営活動禁止)		
日本本社名	株式会社ワールド		
住所	神戸市中央区港島中町6-8-1	郵便番号	〒650-8585
電話番号	81-78-3023-181	FAX番号	81-78-3023-347
中国での生産状況	①主要展開ブランド：“FA：GE”、“CORDIER” ②現地生産(縫製)企業：世界時装(中国)有限公司		
販売方式	①中国での販売方式： 先ず中国現地法人を設立して、中国国内の販売を担当し、その後再度中国の代理店を通じて販路を更に拡大 ②従来の中国代理店の基本的状況：独占代理店 ■ 国内一般代理店 □ 注：現在、世界時装(中国)有限公司が展開している2つのブランド(“FA：GE”、“CORDIER”)は中国一線都市、二線都市では既に代理店(地域総代理店)が存在する。		
ブランド経営状況	中国におけるブランド展開状況		

No.	ブランド名	ターゲット層
1	FA：GE	20～30才の流行に敏感なOL
2	CORDIER	25～40才のキャリアウーマン

販売状況	①販売店の形態：直営店 ■ 代理店 ■ ②大型ショッピングセンターへの進出：有 ■ 無 □
備考	日本本社の中国でのその他投資企業の有無：有 ■ 無 □

No.	関連企業名
1	世界时装(中国)有限公司上海分公司
2	世界时装(中国)有限公司広州事務所

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

世界時装(中国)有限公司は2002年8月12日に設立された外商投資生産型企業で、設立当初の総投資額は1,000万米ﾄﾞﾙ、登録資本金は600万米ﾄﾞﾙであり、2005年3月に増資して総投資額は1,800万米ﾄﾞﾙ、登録資本金は890万米ﾄﾞﾙとなっています。現在、上海に分公司1社、広州に事務所を設置しています。

2004年4月、商務部が『第8号令』を公布して、外商投資企業の商品小売り及び卸売業務経営を認可することになったため、世界時装(中国)有限公司は2005年5月、営業範囲に「自社製品と同類商品の小売、卸売」の追加を申請しています。この申請は、北京市崇文区商務局が高い関心を示して、積極的に各政府部門間の調整を実施し、その認可を支援ました。この支援が奏功し、商務部は2005年7月16日、世界時装(中国)有限公司に対し営業範囲を拡大した批准証書を発行し、北京市崇文区初の商業分野の認可を得た外商投資企業となっています。

(2)上海欧俐芙時装有限公司

<table>
<tr><td>企業名(現地法人)</td><td colspan="3">上海欧俐芙時装有限公司</td></tr>
<tr><td>住所</td><td>上海市広東路669号海通証券大厦3106室</td><td>郵便番号</td><td>200001</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>021-6341-0575</td><td>FAX番号</td><td>021-6341-0572</td></tr>
<tr><td>登記日</td><td>2004年8月</td><td>企業区分</td><td>外商独資(日本)</td></tr>
<tr><td>出資比率</td><td colspan="3">株式会社もくもく：100%</td></tr>
<tr><td>日本本社名</td><td colspan="3">株式会社もくもく</td></tr>
<tr><td>住所</td><td>京都府京都市中京区文字町437</td><td>郵便番号</td><td>〒604-8121</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>81-75-252-0132</td><td>FAX番号</td><td>－</td></tr>
<tr><td>中国での生産状況</td><td colspan="3">①主要展開ブランド：
“OLIVE des OLIVE”、“RE* OLIVE des OLIVE”
②現地生産(縫製)企業：上海申伊時装有限公司</td></tr>
<tr><td>販売方式</td><td colspan="3">①中国での販売方式：
先ず中国現地法人を設立して、中国国内の販売を担当し、その後再度中国の代理店を通じて販路を更に拡大。
②従来の中国代理店の基本的状況：独占代理店 ■ 国内一般代理店 □</td></tr>
<tr><td>ブランド経営状況</td><td colspan="3">中国におけるブランド展開状況
<table>
<tr><th>No.</th><th>ブランド名</th><th>ターゲット層</th></tr>
<tr><td>1</td><td>OLIVE des OLIVE</td><td>14～18才の流行に敏感な女性</td></tr>
<tr><td>2</td><td>RE* OLIVE des OLIVE</td><td>30～43才の女性</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>販売状況</td><td colspan="3">①販売店の形態：直営店 ■(26店舗) 代理店 ■(4店舗)
②大型ショッピングセンターへの進出：有 ■ 無 □</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">日本本社の中国でのその他投資企業の有無：有 □ 無 ■</td></tr>
</table>

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

三、直営店に委託管理加盟店を加えた販売

20 代から 40 代のホワイトカラーをターゲットに展開している“New Yorker”を扱う上海紐約克服装銷售有限公司は、直営店と委託管理加盟店による販売を組み合わせています。委託管理加盟店は自己資金を出して、全ての管理はフランチャイズ業者が担当する方式をとります。

(1)上海紐約克服装銷售有限公司

企業名(現地法人)	上海紐約克服装銷售有限公司		
住所	上海市淮海中路 755 号新華聯大厦東楼 16B	郵便番号	200020
電話番号	021-6473-6732	FAX 番号	021-6473-6720
登記日	2003 年 7 月	登録資本金	200 万米ﾄﾞﾙ
企業形態	中外合資(中日合資)	従業員数	36 人
出資比率	株式会社ダイドーリミテッド：74.5%　　大同利美特(上海)有限公司：15.5% 上海玲之盈服飾有限公司：10%		
営業範囲	株式会社ダイドーリミテッドが中国に投資した企業がデザイン、生産、委託加工したアパレル及び服飾の販売。(許可経営に関わる場合は許可証に基づき経営)		
日本本社名	株式会社ダイドーリミテッド(DAIDOH LIMITED)		
住所	東京都千代田区外神田 3-1-16	郵便番号	〒101-8619
電話番号	81-3-3257-5050	FAX 番号	81-3-3257-5051
中国での生産状況	①主要展開ブランド：“New Yorker” ②現地生産(縫製)企業： 1)大同利美特(上海)有限公司 2)大同利美特時装(上海)有限公司 3)大同佳楽登(馬鞍山)有限公司		
販売方式	中国での販売方式： 直営店＋委託管理加盟店による販売。(加盟店は自己資金を出して、全ての管理はフランチャイズ業者が担当する)		
ブランド経営状況	中国におけるブランド展開状況		

No.	ブランド名	ターゲット層
1	NewYorker	20～40 才のサラリーマン、OL

販売状況	①販売店の形態： 直営店　　■(5 店舗：上海のみ) 委託加盟店　■(上海以外のその他省市) ②大型ショッピングセンターへの進出：有　■　無　□
備考	日本本社の中国でのその他投資企業の有無：有　■　無　□

No.	関連企業名	設立年
1	大同利美特(上海)有限公司	1993 年
2	大同利美特(上海)有限公司馬鞍山分公司	2001 年
3	大同佳楽登(馬鞍山)有限公司	2001 年

上記ほか、4 社

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

四、SPA 方式(自社ブランドの小売業者を持ち、生産から小売までの全管理)

上海伊都錦時装中心有限公司(イトキン株式会社：100%)、好儷姿(上海)服飾商貿有限公司(株式会社ハニーズ：100%)、迅銷(江蘇)服飾有限公司(株式会社ファーストリテイリング：71.43%の合作)、上海斯弥沙服飾有限公司(株式会社キャン：100%)は生産から小売までを自社で管理しています。

(1)上海伊都錦時装中心有限公司

企業名(現地法人)	上海伊都錦時装中心有限公司		
登記住所	上海市松江区車墩鎮車亭公路 699 号	郵便番号	201611
経営住所	上海市南京東路 592 号中絲伊都錦商厦	郵便番号	200001
電話番号	021-5760-8666	FAX 番号	021-5760-8308
登記日	1995 年 11 月	登録資本金	6,500 米ﾄﾞﾙ
企業形態	外商独資(日本)	従業員数	約 800 人
出資比率	イトキン株式会社：100%		
営業範囲	アパレル、ファッション、インナー、ニット製品、ダウン製品、家庭用繊維品、アパレル副資材、非金銀服飾装飾品、皮革靴及びバッグの生産。自社製品の販売。日本の株式会社イトキン総本社が中国国内に投資して生産、委託加工している国内販売製品の受託販売。アパレル服飾品質管理試験サービス、仕上業務の提供(許可経営に関わる場合は許可証に基づき経営)。これら製品と同類商品(特定商品は除く)の輸出入、卸売、小売、コミッション代理(競売を除く)等の業務。		
日本本社名	イトキン株式会社		
住所	大阪市中央区久太郎町 2-4-25	電話番号	81-6-6262-2345
中国での生産状況	①主要展開ブランド：“IIMK”、“MK+”、“AVV”、“OFOUN” ②現地生産(縫製)企業：上海伊都錦時装中心有限公司		
販売方式	中国での販売方式： SPA 方式。(自社ブランドアパレル専門小売業者を持ち、生産から小売販売迄の全段階を管理する)		
ブランド経営状況	中国におけるブランド展開状況		

No.	ブランド名	ターゲット層
1	IIMK　MK+　AVV	若い、流行に敏感な女性
2	OFOUN	OL

(次頁へ続く)

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

上海伊都錦時装中心有限公司(続き)

販売状況	①販売店の形態：直営店　□　代理店　□ ②大型ショッピングセンターへの進出：有　■　無　□
備考	日本本社の中国でのその他投資企業の有無：有　■　無　□

No.	関連企業名	開業年月
1	上海絲金時装有限公司	1989 年 9 月
2	上海絲金針織有限公司	1990 年 4 月
3	青島絲金時装有限公司	1990 年 7 月
4	北京絲金時装有限公司	1991 年 9 月
5	大連絲金時装有限公司	1992 年 11 月
6	青島絲金花飾有限公司	1993 年 11 月
7	大連伊都錦時装(中心)有限公司	1994 年 10 月
8	哈爾濱伊都錦時装有限公司	1994 年 11 月
9	普寧伊都錦時装有限公司	1995 年 10 月
10	北京伊都錦中芸制衣有限公司	1996 年 3 月
11	杭州伊都錦時装有限公司	1996 年 3 月
12	沈陽伊都錦時装有限公司	1996 年 10 月
13	上海伊都錦家具有限公司	1996 年 10 月
14	上海中絲伊都錦有限公司	1997 年 7 月
15	営口伊都錦木業有限公司	1997 年 10 月
16	天津伊都錦時装有限公司	1997 年 10 月

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

(2)好儷姿(上海)服飾商貿有限公司

企業名(現地法人)	好儷姿(上海)服飾商貿有限公司		
住所	上海市南京西路 555 号三五大厦 209 室	郵便番号	200041
電話番号	021-5213-0860	FAX 番号	021-5213-0859
登記日	2006 年 4 月 25 日	登録資本金	40 万米ﾄﾞﾙ
企業形態	外商独資(日本)		
出資比率	株式会社ハニーズ：100%		
営業範囲	服飾製品、ニット製品卸売、自営商品の輸出入業務及び関連の付帯業務(クォータ許可証管理、専門項目規定管理に関わる商品は国家関連規定に基づき手続する)(許可経営に関わる場合は許可証に基づき経営)。		
日本本社名	株式会社ハニーズ		
住所	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	郵便番号	971-8141
電話番号	81-246-29-1111	FAX 番号	81-246-29-1120
中国での生産状況	①主要展開ブランド：“CINEMA CLUB”、“GLACIER”、“J-HONEY”、“C.O.L.Z.A” ②現地生産(縫製)企業：非公開		
販売方式	中国での販売方式： SPA 方式。(自社ブランドアパレル専門小売業者を持ち、生産から小売販売迄の全段階を管理する)		
ブランド経営状況	中国におけるブランド展開状況		

No.	ブランド名	ターゲット層
1	CINEMA CLUB	18～30 才の女性を対象とした可愛いイメージ
2	GLACIER	20～29 才 OL を対象とした神戸系イメージ
3	J-HONEY	13～35 才の女性を対象としたカジュアルスポーツウエア
4	C.O.L.Z.A	15～25 才の女性を対象とした色っぽいファッション風

販売状況	①販売店の形態：直営店　■(25 店舗)　代理店　□(2007 年 2 月現在) ②大型ショッピングセンターへの進出：有　■　無　□
備考	日本本社の中国でのその他投資企業の有無：有　□　無　■

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

(3)迅銷(中国)商貿有限公司

企業名(現地法人)	迅銷(中国)商貿有限公司		
住所	上海市零陵路 899 号 15 層 I 座	郵便番号	200030
電話番号	021-5412-8808	FAX 番号	021-5412-8809
登記日	2006 年 12 月 21 日	登録資本金	625 万米ﾄﾞﾙ
企業形態	外商独資企業	従業員数	約 380 人
出資比率	株式会社ファーストリテイリング：100%		
営業範囲	アパレル及びその付帯品、装飾品、靴、傘、カバン、メガネの小売、卸売、輸出入及びコミッション代理業務(競売は除く)。これら製品に関連する商業コンサルティング管理業務及びその他関連付帯業務（クォータ許可証管理、専門項目規定管理に関わる商品は国家関連規定に基づき手続する)(行政許可に関わる場合は許可証に基づき経営する）。		
日本本社名	株式会社ファーストリテイリング(FAST RETAILING CO., LTD.)		
住所	山口県山口市佐山 717-1	郵便番号	〒754-0894
電話番号	81-83-988-0333	FAX 番号	81-83-988-0334
中国での生産状況	①主要展開ブランド：“UNIQLO” ②現地生産(縫製)企業：江蘇晨風集団股份有限公司		
販売方式	中国での販売方式： SPA 方式。(自社ブランドアパレル専門小売業者を持ち、生産から小売販売迄の全段階を管理する)		
ブランド経営状況	中国におけるブランド展開状況		

No.	ブランド名	ターゲット層
1	UNIQLO	カジュアルで流行に敏感な人々

販売状況	①販売店の形態：直営店　■(25 店舗)　代理店　□ ②大型ショッピングセンターへの進出：有　■　無　□
備考	日本本社の中国でのその他投資企業の有無：有　■　無　□

No.	関連企業名
1	迅銷(江蘇)服飾有限公司
2	迅銷(江蘇)服飾有限公司上海分公司

備考 1：迅銷(江蘇)服飾有限公司は、2001 年 8 月 18 日に設立された中外合作経営(日中合作)企業で、出資比率は㈱ファーストリテイリングが 71.43%、江蘇晨風集団股份有限公司が 28.57%であった。

備考 2：迅銷(江蘇)服飾有限公司上海分公司は、迅銷(江蘇)服飾有限公司が上海に開設した支店である。

上記 1、2 についてはいずれも登録抹消手続き中(2007 年 12 月現在)

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

(4)上海斯弥沙服飾有限公司

企業名(現地法人)	上海斯弥沙服飾有限公司		
住所	上海市定西路 988 号銀統大厦南楼 15 楼	郵便番号	200050
電話番号	021-5239-5783	FAX 番号	021-5239-5785
登記日	2004 年 1 月 20 日	登録資本金	100 万米ﾄﾞﾙ
企業形態	外商独資(日本)	従業員数	45 人
出資比率	株式会社キャン：100%		
営業範囲	アパレルのデザイン、製版、生産、アパレル及び付帯服飾の加工、自社製品の販売並びに関連技術コンサルティングサービスの提供(許可経営に関わる場合は許可証に基づき経営)。		
日本本社名	株式会社キャン(CAN COMPANY LTD.)		
住所	東京都杉並区高円寺北 2 丁目 6 番 1 号	郵便番号	〒166-0022
電話番号	81-3-3223-7777	FAX 番号	81-3-3223-5050
中国での生産状況	①主要展開ブランド：“Canlemon”、“KIDS LITTLE CAN”、“BEAR EIMY” ②現地生産(縫製)企業：		

企業名	昆山莱蒙服装有限公司		
住所	昆山市石浦鎮声栄路 265 号	郵便番号	215343
電話番号	0512-5740-6008	FAX 番号	0512-5740-6002
登記日	2001 年 3 月	登録資本金	500 万米ﾄﾞﾙ
従業員数	1,190 人	年間生産量	約 10 万着
企業形態	外商独資(日本)		
販売状況	国内販売：__20__%。海外輸出：__80__%		

販売方式	中国での販売方式： SPA 方式。(自社ブランドアパレル専門小売業者を持ち、生産から小売販売迄の全段階を管理する)
ブランド経営状況	中国におけるブランド展開状況

No.	ブランド名	ターゲット層
1	Canlemon	妊婦
2	KIDS LITTLE CAN	児童
3	BEAR EIMY	流行に敏感な女性

販売状況	①販売店の形態：直営店 ■(25 店舗) 代理店 □(2007 年 2 月現在) ②大型ショッピングセンターへの進出：有 ■ 無 □
備考	日本本社の中国でのその他投資企業の有無：有 □ 無 ■

No.	関連企業名
1	昆山莱蒙服装有限公司

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

Ⅳ. 代理店を使った中国市場進出―代理店を探すための展示会や商談会

中国市場への進出にあたり、最も手っ取り早く確実に進出できるのは、代理店(中国語では「代理商」といいます)を活用した展開といえます。ここでは、代理店を見つけるための有効な手段として、展示会への参加についてご紹介します。

一、中国国内商談会開催のフロー(主催企業の場合)

外国企業が中国国内で商談会を開催する場合、自社の要求や商談会の目的に基づき、自社に適した商談会を開催する必要があります。ここでは、主催企業として商談会を開催する場合のフローを紹介します。

(1) 開催期間、場所、会場の決定

主催企業ははじめに開催日、開催場所、開催会場を決定し、会場を押さえます。一般的に小型商談会(20 社以内)を開催する場合は、ホテルの会議場や宴会場(200 ㎡～800 ㎡)を賃借します。比較的大型の商談会(20 社以上)を開催する場合は展示場の中央パビリオン等(800 ㎡以上)を借りることになります。

中国では、大型展示場の貸出期間のピークは 9 月～12 月です。商談会主催企業は出来るだけこの時期を避けて、他のフェア等とのバッティングを避けるべきですが、最近は海外との経済活動や技術交流が盛んになっており、大都市では毎日どこかの展示会場で展示会が開催されていることが多く、詳細が決まったら会場の手配が最優先となります。

中国側の商談会開催受入機関は、主催企業の委託後、必要な国内審査認可手続、スケジュール等の一連の作業を開始します。このため、主催企業は早めに当該開催受入機関と委託協議書を取り交わす必要があります(通常は商談会開催の 3～6 ヶ月前に委託協議書を締結します)。

(2) 地元開催受入機関に商談会開催手続を委託

開催受入機関は関連資格証と認可文書を保有しています。税関又は政府部門の商談会開催に関する認可手続も代行できます。

関連政策により、外国企業が中国国内で商談会を開催する場合、地元政府の認可文書を取得しなければなりません。このため通常、地元の資格のあるイベントサービス企業(会展服務公司)を合作パートナーとして手続を進めますが、主催企業は商談会の詳細案と実行可能性報告書を作成して、イベントサービス企業に提出し、イベントサービス企業が商談会の目的に基づき、一連の政府認可文書、税関、検疫局等の認可文書取得を実施することになります。イベントサービス企業に提出すべき情報は一般的に以下の通りです。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

①開催期間
②開催場所
③参加企業数
④展示品の具体的内容、種類
⑤開催目的と性質
⑥展示面積
イベントサービス会社や賃借した会場によって、受けられるサービスや契約に含まれる内容が異なりますので、内容を確認しましょう。

(3) 商談会用展示品輸送専門企業に展示品の輸送、通関手続を委託

地元の商談会用展示品輸送専門企業に展示品の輸送を委託します。通常は、以下のサービスが提供されます。
①関係分野を調整して、展示品を会場まで輸送する。
②保管輸送手順を管理して、展示品を正確に会場に届ける。
③関連機器、物品の輸出入輸送を手配して、通関手続を実施して、必要書類を整える。
④会場配置及び展示品位置の確認設置
⑤商談会終了後、展示品を移動させて搬出する。

(4)展示品の搬入日時、展示状況決定

会場賃借契約に規定された展示品の搬入日時に基づき、輸送専門企業は展示品を会場に搬入し、その後イベントサービス企業の要求に照らして、内装業者により現場の配置及び什器類の組立を実施します(展示台設計、現場組立、什器賃借等については、自社にて関係会社に連絡して実施出来るが、イベントサービス企業に一括発注する事も可能です)。

(5) 専門サービス提供企業に委託して来場者を確保

主催企業は商談会開催目的に基づき、目標とする来場者を決定して、専門サービス提供企業に委託して、来場者を確保します（当該作業は実績のある専門サービス提供企業に委託する事が出来るが、イベントサービス企業に一括発注する事も可能です)。

(6) 開催期間中の現場での手配と管理

商談会開催期間中、来場者を確保した専門サービス提供企業又はイベントサービス企業に現場での接待、手配、管理を依頼することができます。現場の状況に応じて、来場者と主催企業との商談を合理的に手配して、会場の安定した秩序を保ち、会場を効果的に管理するよう依頼します。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

(7) 主催企業と来場者との具体的商談の実施、提携意向の確認

主催企業は来場者との商談を実施して、開催期間中に提携意向に合意した場合、今後の具体的商談日時、場所、連絡方法等を確認して、その具体的商談を準備します。

(8) 代理店協議合意

主催企業と来場者との更なる商談を経て、最終的に合意した場合、代理店協議を締結します。当該協議では以下の項目を明確にする必要があります。

①代理地域の営業権
②保証金(代理金)
③甲(主催企業)の責任
④乙(代理店)の責任
⑤決済方法(支払方法)
⑥商品供給方法(注文・出荷制度)
⑦返品方法
⑧違約条項
⑨契約終止条項
⑩代理優先権条項
⑪争議条項

その他の具体的項目や条項は、双方当事者の協議結果に基づき相応の追加を行います。

(9) 代理店協議締結後に準備すべき事項

代理店協議締結後、参加企業は締結した協議書の具体的内容に基づき、関連手続及び事項等以下を準備します。

①協議書に約定されている決済方法(支払方法)に基づき、相応の国際決済証票を準備
②輸送会社を選んで、製品の輸出輸送作業を委託
③代理店の輸出入経営権の有無を確認。無い場合、輸出入経営権を持つ進出口公司に輸出入業務を委託。
④輸入側となる中国の関連法律を理解して、相応の通関手続・書類を手配。

輸出入貨物通関は申請⇒検査⇒徴税⇒貨物通過⇒通関完了の 5 つの基本的段階に区分できます。

1)申請

輸入貨物荷受人、輸出貨物出荷人又はその代理人が貨物輸出入時に税関の規定する期限内に、書面又は電子データ交換(EDI)方式で税関にその輸出入貨物の情況を申請して、貨運書類及び商業伝票を提出して、税関が審査して貨物を通過させる事を指し、申請内容の真実性、正確性に対して法的責任を負う行為です。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

輸出入企業が税関申請時に提供する書類は、Invoice、Packing List、BL、通関書類、輸出外貨購入照合消し込み票(輸出用)、輸出入認可文書、減免税証明、加工貿易届出手帳等の証票で、輸入貨物荷受人又はその代理人は輸送手段の中国入国日より 14 日以内に税関に申請を実施します。輸出貨物の出荷人は税関の特別許可のある場合を除き、貨物が税関監督ゾーンに到着後、荷役の 24 時間前迄に通関申請を行います。

2)検査

税関が申請受理後、法に則り出入国貨物の性質、原産地、貨物状況、数量、価値が貨物申請書類に記載されている内容と一致しているか否かを確認する事で、貨物に対して実際の検査を行う行政執行行為です。税関が輸出入貨物を検査する場合、通関者は必ず現場で待機して、税関の要求に基づき貨物の移動搬送、開梱、再梱包等を担当します。

3)徴税

徴税とは、税関が国家関連政策、法規に基づき輸出入貨物に対して関税及び輸出入増値税を徴収する事を指します。

4)貨物通過

貨物通過とは、税関が申請受理後、通関書類を審査確認して、貨物を検査し、法に照らして徴税後、輸出入貨物の税関による現場監督管理完了を決定する迄の作業手順を指します。

5)通関完了

通関完了とは、港湾にて貨物通過後、引き続き管理される貨物であって、税関が規定期限内に検査確認を実施して、書類追加提出、税の追徴が必要な貨物に対して処理を実施して、完全に税関の監督管理業務が完了した時迄の作業手順を指します。

二、中国国内展示会参加のフロー(参加企業の場合)

外国企業が中国国内の展示会に参加する場合、通常は展示会参加企業として、自社の要求及び展示会のテーマに基づき、参加の要不要を決定します。

ケーススタディー

駐在員事務所が展示会に出展できますか?

Q: 上海の駐在員事務所で展示会出展の申込みをして、問題ありませんか?出展した場合の業務範囲は?お金の支払いと展示物の輸送についても教えて下さい。

A: 貴社上海駐在員事務所で出展申込みをする事が可能で、この場合は、駐在員事務所の業務範囲内となります。支払いは、上海事務所より支払い、経費処理します。

展示物については、「中華人民共和国税関の輸入展示品管理監督弁法」により、無税輸入の許可を得て中国国内に輸入した展示物は中国国内搬入日より 6 ヶ月以内に再輸出する事が原則となっています。尚、輸入した税関と再輸出する税関は原則として一致していなければなりませんが、異なる場合は都度当該税関へ問い合わせ、その可否及び手続方法を確認する必要があります。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

(1) 参加する展示会を選定

メディア、ネットワーク、サービス機関を通じて、関連展示会情報を照会します。展示会の規模、タイプ、参加効果に基づき、参加する展示会を選択し、主催団体に連絡して、関連状況を問い合わせます。ジェトロでは、ホームページ上に「J-Messe」(http://www.jetro.go.jp/j-messe)という展示会情報コーナーを開設して、情報提供しています。

(2)展示会資料の入手

主催団体への問い合わせ結果に基づき、参加を決定して主催団体に連絡をとります。主催団体から展示会資料を入手します。資料は通常、展示会案内資料、参加申請様式、参加費用、関連サービス、会場展示見取り図、参加企業マニュアル等で構成されます。

(3) 申し込みと展示スペース、料金を確認

参加企業は展示会案内資料及び参加料金等を精読して、内容を充分に理解してから、参加申請様式を記入します。参加申請には企業の基本データ、展示場所の選択やその希望、展示品区分及びその他関連サービス利用に関する要望を記入します。主催団体が、参加申請を受理したのを確認して、展示場所及び関連費用に関する最終確認を待ちます。

(4)「展示会参加契約書」の締結と参加費用支払

参加企業は主催団体と内容を確認し、問題が残らぬよう明確にして間違いの無い事を確認した後、「展示会参加契約書」を締結します。主催団体の要求する支払方法で着手金を前払いし、最終的な展示会参加資格を確認します。

(5)『出展企業マニュアル』受領とサービスを確認

主催団体は参加企業の着手金を受領して参加資格を確認後、「展示場所確認書」及び『出展企業マニュアル』を参加企業に送付します。『出展企業マニュアル』には通常、主催団体が提供するサービスに関する情報、展示スペースの内装工事と展示レイアウト計画、広告宣伝サービス内容、展示品輸送サービス内容、宿舎及び接客サービス内容、現場管理規則制度等が説明されています。参加企業は自社の要求に基づき主催団体に必要としているサービスを連絡して、当該連絡内容に基づき、別途料金を支払います。

展示品輸送及び展示スペース内装工事は通常主催団体が指定する専門業者が担当します。参加企業が当該指定業者以外の企業に業務を委託する場合、事前に主催団体と調整しなければなりません。

(6)関連規定及び『展示会日程表』に基づく準備作業

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

参加企業は展示会参加前に充分な宣伝資料(名刺、製品紹介、会社紹介、製品価格リスト等)を準備しなければなりませんが、往々にして不足しますので、事前準備作業は慎重に実施しましょう。参加企業は『展示会日程表』のスケジュールに従い手配しますが、主催団体の決定した日程に照らして、必要な事項(海外からの参加者のビザの手続、展示品の通関手続、展示品の輸送、展示スペース内装工事、主催団体が要求するその他事項)を手配し、当日に備えます。

(7) 開催期間中の商談

展示会開催期間中、参加企業は合理的に現場担当者を配置して、接客及び説明を行います。自社製品紹介、自社紹介資料等の宣伝資料を配布して、関連宣伝業務を展開する。来場する事が事前に判明していた企業・個人に対しては製品の詳細な説明を実施して、彼らの意見を充分に聴取して、初歩的合作意向の締結に導きます。商談時は必要な商談記録を取り、展示会終了後、当該商談記録情報に基づき、更にフォローアップの連絡を実施します。

(8) 収集した情報を生かしたフォロー

展示会開催期間においては、参加企業も来場者(企業・個人)も初歩的な理解に留まるので、参加企業は有効な情報を収集して、展示会終了後、具体的状況に基づき、見込みのありそうな企業・個人と連絡を取って、最終的に合作の合意を取り付けます。

(9) 代理店協議合意

上記一、中国国内商談会開催のフロー(主催企業の場合)の(8)に同じです。P. 35 をご参照下さい。

(10) 代理店協議締結後に準備すべき事項

上記一、中国国内商談会開催のフロー(主催企業の場合)の(9)に同じです。P. 35 をご参照下さい。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

Ⅴ. 加工貿易商品(輸出商品)の国内販売振り向け

もともと国外へ輸出する予定だった商品が何らかの理由で輸出不能となり、国内販売に振り向けるというケースもあります。ここでは、加工貿易を前提として生産した商品の、国内販売振り向けの方法について、ご紹介します。

一、頻出単語の説明

(1)加工貿易について

加工貿易は委託加工とも呼ばれ、外国企業が中国国内の企業に生産や加工を委託する形の貿易形態を指します。日本企業としては、固定施設を持たなくていいため、初期投資が少なく、比較的簡単に開始することができます。

加工貿易には、原材料の調達方法によって「来料加工」と「進料加工」に分けられます。

「来料加工」とは、生産に必要な原材料や副資材を国外企業が提供し、中国国内企業は国外企業の要求に基づいて生産加工し、加工費のみを受け取る方法で、完成した製品は全量、その原料や副資材を提供した国外企業が引き取る経営活動を指します。「来料加工」では、国内企業が自社負担で材料を輸入する必要がなく、また保税で輸入し生産した製品全量を引き取ることを前提としているので、国内企業は加工賃のみを受け取りますが、その加工賃に対する増値税は発生しないことから、さまざまな業界で行われている貿易形態です。

「進料加工」とは、実際に生産加工する国内企業が原材料や副資材を自社で輸入する形で購入し、完成した製品を海外企業に輸出販売する加工貿易取引を指します。この場合、原材料や副資材の関税や増値税を納税して輸入します(一般貿易)。原材料や副資材の輸入元と製品の輸出先が必ずしも同じでないことが特徴的です。

(2)加工貿易製品とは?

加工貿易製品とは、所在地の主管税関で加工貿易貨物登録手続を行い、税関が発行する加工貿易手帳を取得した後、来料加工または進料加工貿易により、保税輸入材料を利用して加工した保税製品と加工過程において発生した端材、余剰材料、半端品等を指します。

(3)加工貿易製品の国内販売振り向けとは?

ここで紹介する加工貿易製品の国内販売振り向けとは、当事者が何らかの理由により規定通りに加工後の再輸出が不可能となり、保税で輸入した原材料や副資材、或いはその完成品を国内販売に変更する必要がある場合や、それらを国内販売用の製品生産に転用することを指します。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

二、加工貿易製品を国内販売に転じる業務の実現可能性

中国の現行法規によれば、加工貿易製品を国内販売に転じる場合、事前申請審査許可制度により、許可を取得しなければなりません。即ち、当事者である経営企業が関連する条件に符合するのであれば、審査申請と審査認可を経て、税関に関連税金と税金利息を支払うことで、加工貿易製品の国内販売を実施することができます。というのは、「来料加工」は、全製品を輸出するという前提で原材料や副資材を免税で輸入しているため、免税材料を使用し、国内販売用製品を生産し、国内販売することが厳しく管理されているのです。このため、許可なしで、かつ関税や増値税を納税せずに国内販売することは、脱税行為と見なされるのです。

三、加工貿易製品を国内販売に振り向ける場合の申請条件

加工貿易製品の国内販売振り向け申請に際して、以下の条件のいずれか１つに該当しなければなりません。しかし、下記の具体的状況は、通常、認可部門が認可する国内販売の数量及び金額の多寡により決定されます。

①外国企業が、何らかの理由により当事者と協議の上、既に締結した輸出契約の中止を求める場合で、関連証明の提出が可能で、かつ価格などを考慮した場合に新しい輸出契約を締結することが極めて困難である場合

②国際市場価格が下落し、経営企業が既に締結した価格記載済み輸出契約を継続して実施すれば深刻な経済損失が発生する場合で、かつ当該外国企業と既に達成した契約履行中止協議書を提出できる場合

③輸入材料を既に投入して加工したが、加工した完成品の品質が既に締結した輸出契約の規定する基準に符合せず、かつ経営企業が輸出商品品質検査部門或いは国内品質監督部門が発行する相応の証明を提出できる場合

④加工プロセスの改良により、原単位が低減し、一部原料に余剰が生じた場合、或いは加工プロセスの技術要求により、不可避の状況で合理的数量の端材が発生した場合で、かつ経営企業が生産産業主管部門の関連証明を提出できる場合

⑤不可抗力により、既に締結した契約を継続して実施することができない場合

⑥その他、国内販売を求める正当な理由がある場合

四、加工貿易製品を国内販売に振り向ける場合の注意事項

現在、中国における加工貿易の管理はすべて、加工貿易管理ソフトウェアにより管理されており、加工貿易に従事する企業は、自社のパソコンにソフトウェアをインストールしなければなりません。また同時に、紙媒体による文書の提出も必要であり、先にソフトウェア上で作業をし、その後、紙の資料も提出しなければなりません。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

五、実際の操作フロー

(1)一般貿易輸入クォータ許可証制度が適用されない、または登録が不要な管理商品

①資料を用意して認可申請

経営企業が規定の完成品引き受け期日までに、『加工貿易業務認可証』を発行した商務主管部門で国内販売申請を行い、当該部門が発行する『加工貿易保税輸入材料国内販売認可証』を取得します。

②必要書類

1)国内販売申請報告書(原本)
国内販売申請報告書には、既に照合消込みを行なった状況及び国内販売に転じる原因を詳細に記載すること。
2)『加工貿易業務認可証』(正本)
3)加工貿易輸出入契約書(コピー)
4)『税関加工貿易登記手帳』(正本)
5)『輸入材料申請登録リスト』及び『輸出完成品及び輸入材料対応消耗登録リスト』(正本)
6)国内販売を申請する加工貿易保税輸入材料のリスト(商品名称、商品コード、規格、数量、金額を記載)
7)審査認可部門が提出を求めるその他の資料
上記 2)～6)は、国内販売製品と各資料の記載事項が対応していなければなりません。

第 1 回目の国内販売申請時には、まず申請ソフトウェアでユーザー名とパスワードを登録しなければなりません。一企業につきユーザー名 1 件とパスワード 1 件しか登録できません。ログイン後、企業はこのユーザー名とパスワードを使って、加工貿易材料の国内販売に関わるオンライン申請認可システムにアクセスすることになります。システムログイン後、「加工貿易国内販売申請表」を事実に従い記入し、オンライン上で提出します。システムが自動的に「申請番号」を発行しますので、審査認可結果はオンライン上で知ることができます。

一般に、審査認可方式(その場での審査認可か、或いは上級部門審査認可であるか)は国内販売金額の大小(現在は 1 万ドルを基準とし、1 万ドル以上は上級部門の審査認可となる)に関連し、金額が少ないケースは、比較的早く認可されるようです。

商務主管部門は、申請書類を審査照合して、誤りが無いことを確認した後に、『加工貿易保税輸入材料国内販売認可証』を発行します。認可証には、国内販売を許可する輸入材料の商品名、商品コード、規格、数量及び金額を記載し、「加工貿易業務審査認可専用印」が捺印されます。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

③税関での加工貿易手帳の照合消込み申請

税関は、商務主管部門が発行した『加工貿易保税輸入材料国内販売認可証』に基づき、国家関連規定に従い輸入材料の関税と輸入増値税とその利息を追徴した後、加工貿易登記手帳の照合消込み手続を実施します。

追徴税額に関しては、本章最終ページの「追徴税額の説明」をご覧ください。

④最終的な国内販売の実施

上述の手続を完了した後、会社は、元の加工貿易における製品を国内販売することができます。国内販売時には、関連の税務発票(領収書)を発行し、当地税務機構に増値税納付申告を行って、税関に追徴された増値税を控除することができます。

(2)一般貿易で、輸入クォータ許可証、或いは登記管理を適用する商品に属する場合

『加工貿易保税輸入材料国内販売認可証』の申請をする必要はなく、会社は直接税関にて加工貿易登記手帳の照合消込み手続を実施しますが、当該照合消込み手続の前に、以下の手続を完了していなければなりません。

✧税関で税金及び利息の追徴手続を済ませていること。(計算方法などは上記に同じです。)

✧罰金の接受(通常は、輸入材料価額の 30%-100%の範囲で罰金が課されます。)

上述の手順を完了した後、会社は国内販売を行うことができます。

(3)完成品ではない端材、余剰材料、半端品など保税貨物の国内販売について

中国の法規に基づき、加工貿易で保税輸入した材料を加工した後に発生した端材、余剰材料、半端品、副製品等の保税貨物は、税関が監督管理を行う貨物とみなし、税関の許可なくして、如何なる企業、単位、個人も独断で国内販売或いは別の用途に用いることはできません。

①端材の国内販売処理実務

ここでいう端材とは、加工貿易企業が加工再輸出業務に従事する場合に、税関が確定した単位原材料消耗量(=単耗)内で、加工過程において発生し、当該契約における完成品として再輸出できない、合理的数量の廃材、砕材料、切れ端を指します。

端材の国内販売を申請する場合は、税関での照合消込み手続は不要で、商務主管部門に国内販売の審査認可を申請する必要もありませんが、主管税関で審査許可手続きの申請が必要です。税関にて関税及び輸入増値税を納付した後(計算方法は、上述記載)、国内販売が可能となります。

端材の国内販売は、延期利息が免除されます。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

②余剰材料、半端品の国内販売処理実務

余剰材料とは、加工貿易企業が加工再輸出業務に従事する過程で余り、引続き完成品の加工に用いることが可能な、加工貿易輸入材料を指します。

半端品とは、加工貿易企業が加工再輸出業務に従事する場合で、生産過程において重大な欠陥が発生するか、若しくは輸出契約の基準に到達せず、再輸出できない製品を指します(完成品及び未完成品を含みます)。

加工貿易企業が余剰材料の国内販売を申請する場合、或いは余剰材料を用いて生産した完成品を国内販売する場合は、以下の状況に基づいて手続を行います。

余剰材料の金額が、当該加工貿易契約における実際輸入材料総額の 3%以内であり、かつ価値総額が 1 万人民元以下の場合、商務主管部門は審査認可を免じ、企業は主管税関に直接、審査申請を行います。主管税関は、当該余剰材料に対し、規定に基づいた税金と徴税延期利息を計算した後、照合消込みを行います。余剰材料が、発展改革委、商務部、環境保護総局及びその授権部門が輸入許可証管理を行う範囲に属している場合は、許可証書の提出が免除されます。

余剰材料の金額が、当該加工貿易契約における実際輸入材料総額の 3%以上、或いは総価値総額が 1 万人民元以上の場合、商務主管部門が、国内販売関連の審査認可規定に基づいて審査認可を行います。税関は、商務主管部門の認可文書に基づいて、国内販売契約を行っている全ての余剰材料について、規定に則り税金と徴税延期利息を計算し、徴収する。余剰材料が輸入許可証管理に属している場合、企業は更に、規定に基づいて税関に関連の輸入許可証書を提出しなければなりません。

余剰材料を使用して生産した完成品を国内販売する必要がある場合、税関が対応する輸入材料の価値に基づいて、それぞれ上述の 2 種類の状況に基づき処理します。

加工貿易企業が半端品を国内販売する場合は、対応する輸入材料の価値に基づき、余剰材料の規定を参照して処理します。

輸入関税クォータ管理を実施する端材、余剰材料、半端品等の保税貨物については、以下の状況に基づいて処理します。

端材が、加工貿易企業が税関に国内販売を申請する際の検査申請状態で関税クォータ管理を適用する商品に属する場合、税関は、関税クォータ税率に基づいて徴収税額を計算します。

③余剰材料、半端品に対応する輸入材料がクォータ管理適用対象

剰材料、半端品に対応する輸入材料がクォータ管理適用対象である場合、企業は規定に基づき税関に輸入クォータ許可に関する証明を提出し、税関は、クォータ税率に基づいて税額を計算します。企業が規定通りに税関に輸入クォータ許可関連証明を提出しない場合、税関は、関連規定により処理します。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

(4)保税区の経営企業が加工貿易製品を国内販売に転じる場合の処理実務

保税区経営企業(以下、区内企業と略する)が加工貿易製品を国内販売する際の審査認可の原則は以下の通りです。

許可証管理を受ける商品については、事前に商務部門に審査認可を申請しなければなりませんが、許可証管理商品でない場合、商務部門に審査認可を申請する必要はなく、直接税関にて国内販売に関する手続を行います。

①国内販売の実務

関連部門の審査認可を経て、区内企業が加工製品を国内販売する場合、税関に関税と増値税を補填納付しさえすればよく、その後は、国内販売を実施することができます。徴税延期利息を支払う必要はありません。具体的には、以下の通りです。

1)追徴される関税及び増値税の計算公式は上記と同様です。

2)完成品中に既に保税材料と非保税材料が含まれている場合、保税材料に対して税金の補填納付を求められます。

3)完成品の全てが保税材料で加工されている場合は、税関が税金の補填納付を求める基礎は輸入完成品です。

区内加工企業が半端品、副製品、端材及び余剰材料を国内販売する場合は、完成品の規定に基づいて操作しなければなりません。

(5)輸出加工区の経営企業が加工貿易製品を国内販売に振り向ける場合の実務

輸出加工区企業(以下、区内企業と略する)が貨物を国内販売する場合、輸入貨物の関連規定に基づいて処理を行います。即ち、輸出加工区外企業が輸入通関手続を行い、税関に相応の輸入関税と増値税を納付し、輸出入許可証管理に関わる製品については、税関に関連の証明書を提出します。

加工過程において発生した端材、半端品、廃品等を国内販売する必要がある場合は、直接税関に申請し、税関が審査、許可した後に、国内販売時の状態により分類を確定して、相応の輸入環節税を納付します。輸入許可証管理を実施する商品の場合、輸入許可証の取得を免除します。『輸入制限類で原料として使用可能な廃物のリスト』に記載される商品に属する場合は、環境保護部門に許可証の取得を申請しなければなりません。

(6)その他

加工貿易企業は、輸入保税原材料と国内購入材料、及びその完成品、半製品を分類して保管し、在庫帳簿を作成して、保税材料の入庫、出庫、在庫状況を書面にて記録すると共に、定期的に税関のサンプル抽出検査を受けなければなりません。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

「追徴税額の説明」

関税と輸入増値税とその利息を追徴される場合の注意事項は以下の通りです。

✧追徴関税税額

追徴される関税＝保税材料の税関納税済み価格(以下、完税価格と称する)×適用関税税率

完税価格は税関により審査決定されますが、内訳は以下の通りです。

◆進料加工の輸入貨物は、取引価格を基本とした着岸価格を完税価格とします。

具体的には、認可を経て、契約書或いは協議書において既に国内販売比率を明らかに定めている部分、規定に基づき輸入時に比率通りに徴税する部分、及び何らかの理由で比率通りに輸出できず、国内販売として追徴される部分について、貨物の輸入申告日に税関が審査決定した価格を完税価格とします。

全額保税項目である貨物を、主管部門及び税関の認可を得て国内販売に転じ税金を追徴される場合は、国内販売のための輸入申告日に税関が審査決定する原輸入材料の価格を完税価格とします。

◆来料加工の輸入貨物を国内販売する際は、取引価格を完税価格とします。

具体的には、来料加工の輸入貨物で何らかの理由により輸出できなくなった加工製品或いは原材料、部品について、主管部門及び税関の認可を得て国内販売に転じ追徴される場合、国内販売の輸入申告日に税関が審査決定する加工製品或いは原材料、部品の国内販売価格を完税価格とします。

◆会社は、税関に対して事実の通りに取引価格及び関連費用を申告し、関連の契約書、領収書、加工貿易登記手帳等を提出しなければなりません。また、必要に応じて、原材料や部品を購入したメーカーの領収書や、加工貿易双方の関係及び取引活動に関する一切の状況を反映した資料を提出しなければなりません。

◆申告価格の真実性を確定するために、税関は、加工貿易に関する契約書、領収書、帳簿、証憑、業務往来書簡及び電報、文書ならびにその他の資料を検査する権利を持っています。

◆加工貿易の輸入貨物の売買双方が特殊な経済関係にある場合、会社は事実通りに税関に申告しなければなりません。税関は、調査を経て加工貿易双方の特殊な経済関係が取引価格に影響を及ぼしていると認定した場合、申告価格を受理しない権利を有します。

✧追徴増値税税額

追徴される増値税額＝(関税完税価格＋関税＋消費税)×税率(通常は 17%)

✧税金利息の追徴(会社側の原因により国内販売となった場合)

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

追徴される税金利息＝徴収税額×利息計算期間×徴税延期利息率/360

そのうち、

◆徴税利息の計算期間開始日は、国内販売する原材料、或いは完成品に対応する加工貿易契約下の原材料の初回ロット輸入日となります。徴税利息の終了日は、税関が税金納付書を発行した日です。

◆徴税利息率は、中国人民銀行が公布する 6 ヵ月～1 年(1 年を含む)の短期貸付金の年利率で、税関は、中国人民銀行が最新に公布する「短期貸付金年利率」に基づいて随時調整し、公布、執行することになっています。

加工貿易政策の調整により、契約が満了となった時点で延長が許可されず、国内販売で処理する場合、徴税利息率が、税関の税金納付所に記載された、前年度に中国人民銀行が公布した当座預金利率を適用するように変更する以外は、すべて上記と同様の扱いになります。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

第三章　企業設立方針の決定

Ⅰ. 企業設立形態

アパレル品の中国国内販売を展開するにあたって考えうる外商投資企業の設立形態は、生産型企業、保税区内貿易型企業、一般地域での商業型企業があります。保税区内貿易型企業には、貿易＋倉庫型の形態もありますが、ここでは国内販売にポイントを絞るため、貿易＋倉庫型についての説明は割愛させていただきます。

それぞれにメリットとデメリットがありますので、中国に進出するに当たってどのような業務フローで経営するのかを明確にし、企業を設立しなければなりません。

Ⅱ. 各企業の紹介

一、生産型企業

生産型企業は、その名の通り自社工場で製品を生産し、自社製品の国内外販売権を持つ企業です。自社の工場内で生産した製品であれば、国内外を問わず販売することが可能です。生産型企業の経営範囲は、「○○○及びその関連製品の生産加工、及び自社製品の販売、アフターサービス」とすることが多く、自社で製造していない製品を仕入れてそのまま手を加えず販売することができません。また、会社の登記経営場所は、工業団地(中国では、開発区と呼ぶ)内でなければならず、市内のオフィスビルに会社を登記して営業することができません。

近年の開発区の企業誘致方針は、高い付加価値を生む企業を好む傾向にあり、開発区内に工場を持つ場合で、土地の使用権を購入して会社設立しようとする場合、その開発区が基準を設けている投資密度(使用面積あたりの登録資本金額の基準、開発区によって異なる)を下回る場合、入居できません。単純労働集約型のアパレルメーカーにとって、中国進出のハードルが高くなっている感が否めません。

二、生産型企業(商業企業の機能追加)

外商投資生産型企業が営業範囲を拡大することにより『外商投資商業領域管理弁法』に定める卸売り、小売り業務を兼営することについては、『管理弁法』第 24 条に「外商投資商業企業以外のその他外商投資企業が本弁法第三条に列する経営活動(すなわち自社生産品以外の卸売り、小売りなどの商業行為)を行う場合、本弁法の規定に符合しなければならず、かつ法に従って相応の営業範囲に変更しなければならない。」と明確に規定されましたので、「営業範囲を変更拡大することにより、自社生産品以外についても卸売り、小売りの商業活動をすることが可能である」ことは明確になっています。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

しかしながら、原則として生産型企業から卸売り、小売兼営の生産型企業になる場合、既存の経営範囲の中での生産品目に関する商業活動が認められるのみであり、経営範囲を拡大するついでに、既存の経営範囲(生産品目)に無い品目を商業活動用に追加することはできません。

つまり、生産型企業の現在の経営範囲中にある「○○○、△△△の生産、自社生産品の販売」という文言が「○○○、△△△の生産、卸売り、輸出入、コミッション代理」と置き換わるのみということに注意が必要です。

三、保税区型貿易企業

保税区貿易型企業は、毎年 5,000 億ドルを超える規模の加工貿易をより円滑に進めるため、保税区に限って設立が許可された特別な企業で、保税区という税関が管轄する特殊エリア内だけで営業が可能な「国際貿易と外貨取引による保税品の売買」を専門に行うための企業です。

上海外高橋保税区での貿易型企業の営業範囲は以下の通りとなります。

①国際貿易、三国間貿易、保税区内企業間貿易並びに貿易代理業務

②国内の輸出入経営権を有する企業との貿易代理契約を通じての保税区外企業との貿易業務

③保税区内における商業的簡易加工

④保税区内における商務コンサルタントサービス

このため、中国の保税区外で行われる人民元取引は全く想定されておらず、営業範囲にも含まれていません。これまで保税区内の企業は、保税区交易市場という公設の市場を通すことで、実質的に輸入品や国内調達品の国内(人民元)販売を行うことが可能でしたが、2004 年に一般地域での商業企業設立が外資に開放されてからは、中国政府の見方も変化し、従来の「グレーな取引」から、はっきり「クロ」(営業範囲逸脱)との認識に変化しています。

四、保税区型貿易企業(商業企業の機能追加)

保税取引が発生する場合、保税区内の貿易型企業設立となりますが、保税及び非保税の取引が混在する場合(取引先顧客が両方を要求する場合)、①保税区の貿易型企業、②一般地域商業企業――の 2 つの機能が必要になりますが、2 つの企業を設立することは日本本社の負担も大きく、管理も重複するため、保税区貿易型企業の経営範囲拡大という方法が考えられます。保税区内貿易型企業を新規設立する場合、貿易型企業の設立と経営範囲拡大(同時申請・認可)も可能です。

この経営範囲拡大については、『外商投資非商業企業の仕入販売営業範囲の追加の問題に関する通達』(2005 年 4 月 2 日公布)、『保税区及び保税物流園区の貿易管理の関連事項についての商務部弁公庁・税関総署弁公庁の通知』(2005 年 7 月 13 日公布、商資字

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

[2005]76 号)が法的根拠です。経営範囲拡大後の営業範囲(上海外高橋保税区企業の卸売り追加の場合)は以下の通りとなります。

①国際貿易、三国間貿易、保税区内企業間貿易並びに貿易代理業務

②保税区内における商業的簡易加工

③○○○、○○○の卸売り、輸出入、コミッション代理(競売を除く)、並びに上述業務に関連付帯する業務。

五、一般地域での商業企業

『外商投資商業領域管理弁法』に基づき、2004 年 12 月以降、外国企業による卸売り・小売り企業の設立が可能となりました。メリットとしては、外国企業独資による卸売り・小売企業の設立が認められたという点であり、中国のパートナーを必要としなくなった事で親会社からの単独投資にて設立する事が可能となり、今まで合弁でなければ開放されていなかった国内･国際市場において、完全に自由な商業活動が出来るようになったことです。

外商投資商業企業の標準的な営業範囲は以下の通りで、全て中国国内向けの人民元取引を旨とする会社で、上記の保税区の貿易型企業とは逆に、保税品の外貨取引は全く想定されていません。

①卸売り企業：○○○、○○○の卸売り、輸出入、コミッション代理(競売を除く)、並びに上述業務に関連付帯する業務。

②小売り企業：○○○、○○○の小売り、自営商品の輸出入、国内商品の輸入輸出、並びに上述業務に関連付帯する業務。

なお、商業企業及び保税区企業のメリット、デメリットにつきましては、販売スキーム(自社で保税取引を行う必要があるか否か等)によりますが、機能は下表の通りですのでご参照下さい。

法人形態別の機能比較　(◎：問題なく可、○：条件付き可、×：不可)

機　能	一般地域	保税区	
	商業企業	貿易型企業	貿易型企業 (経営範囲拡大後)
保税取引	×	◎	◎
外貨交換	◎	×	◎
異地通関	◎	× (輸出入権無)	◎
増値税輸出還付	◎	○ (要二度通関)	◎
一般地域での 分公司開設	◎	×	◎
製品生産	×	×	×
自社製品以外の国内販売	◎	×	◎

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

Ⅲ. 優遇措置、その他

外商投資生産型企業に対する所得税その他の税優遇政策は大変多くあります。その主なものは①全国統一で企業所得税を「2 免 3 減半(最初の 2 年間は免除、次の 3 年間は半額に減税)」とする、②全国統一で輸出認定企業は①の終了後も「減半」を継続する、③全国統一で先進技術認定企業は①が終了後さらに「減半」を 3 年継続する、④全国統一で資本金 3000 万ドル以上の大企業は税務総局の認定を受ければ企業所得税 15%税率となる、⑤地域によって経済特区、例えば浦東新区は企業所得税 15%、沿海経済技術開発都市は企業所得税を 24%、国家級経済技術開発区、輸出加工区などは企業所得税 15%、⑥奨励類企業に認定されれば自社使用の輸入設備は関税、増値税ともに免除、国内調達設備は増値税還付申請可能――などです。

一方、新規に商業企業を設立する場合には、2 免 3 減半等の税優遇は基本的に一切ありません(企業所得税率は 33%)です。上海浦東新区にて設立する場合など、商業企業であっても企業所得税率 15%等の税優遇を与えると、口頭説明を受けることがありますが、これは地方財政を原資とする地方の独自措置であり、国家の政策的な裏付けはありません。

2005 年 4 月 2 日に商務部が発表した『外商投資非商業企業の仕入れ・販売経営範囲追加の問題に関する商務部通達』(商資函[2005]第 9 号、以下「商務部通達」)では、「生産型企業が経営範囲変更後、引き続き生産型企業とする場合、その仕入れ・販売の売上高は通常、企業総売上高の 30%以下であること。非生産型企業となる場合、仕入れ・販売の売上高比率の規制は無い」とされていました。つまり当時は、商業行為による売上げが全体の 30%以内であれば、引き続き外商投資生産型企業として認定され、奨励類企業の場合の設備輸入関税、増値税の免税や利益が出た場合の企業所得税 2 免 3 減半の生産型企業特有の優遇措置の享受が可能で、それに対し商業行為による売上高が 30%を超える場合は、生産型企業の資格を失い、生産型企業だけに認められた優遇措置は受けられない、とした内容でした。しかし、2005 年 9 月 2 日に商務部が発表した『外商投資商業(仕入れ・販売)企業の手引き』(以下、「手引き」と略す)によって、その比率が 50%に訂正されています。

企業所得税に関しては、今後、国内企業外商投資企業ともに税率が統一される方向です。

企業の経営期限について、『外商投資商業領域管理弁法』に「外商投資商業企業の経営期限は一般的に 30 年を超えない、中西部地域に設立される外商投資商業企業の経営期限は一般に 40 年を超えない」と規定されています。そのため、現在、50 年の経営期限を持つ生産型企業であっても、『外商投資商業領域管理弁法』による商業経営範囲を追加申請する場合は、経営期限は自動的に「一般的に 30 年を超えない、中西部地域に設立される外商投資商業企業の経営期限は一般に 40 年を超えない」の規定を遵守し、経営期限を変更しなければなりません。

ただし、外資系企業の経営期限は一般的にその満了半年前に申請すれば延長することができるとされていますので、それほど心配する必要はありません。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

第四章　外商投資商業企業の設立

Ⅰ．既設企業の状況(アパレル企業)

中国国内において既に設立されている外商投資商業企業(アパレル業)に関する統計データが存在しませんので、中国アパレル市場の最先端を歩む上海市で既に設立された外商投資商業企業の関連資料のデータを紹介します(企業データは巻末の関連資料「日系アパレル企業のリスト総括表」をご参照ください)。

企業データは、上海市におけるすべての日系外商投資商業企業(アパレル業)というわけではありませんが、『解放日報』(上海市版)の異なる 2 つの期間(2005 年 1 月 1 日～2005 年 7 月 31 日、2006 年 9 月 20 日～2007 年 4 月 30 日)における全ての上海市工商行政管理局外商投資企業法人登記公告を拾い出したものを表 1-1(4 社)と表 1-2(8 社)にまとめました。

これらは工商行政管理部門の企業登記情報に基づいており、12 社の主要な特徴は以下の通りです。

一、営業範囲

当該 12 社の営業範囲は以下の 3 種類に区分することができます。

(1)アパレル、服飾及びその関連製品のみ取扱：7 社

(2)アパレル、服飾及びその他多品種商品(アパレル、服飾に無関係な商品)取扱：3 社

(3)多品種商品(アパレル、服飾に無関係な商品)取扱、アパレル、服飾商品も取扱：2 社

二、登録資本金

登録資本金は最小 11 万ドル、最大 625 万ドルでその間に分布

三、経営期間

(1)30 年：8 社

(2)20 年：3 社

(3)12 年：1 社

四、企業区分

(1)外商独資企業：10 社

(2)外商合弁企業：2 社

また、上海日本商工クラブ会員名簿(2007 年度版)からも表 1-3 として 35 社を拾い出していますが、この 35 社は外商投資商業企業に限りませんので、ご参考にとどめます。さらに『日本の中国投資企業名録(上海)』より 48 社の日系アパレル企業の情報を表 1-4 としてまとめていますが、これらの情報は企業サイドの情報のみであり、官庁サイドの確認を得ていないので、同様にご参考にとどめたいと思います。

巻末関連資料「日系アパレル企業のリスト総括表」の表 1-1、1-2、1-3 及び 1-4 に関する説明は、「日系アパレル企業のリスト総括表の説明」をご覧ください。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

Ⅱ．設立手続きの前に

ここからの法人設立手続きについては、上海市を例にとってご紹介していきます。

一、法人の設立の法的根拠

中国で衣料品を販売するにあたってまずしなければいけないことは何でしょうか。

外国企業が中国で卸売業や小売業に従事できる法的根拠は、2004 年 4 月 16 日に公布された『外商投資商業領域管理弁法』（商務部令[2004]第 8 号、以下、「第 8 号令」とする）ですが、これによれば外国の企業及びその他経済組織または個人が中国国内で卸売業や小売業に従事する場合は、「第 8 号令」に基づいて法人を設立しなければなりません。

すなわち、小売業出店のための第一歩とは、「小売に従事できる会社」を設立することなのです。

二、卸売・小売のライセンス(営業許可証)とは

出店の形態がいずれであれ、合法的に小売販売をするためには法人を設立して「卸売」或いは「小売」の営業許可証を取得しなければなりません。まずは営業許可証に記載される項目について簡単にご紹介します。

(1)会社名称

中国に設立する会社の名称には一定のルールがあり、「屋号(商号)＋地域名＋業種＋企業形態」で構成されます。卸売や小売に従事する会社の場合、一般的には業種を「商貿」や「商業」としなければならず、「○○○(上海)商貿有限公司」、または「上海○○○商業有限公司」というような会社名称となります。なお、○○○には中国の常用漢字を使用しなければならず、ローマ字や平仮名・片仮名の使用は認められません。

(2)登記場所

小営業許可証を取得する場合、実際に小売りを行う店舗が登記住所になりますが、卸売の営業許可証を取得する場合は一般のオフィスビルの一室を賃借して登記する事になります。

(3)営業範囲

ライセンスには会社定款の営業範囲が記載されますが、標準的な表現は以下の通りです。

①卸売企業

○○○、○○○の卸売、輸出入、コミッション代理(競売を除く)、ならびに上述業務に関連付帯する業務。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

②小売企業

○○○、○○○の小売、自営商品の輸入、国内商品の購入輸出、ならびに上述業務に関連付帯する業務。

上記の○○○には必ず取扱商品を記入しなければならず、具体的に記入すれば政府の批准はある程度取得しやすくなりますが、その分範囲が狭まるので将来の取り扱い予定商品も含めてある程度広い範囲で記載する必要があることに注意が必要です。

(4)経営期間

最長 30 年(中西部地区に設立する場合は 40 年)まで設定することが可能です。

(5)総投資額と登録資本金

中国で会社設立をする場合、「資本金」の金額のみでなく「総投資額」の金額も記載しなければなりません。この「総投資額」というのは、新規事業のために必要となる運転資金、固定資産投資、及び開業費や無形資産投資等の全ての事業資金を指します。(詳細は P.64「第五章　企業設立後の登記事項　Ⅲ．資本金払い込み、出資監査、営業許可証の書き換えと諸登記変更」をご参照ください。)

では、どのくらいの資金が必要か、「総投資額」や「登録資本金」をどのくらい設定すれば認可されるかという問題が出てきますが、これは明確な基準があるわけではなく、あくまで当局に申請する事業計画との整合性が要求されるものです。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

Ⅲ．卸売、小売業の具体的な設立申請手続き(ライセンス取得まで)

一、登記場所の決定と物件賃貸借(或いは購入)契約の締結

外国法人が中国で会社を設立する場合、まず設立予定場所を決定しなければなりません。卸売・小売企業を設立する場合も同様で、会社設立の第一歩は登記場所の確保です。

卸売り企業を設立する場合は、商業地区のオフィスビルの一室を賃借するのが一般的ですが、小売企業を設立する場合は、店舗を賃借しなければなりません。なお、前にも述べたように、家主が小売ライセンスを有する物件(百貨店など)で出店する場合、一般には卸売り企業を設立することになるので登記場所は百貨店内ではなく、どこか別のオフィスビルを賃借する必要があります。

二、物件賃貸(或いは購入)時の注意事項

賃貸借(或いは購入)契約を締結する際に気をつけたいことは、家主に賃貸借資格があるかどうかということと、卸売・小売会社の登記住所として使用できる物件かどうか、という問題です。物件によっては、物件用途：住宅となっているものもあり、この場合、会社の経営場所としての登記ができません。

また、賃貸者と物件所有者が一致しているかどうかを確認しなければなりません。所有者が複数にわたる場合、所有者全員が賃貸借契約書に署名しなければなりませんので注意が必要です。抵当権の有無も要確認事項です。

これらについては、不動産の用途や所有権者を明記した不動産登記簿(中国語：「不動産権証」)で確認することができるので、物件選びの時には事前に対象物件の「不動産権証」を入手して、経験のあるコンサルティング会社や弁護士事務所に確認してもらうことをお勧めします。

最近では、単に権利関係を確認するのみでなく、不動産賃貸借(或いは購入)契約書を「不動産交易センター」に登録手続きしなければならないケースが増えています。

これについては、新たな規定や通知が出たわけではなく、地区によって手続きの要否や必要書類を含めた運用面に差がありますが、一般には 2006 年 3 月頃から、営業許可証を発行する当局(各所在地の工商行政管理局)が「不動産交易センター」が発行する「賃貸契約書登録証明」の提出を求めるようになっているためです。

必要手続きは、賃貸借当事者が締結した賃貸借契約書を所在地「不動産交易センター」に持ち込んで登録を行うだけでよく、規定に符合すれば「登録証明」が発行されますが、賃貸借契約の締結を外国企業(出資者)名義で行う場合は、中国の公証処(日本の公証人役場に相当)係官の面前で署名を行う必要があって煩雑なので、一般には次項の「会社名称登記」が完了した後に新しい会社名称の名義にて契約締結することが多く行われています。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

三、卸売、小売企業の会社名称を決定

登記場所を決めると同時に、所在地の工商行政管理局に申請して会社の名称を決定し、登記しなければなりません。

先にも触れたように、企業名称の構成は基本的に「屋号(商号)＋地域名＋業種＋企業形態」で構成されます。

また、同一地域、同一業種に同じ或いは類似の屋号がある場合、希望会社名称の登記は受理されません。先に進出したグループ会社と同じ屋号を使用したい場合は、そのグループ会社から「同じ屋号の使用を許可する」旨の承諾書を発行してもらえば登記に問題はありませんが、全く別会社が希望屋号と似た屋号をすでに登記している場合は当局がその屋号使用を許可することはあまりなく、別の屋号候補を決めなければならないなど、思いのほか名称登記に時間をとられることがあります。

名称登記時の必要書類

1. 出資者の登記簿謄本(開業証明)
2. 取引銀行の資本信用証明
3. 法人代表者のパスポートコピー
4. 企業設立場所の使用証明(事務所などの賃貸借契約書、「不動産権証」など)
5. 企業名称事前照合確認申請書(工商局指定の申請フォーム)

申請先の工商行政管理局から「仮登記が完了したので、会社名称を 1 年間保留し、他社には使用を許可しない」という旨の文書が発行されます。

この名称登記は、営業許可証を取得できれば、自動的に正式登記となります。

四、定款、事業化調査報告書(フィージビリティースタディー)の作成

登記場所や会社名称が決まれば、新会社の定款を作成すると同時に、事業計画が実行可能であり計画の全体整合性や事業の採算性が取れているか否かを事業化調査報告書(フィージビリティースタディー)（以下、F/S)の中できちんと説明しなければなりません。

定款と F/S は、会社設立申請において特に重要な資料となるので、以下に主な記載内容を紹介します。

(1)定款の主な記載事項

①会社の設立：会社名称、法定住所、出資者概要

②会社経営の目的、範囲と規模：会社経営の目的、経営範囲、経営規模

③調達と販売：調達と販売

④総投資額と資本金：総投資額、資本金、出資方法、出資の払込、出資証明書、出資者の責任及び出資額の変更

⑤営業場所：営業場所、賃貸契約書の申告登記

⑥商標と技術：会社の商標、技術指導、技術者・管理者の研修

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

⑦会社組織機構：出資者(株主会)の職権、董事会、監事(会)
⑧経営管理機構：経営管理機構、正副総経理、高級管理職員の辞職と更迭
⑨財務会計：財務、会計制度、銀行口座の開設、決算報告と監査、税務
⑩利益配当：利益配当、準備金の使用、欠損の補填と繰越利益の分配
⑪従 業 員：労務管理、雇用、解雇、給与、福利、労働保護、保険
⑫労働組合組織：労働組合
⑬経営期間、終了、清算：経営期間、会社の解散、債務の責任範囲と剰余財産の帰属
⑭附則：守秘義務、定款の発効、使用言語

(2)F/S の主な記載事項

①プロジェクト申請根拠
②プロジェクト概況：会社名、法定住所、企業形態、経営期間、経営範囲、経営規模、投資総額と登録資本金額、出資方法とその期限
③投資者概況：会社名、法定住所、法定代表者氏名、業績などの説明
④プロジェクト設立の意義と必要性
⑤市場の動向と今後の見通し
⑥仕入/販売方式と計画
⑦商標使用に関する説明
⑧会社設立地と固定資産投資に関する説明
⑨従業員構成と会社組織図
⑩経済分析：財務、投資関連、損益関連の各分析
⑪事業化調査に関する最終結論

五、卸売、小売企業設立申請のためのその他必要書類

定款やF/S 以外にも、その他必要書類を揃えて政府審査部門に持ち込んで会社設立申請を行います。主な提出資料の一覧は次の通りです。

1. 外商投資企業設立申請書(当局指定フォーム)
2. フィージビリティースタディー(F/S)
3. 合弁契約書(合弁の場合)、定款及びその付属文書(商標使用許諾契約など)
4. 外務省と中国在外公館の認証を受けた投資者の企業登記簿謄本、取引先銀行発行の資本信用証明書、法人代表者パスポートコピー
5. 公認会計士事務所の監査が終了している投資者の直近年度の決算監査報告書
6. 設立する商業企業の輸出入商品目録
7. 董事会構成員リスト及び出資各社の董事任命書
8. 企業名称事前審査認定通知書
9. 企業設立登記住所の使用に関わる証明書類(物件賃貸借契約、不動産権利書)

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

なお、小売に従事する企業が店舗を開設する場合で以下の条件に符合する場合は、地方政府の審査で認可できるが、これを超える場合は中央政府(商務部)の審査が必要となることに注意が必要です。

1. 単一店舗の面積が 5,000 ㎡を超えず、店舗数が 3 店を超えない場合、また、当該外国投資者が設立した外商投資商業企業を通して中国で開設した同類店舗の総数が 30 店を超えない場合。
2. 単一店舗の面積が 3,000 ㎡を超えず、店舗数が 5 店を超えない場合、また、当該外国投資者が設立した外商投資商業企業を通して中国で開設した同類店舗の総数が 50 店を超えない場合。
3. 単一店舗の面積が 300 ㎡を超えない場合。

F/S と定款、商業企業で取り扱う輸出入商品の目録を作成して、その他の必要書類と共に会社設立予定地の経済委員会に対して(小売企業の場合のみ)プロジェクト申請を行います。経済委員会は外国企業からの申請書類を精査した後、申請者に対して「当該プロジェクトが上海市の商業発展の全体計画に符合している」旨の認可回答書を発行します。認可に必要となる日数は、ワーキングデーで 10 日間です。

認可回答書受領後、経済委員会に提出した同じ書類一式と経済委員会の認可回答書を対外経済貿易委員会に申請します。対外経済貿易委員会は提出書類を精査した後、批准証書を発行します。

卸売り企業の申請の場合は、対外経済貿易委員会に対して、必要書類を提出します。

六、営業許可証の取得

認可回答書、批准証書取得後、所在地の工商行政管理局へ行って営業許可証の取得申請を行います。営業許可証取得時に企業登録費、公告費、その他手続き費を支払います。

1. 外商投資企業設立登記申請書(当局指定フォーム)
2. 認可回答書と批准証書
3. F/S、定款、付属文書(商標使用許諾契約など)
4. 外務省と中国在外公館の認証を受けた投資者の企業登記簿謄本、取引先銀行発行の資本信用証明書、法人代表者パスポートコピー
5. 公認会計士事務所の監査が終了している投資者の直近年度の決算監査報告書
6. 設立する商業企業の輸出入商品目録
7. 董事会構成員リスト及び出資各社の董事任命書
8. 企業名称事前審査認定通知書

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

七、フローチャートと概算所要期間

以下、卸売・小売の営業許可証取得までの所要時間をご紹介します。「会社設立のフローチャート」は、次ページにて図示します。

概算所要期間は以下の通りです。(番号は次ページのフローチャートと対応)

	手続き内容	認可文書等	概算所要期間
①	会社設立申請実務を委託		
②	企業名称仮登記	企業名称事前照合確認書	最短 1 日
③	会社設立区の不動産交易センターでの不動産賃貸借契約書の登録登記	賃貸借契約書登録登記証	5 営業日
④	会社設立申請		3 週間～1 ヶ月
⑤	地方商業領域主管部門への申請書類回付		
⑥	地方商業領域主管部門からの事前同意書発行	「当地商業発展の全体要求に合致する」旨の意見書	
⑦	商務部宛の送達状発行		
⑧	中央商業領域主管部門への申請書類回付		3 ヶ月
⑨	中央商業領域主管部門からの批准文書発行	批准文書(○○の設立同意に関する認可回答書)	
⑩	地方政府への批准回答	批准証書	
⑪	会社設立登記申請	小売ライセンス	1～2 週間

(※)商務部は 2006 年 3 月 1 日より一部の商業プロジェクトを除いて批准権限を省級の地方部門に委譲しています。上海では、認可権が区レベルに委譲されているところもあるようです。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

「会社設立のフローチャート」

実際の設立手順については、所在地政府の手順に従ってください。

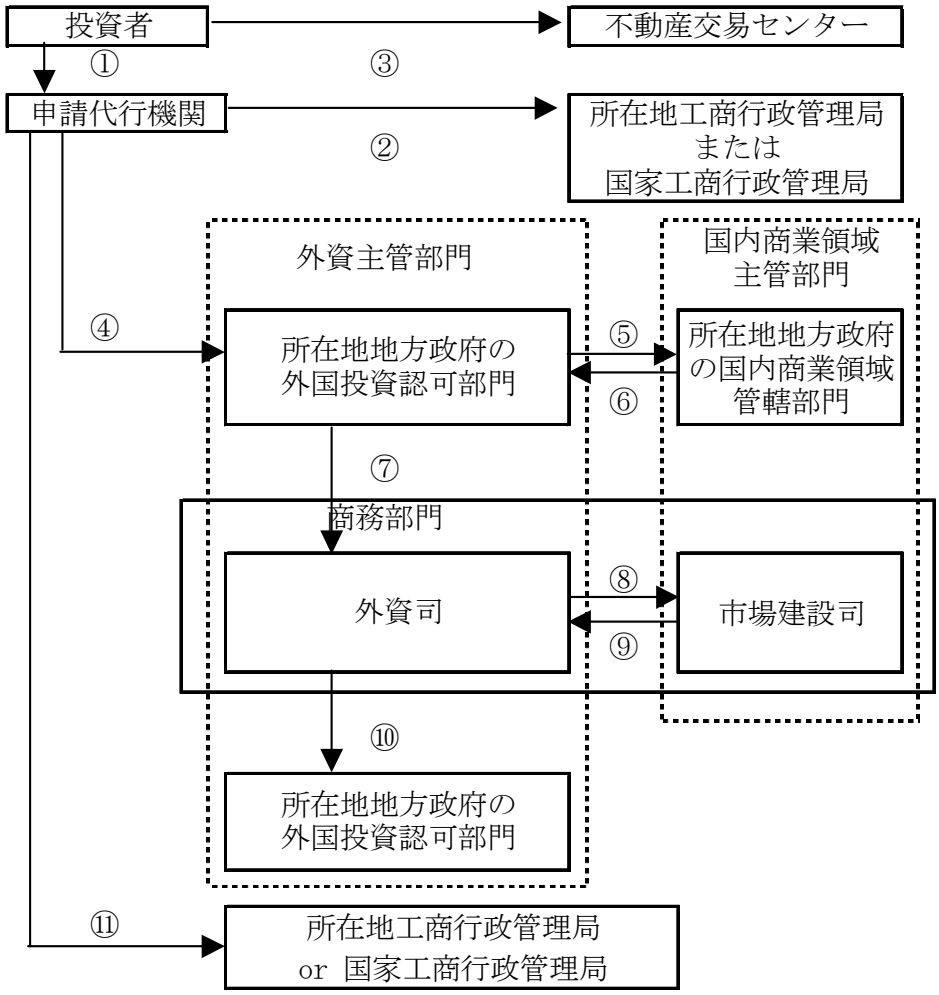

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

中華人民共和国外商投資企業　批准証書
対外貿易経済委員会発行

企業法人　営業許可証
（工商行政管理局発行）

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

第五章　企業設立後の登記事項

Ⅰ．各種登記

営業許可証が取得できた時点で、正式な会社設立となるが、実際に会社の経営を始めるまでには、まだたくさんの登録手続きが必要です。一般的にこの各種登記作業を終えるまでに、営業許可証取得から更に 2.5 ヶ月～3 ヶ月が必要となります。営業許可証取得後 30 日以内に税務登記を行なわなければなりませんが、税務登記時に納税手続き担当者(通常は現金出納担当者が担当)として自社の直接雇用社員を登録する必要があるほか、税務登記時に財務会計規則の提出を求める税務局もあり、営業許可証取得のめどが立った時点で財務会計規則の作成に着手し、財務会計担当者を速やかに募集・雇用する必要があり、スケジュールに注意が必要です。

一、組織機構コード証と IC カード

中国における全ての企業には 9 ケタの番号が割り振られ、このコードにより管理されます。いわゆる企業の身分証明証番号です。営業許可証取得前に事前に番号をもらい、営業許可証取得後に正式にコード登記証を発行してもらいます。

申請書類のフォーマットは、付属資料（P. 121）をご参照ください。

二、会社の各種印鑑作成

会社の経営上、様々な印鑑が必要となりますし、今後の各登記作業においては印鑑がないと作業ができません。各種登記作業に必要な印鑑は、公章印、通関専用印、法定代表者印、財務印です。これは、公安局指定の印鑑作成業者で作成してもらい、その業者から公安局に対して印鑑登記を行います。登記が完了すると「上海市公安局　印鋳刻字準許証」が発行されます。この登記作業は忘れず行ってください。

この他、銀行の口座番号印、税関の 10 ケタ番号印はそれぞれの登記作業が完了した時点で当局から作成するように指示されますので、その指示に従います。契約専用印、個人印、訂正印などは、それぞれの必要に応じて作成します。

三、外貨業務登記

現地法人が外貨を扱う際に必要となる登記で、営業許可証取得後、30 日以内に所在地の外貨管理局で登記を行います。外貨管理局は審査後、「外貨(外匯)登記証」を発行します。

四、外資主管部門宛の対外貿易経営者登録登記手続き

外商投資企業は、成立と同時に対外貿易権が与えられ、国外との輸出入が可能ですが、その対外貿易権を持つ会社を対外貿易経営者といい、上海市対外経済貿易委員会で登記しなければなりません。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

五、外貨口座(資本金口座、基本口座)の開設

外貨管理局で「外貨登記証」と「外貨 ID カード」を申請したら、資本金口座開設銀行で口座の開設を申請します。企業は上海市内にある銀行であれば、日系銀行、外資系銀行、地場銀行のどこでも資本金口座の開設が可能です。親会社のメインバンクの上海支店を選択したり、企業所在地に近い銀行を選択することが可能です。銀行へは取得済みの外貨 ID カード、外貨登記証を持って行き、必要書類を提出します。外貨管理局から「口座開設許可書(核準件)」が発行されたら、5 日以内に資本金口座を開設しなければなりません。

口座開設後、出資者は資本金を払い込むことができます。

六、税務(国税、地税)登記

国税と地方税に関する登記をします。2006 年より新設企業の税務登記や一般納税人認定(詳細後述)の際には、所管税務局が実際の経営場所を視察し、確認することが日常的になっています。

申請書類のフォーマットは、付属資料(P122～P129 まで。税務登記に付随した不動産登記表も含む)をご参照ください。

七、人民元口座の開設

人民元口座には、人民元基本口座と人民元一般口座とがあります。人民元基本口座は、各企業一口座しか開設が認められておらず、会社の周辺にある銀行で開設し、日常の現金出し入れ業務をします。

人民元一般口座は、会社の必要性に応じて何口座も開設できますが、この口座は銀行口座間の入金、支払いしか認められておらず、現金の出し入れは不可です。

資本金口座へ資本金が払い込まれたら、必要な金額を人民元に交換(結匯)し、人民元基本口座に振り込んでおき、必要に応じて現金を支払います。

八、税関登記

中国では企業設立後に、必ず税関への企業登記をしなければなりません。税関登記を忘れると設備や原材料の輸入、製品の輸出ができません。最近は「電子口岸」と呼ばれるコンピューター管理が行なわれるようになり、情報、貨物、資金の流れを公共のデータベースセンターに登録し、政府の部門や業界を越えた管理が可能になりました。

現地法人の税関登記は、法人所在地を管轄する税関で登記しますが、企業が内陸にあるなどして所轄税関と通関する税関が異なる場合、2 ヵ所での税関登記(異地通関)が必要です。

通関(中国語では「報関」)制度には 3 種類あります。自社で通関業務を行う「自理報関」、通関代理業者に委託する「代理報関」、通関専門業者に委託する「専業報関」です。代理企業や専門業者を通さずに自社で通関作業をする場合、税関での登録とは別に自社通関企業と

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

して申請した後、通関資格を取得しなければなりませんが、必ず通関士の資格を持った従業員を採用する必要があります。そして「自理報関企業登録登記証明書」が交付されます。

申請書類のフォーマットは、付属資料(P130～P134)をご参照ください。

九、財政登記

外商投資企業の財務管理上の財政監督作業を規範化するために、『会計法』、『企業財務通則』などの法律に基づいて登記が義務付けられているもので、営業許可証取得日から起算して 30 日以内に登記作業をしなければなりません。財政登記証は必ず保管し、毎年 5 月までに実施される連合年度検査の際に、当局に提出します。

交付された財政登記証の記載内容に変更があった場合は、速やかに財政機関に届出し、登記内容を変更します。

登記に必要な資料は、批准証書営業許可証、組織機構コード証と財政登記申請表です。申請先によって、コピーの部数や必要書類に若干違いがありますので、事前に所在地の関係機関で確認されることをお勧めします。

申請書類のフォーマットは、付属資料(P135～P138)をご参照ください。

十、統計登記

統計作業に関する管理と監督を強化し、統計データの正確性を確保するため、企業所在地を管轄する担当機関にて、統計登記を行ないます。これは、中国国内にある国家機関、社会団体、経済組織、自営業者、企業の基本状況を登記します。統計登記も、営業許可証取得日より 30 日以内に取得することが義務付けられています。

交付された統計登記証の記載内容に変更があった場合は、速やかに管轄機関に届出し、登記内容を変更します。

必要書類は、批准証書、営業許可証、組織機構コード証と統計登記申請表です。申請先によって、コピーの部数や必要書類に若干違いがありますので、事前に所在地の関係機関で確認されることをお勧めします。

申請書類のフォーマットは、付属資料(P139～P140)をご参照ください。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

Ⅱ．第一期第一回董事会の開催

中国では、会社の意思決定機関として「董事会」と呼ばれるものが最高機関となります（日本でいうところの取締役会と株主総会に相当）。この董事会には董事長を筆頭とし、副董事長、董事が役員として組織されます。

董事会の下には、会社の実務責任者としての「総経理」「副総経理」が董事会で任命されます。董事長が総経理を兼務する企業も多くあります。

総経理・副総経理の下には各部門の責任者（「人事部」「資材部」「営業部」など）を会社の必要に応じて配置します。

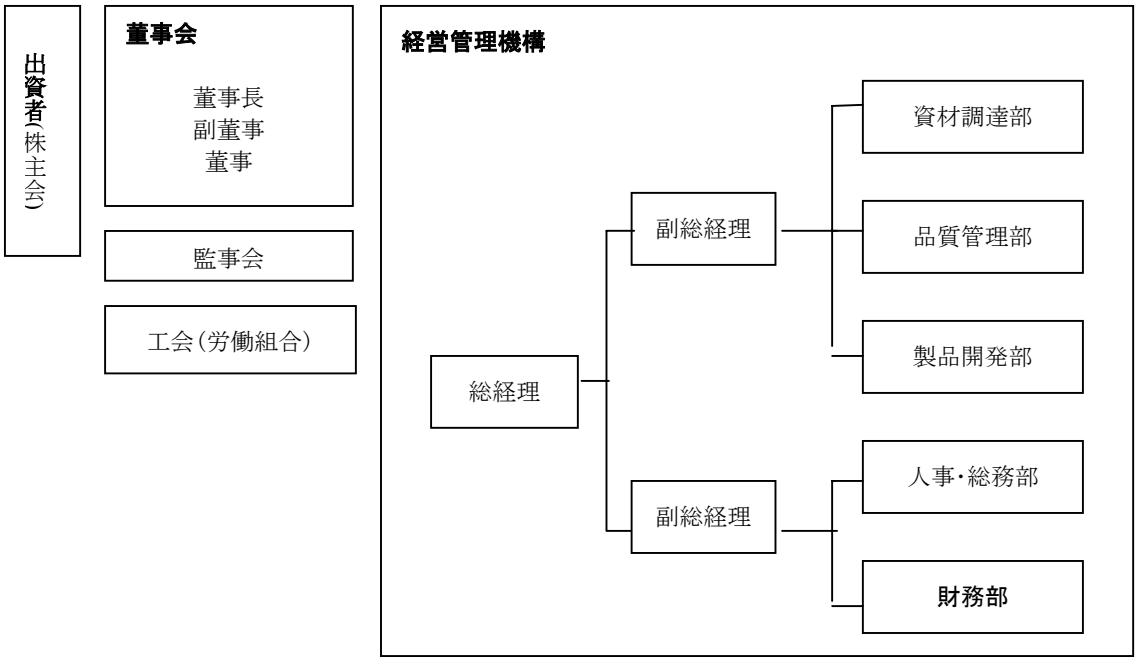

中国で会社を運営する際に、経営方針について決議するのが、「董事会」です。中国で会社を設立した場合、営業許可証の発行日が現地法人の成立日となりますので、第１回の董事会は早急に開催することが求められています。第１回董事会で最低限議決すべき事項として以下の項目が必要最低限の決議項目です。

(1)会社と会社董事会成立の確認
(2)成立までの経過報告
(3)資本金振り込み日程、開設銀行口座の確認
(4)会社の骨格の決定（基本経営方針、当面の達成すべき目標、総経理以下の人事任命）
(5)会社諸規則の制定（董事会、労務、財務関連規則）
(6)人員採用と高級職員、一般職員の給与決定
(7)建設事務所の発足と建設関連事務の決定
(8)その他必要事項

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

Ⅲ．資本金払込み、出資監査、営業許可証の書き換えと諸登記変更

中国で会社設立をする場合、「資本金」の金額のみでなく「総投資額」の金額も記載しなければならないということを、第四章の外商投資商業企業の設立で若干紹介しましたが、この「総投資額」というのは、新規事業のために必要となる運転資金、固定資産投資、及び開業費や無形資産投資等の全ての事業資金を指します。そして、このうち「資本金」が出資者から払込まれる自己資本であり、これを総投資額から差し引いた差額が、親会社や金融機関から借入れ可能な他人資本(借入金)となります。つまり、仮にある会社が「総投資額2000 万円、資本金 1400 万円」であった場合、全ての事業資金は 2000 万円で、そのうち借入金として 600 万円調達されていることを意味します。

中国では総投資額に占める資本金の比率(つまり自己資本比率)に対して規制があり、出資者は総投資額の大きさに応じて一定割合まで資本金を払い込まなければなりません。

投資総額	最低登録資本金
300 万米ドル未満	70%以上。
300 万米ドル～1,000 万米ドル未満	50%以上。但し、最低 210 万米ドル。
1,000 万米ドル～3,000 万米ドル未満	40%以上。但し、最低 500 万米ドル。
3,000 万米ドル以上	33.3%以上。但し、最低 1,200 万米ドル。

資本金の払込み期限は定款に規定しなければならず、一括払い込みの場合の払い込み期限は営業許可証取得後 6 ヶ月以内ですが、分割の場合の払い込み期限は以下の通り規定されています。

①第一回目の払い込みは、ライセンス取得後 3 ヶ月以内に 20%以上。

②残額の最終払い込み期限は、ライセンス取得後 2 年以内。

一、出資監査(験資)と営業許可証・各種登記証書き換え

資本金が出資された都度、中国の公認会計士による出資監査を実施しなければなりません。普通は、資格を持つ会計士事務所に依頼します。出資監査は験資(けんし)と呼び、会計士事務所から出資監査報告書が発行されます。取得した営業許可証に記載されている登録資本金額は 0(ゼロ)のため、毎回、資本金の払い込み→出資監査→報告書受領→工商行政管理局での営業許可証書き換えという作業が必要です。験資費用については、会計士事務所ごとに異なります。また分割で資本金を払い込む場合、その都度験資費用が発生します。

また、営業許可証の書き換えがすんだら、さらに登記作業を実施したすべての登記証を、営業許可証と同様に書き換えしなければなりませんのでご注意ください。

二、出資証明書の発行

また、親会社からの出資を受けた現地法人は、験資報告書に基づいて出資証明書を親会

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

社宛に発行します。この出資証明書は、現地法人が確かに資本金を受け取ったという証明書ですので、必ず会社公印を捺印します。

Ⅳ．増値税一般納税人資格の申請と取得

日本の消費税において「原則課税」方式と「簡易課税」方式とがあるように、中国の増値税にも二通りの課税方式があり、そのうち「原則課税」に相当する課税方式をとる場合は、税務局に申請して「一般納税人資格」というステータスを取得しなければなりません。

一方、「一般納税人資格」を取得できなかった場合は「小規模納税人」というステータス（これは会社の税務登記完了時点で自動的に付与される資格）に基づいて、日本の「簡易課税」に相当する課税方式をとることになります。小規模納税人は、売上に対して一律 4%の増値税が課税されますが、仕入時に支払った増値税を国内売上時の増値税額から控除することも、また輸出時に還付申請を行うこともできず、その分コストに算入することになります。

一、「一般納税人資格」と「小規模納税人」

付加価値が大幅に増加する商品の販売の場合、売上の 4%よりも付加価値の 17%の方が大きくなり（一般には付加価値率が約 24%以上の場合）、一般納税人よりも小規模納税人の方が納税額が小さくなることがあります。しかし、日本では原則年商 5000 万円以上の場合「原則課税」を適用しなければならないのと同じように、中国でも年商 180 万人民元（3000 万円弱）以上の場合は自動的に一般納税人資格と同じ 17%で増値税が課税されることになり、「一般納税人資格」を取得していなければ、仕入時に支払った増値税は控除できないので、必然的に「一般納税人資格」を取得しなければならないことになります。

また、「一般納税人資格」を持っていなければ仕入増値税を控除することも、輸出時に増値税を還付することもできず、また基本的に自社で増値税専用領収書を発行することもできないので、取引が成立しづらくなります（特に卸売の場合、販売先もその増値税専用領収書を以って税額控除をしなければならないことによります）。

従って、「一般納税人資格」と「小規模納税人」の比較に関しては、売上が小さい時点では収支を比較検討する余地もありますが、全体的に見ると、卸売、小売を問わず「一般納税人資格」の取得は必須であるといえます。

二、一般納税人資格の取得方法

中国では、企業が増値税専用領収書を不正に購入したり、虚偽の増値税専用領収書を発行したりして増値税の脱税行為を図るなどの犯罪行為を防止するため、「一般納税人資格」の監督管理を強めており、会社の実体があり経理処理が正常であって、さらに年間売上が 180 万人民元に達成していない場合、「一般納税人資格」は認可されません。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

しかし実際の審査では、180 万人民元の取引実績がない企業でも、税務局との面談と会社の実体確認を経て、最初から一般納税人資格認定を受けることができるようなっており、その手順は以下の通りです。

(1)一般納税人資格申請のタイミング

一般納税人資格の申請には、税務登記証、出資監査報告書などが必要です。このため、卸売或いは小売の営業許可証取得後、外貨･人民元口座の開設、税務登記、資本金の払込み、その資本金に対する会計師事務所の出資監査報告書発行を経て、初めて一般納税人資格認定申請に着手できることになります。

(2)申請先

一般納税人資格の申請は、卸売・小売企業の所在地税務局に申請します。

(3)所管税務局の実地検査

一般納税人資格の審査時には、会社の実体確認のため税務局担当者が実地検査に来ます。実地検査時には主に下記資料に対する検査を行い、全資料が正本であることを確認した上でコピーし、コピーに社印捺印したものを持ち帰ります。

①商品仕入先との商品仕入れに関する契約書(協議書)

②商品販売先との商品販売に関する契約書(協議書)

③倉庫(物流)業務委託契約書(協議書)

(※税務局は上記①②の契約書に記載された取引金額から、企業の 1 年間の販売額が 180 万人民元に達するか否かを判断します)

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

Ⅴ．その他

一、事務所内装

事務所の内装は、入居するオフィスビル管理会社から、内装工事に関する注意事項などの指示を受け、内装業者に業務を委託します。以下、順に紹介します。

(1)事務所の引渡しと確認作業

事務所の賃貸借契約書締結時に、事務所の引渡し期日を決定しますが、引渡しの際に確認すべき事項を何点か挙げます(もちろん契約する物件にもよりますので、下記の項目が当てはまらないケースもあります)。

①部屋にスプリンクラーや火災報知機がついているか。
②照明、空調、スイッチ、コンセントが壊れていないか。またその数と場所をチェック
③ガラスの保護膜やシールに傷はないか。
④窓枠の色、破損や雨水進入痕跡の有無
⑤窓が正常に開け閉めできるか。取っ手に異常はないか。
⑥天井板に破損、欠損、汚れはないか。

また、管理会社からもらっておく資料としては、以下のものがあります。

①物件平面図
②空調と天井の配線図
③消防設備配置図
④内装手帳(内装に関するガイドブック)、費用表

(2)内装会社の現場チェックとサイズ測量

業務を委託する予定の業者を呼んで、現場のチェックを行います。内装業者は管理会社と内装に関する注意事項や禁止事項を確認し、物件の各所を測量します。

内装業者には、管理会社から提供された平面図、空調や配線図、消防設備配置図、内装手帳などを提供するとともに、内装の希望(配置、配色など)を伝えます。

(3)図面の作成・見積・契約締結

内装業者は、顧客の希望に合わせて平面設計図を作成し、その図面を元に見積りを出します。見積りに問題なければ、内装業務の委託契約を交わします。

(4)管理会社による図面審査や関連部門への報告

物件を所有する管理会社にもよりますが、内装業者の作成した平面設計図を事前に審査

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

する場合があります。また、管理会社によっては、所在地の消防部門への申請報告(面積により所要日数が異なる)や品質監督管理局への申請報告(契約金額により所要日数が異なる)をしなければなりません。

(5)内装関連手続き

内装業者は現場に入る前までに、管理会社にて施工許可証取得などの手続きが必要です。また、賃借者は内装業者に対して必要な手付け金を支払うとともに、管理会社にごみ処理費や規定される諸費用を支払います。発票(領収書)は必ず保管しましょう。

(6)その他施工

電気や電話、インターネットのケーブルの配線を済ませ、家具を搬入します。

(7)施工と消防・品質検収

施工終了後、消防局、品質監督管理局が関係する箇所をチェックし、すべてに合格すれば、事務所として使用することができます。

二、従業員採用手続き(財務会計担当者は原則 2 名以上)

労働人事部が 1986 年 11 月 10 日に公布した『外国投資企業の雇用自主権および職員・労働者の賃金、保険福利費用に関する規定』によって、外商投資企業の中国での雇用の自主権が認められています。

従業員の採用方法として一般的なものは公募、人材会社からの斡旋、紹介などがあります。会社を設立したばかりで、すぐに会計担当者を採用しなければならない場合などは、知り合いから紹介されて採用するケースが多いようです。通訳や将来の幹部候補(コアメンバー)を採用する場合、人材募集専門の新聞やインターネットの人材募集、人材発掘サイトなどに募集広告を掲載します。

現在、中国の若者もインターネットを就職活動の手段としています。会社とし

ケーススタディー

営業許可証取得前の従業員雇用

Q:営業許可書取得前に数名のスタッフを雇用したいのですが、どのような方法がありますか。

A: 新会社として営業許可証取得するまでに人員を雇用できません。人材確保のために、以下の二つの方法があります。

1. 営業許可証取得前に、本社名義で本人と「労務契約」(注:役務提供契約のこと)或いはコンサルタント契約を締結し、本人に役務提供の報酬を支給する方法。(ただし、この場合、本人が新会社と労働契約を締結するまでに、前の勤務先と労働契約が終了になっている場合、その間の社会保険に加入できないことに注意が必要です。)

2. 社会保険問題を解決するためには、関連会社と本人さえ問題がなければ、別の関連会社による雇用(短期間の労働契約を交わす)を行い、新会社の営業許可証取得後に転籍(関連会社との労働契約を終了し、新会社と新たな労働契約を締結)する方法もあります。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

ても主要人員として募集する際には、インターネットを使用できる環境にある学生や人材を発掘するには有効な手段で、全中国、全世界を対象に人材募集が可能です。

(1)新聞やインターネットによる公募

インターネットに募集広告を作成する場合、「人材報(例えば前程无优(前程無優))」などの広告担当者と連絡を取り、掲載内容、大きさ、掲載期間を話し合います。ただ、広告を掲載する時点で営業許可証がすでに取得されていることが前提条件となり、広告担当者を通して人事局へ広告の登録が必要です。

中国では、日本と異なり新卒者と中途採用の区別が余りはっきりしていませんので、入社時期が4月に限定されるようなこともありません。優秀な人材がいれば、どんどん入社させます。その一方で、従業員側も有利な就職先があればどんどん転職していきますので、人材の確保と育成問題に頭をかかえる会社も多いようです。また中途採用者であることで賃金体系や労働条件を区別することもありません。

(2)人材会社を利用した斡旋、紹介

上海には、人材紹介会社が次々に設立され、日系の人材コンサルタント会社も数多く存在します。これらの会社は、中国人や日本人をはじめ、さまざまな求職者の登録を受け付けており、企業の需要に応じた人材を紹介できるほか、企業の求める人材を事前にふるいにかけたり、従業員雇用に関する適切なアドバイスを提供することも可能です。人材コンサルタント会社の成功報酬は、会社によっても異なりますが、就職決定者の年収ベースの20%ほどをとる会社もあり、コストがかかりますので、なかなか大量の人材募集には向かないかもしれません。ただ、総経理クラスの人材や高級幹部クラスの人材、技術者登録情報も多く持っていますので、会社の「核」となる従業員探しにはこういった会社を利用するのも1つの方法です。

(3)知り合いの情報網を利用する

中国では、ビジネスにおいても私生活においても人脈が重要視されます。知り合いに人材の紹介を依頼するというのも、有効な手段ですが、いわゆるコネ入社の場合、逆にその従業員を辞めさせたいときに、紹介者のメンツをつぶすのでなかなか辞めさせられないという話もよくありますので、なかなか難しい問題です。

(4)会社所在地の人材市場を利用する

外国企業の進出が進み、人材市場のシステム化も進んでいます。所在地の労働社会保障局の関係部門などではコンピューター登録で、求人者求職者のデータを登録し、全国に向

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

けて情報を発信するなどしており、企業もコンピューターで検索することにより、希望に合う人材を探すことが可能です。

また、大学生の卒業シーズンになると、どの地方でも就職博覧会のような大型人材交易市場などが開催されます。企業が自社のブースを出せば、直接学生を面接し採用することができます。

(5)大学生の実習生受け入れ

大学生は4年生も後期に入ると卒業論文を書いて授業は週1日のみというように、ほとんど授業がなく、実習生という形で企業に入り経験を積みます。その多くは、卒業生を頼って企業訪問をしたり、募集広告に対する応募という形で採用されます。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

第六章　店舗開設について

Ⅰ．店舗開設についての概要

一、物件選定調査

店舗開設で重要となるのは、どこに店を構えるかという問題です。路面店にするのか、デパートのテナントとして入居するのかによって、考え方や物件の選定ポイントも変わってきます。

ここでは、路面店を開設する場合の注意点について、簡単にご説明します。

(1) 繁華街での開店

商業の中心地、繁華街で出店するメリットは、人々が集まりやすく、物流が便利で商品の流動も早いことでしょう。人が集まることで売上げの伸びが期待できますが、現在、上海では、繁華街の土地価格が高騰しており、同様に店舗の賃貸料も年々上昇しています。

(2) 人口が密集する住宅地での開店

人口が集中している住宅地の近くで店を出せば、ターゲット人口を的確に捉えることが可能です。新興住宅街などでは、比較的若い年齢のサラリーマン世帯などが多く、ある程度の給与を得ている層などが多く集まっています。これらの人口が集中していれば、どのようなスタイルが好まれるかなど、消費者の趣向や興味の対象を比較的捉えやすいと思われます。

繁華街での開店に比べて、消費者が固定しやすく、常に新しい商品を仕入れ販売したり、普通とは違う特色を持った店舗の開店が必要になることもあります。

(3) 交通の便を考慮した開店

繁華街や住宅街での開店と同様、交通が便利であることも重要なポイントとなります。消費者がわざわざタクシーで買い物に来る様なことは期待できませんので、地下鉄やバス停の近くなど、消費者が来やすい場所での開店もポイントになります。やはり最寄りの駅から徒歩で約 15 分前後の範囲にあれば、理想的かもしれません。

(4) 劇場や娯楽施設の付近での開店

劇場や映画館などの付近も、店舗開設の理想的な場所といえるでしょう。流行を捉えたスタイルやアイテムを揃えれば、おしゃれに敏感な若い消費者を集めることができます。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

(5)アパレルの店舗が集う地区での開店

上海では、場所によって自動車部品関連店舗が集まる地区、金属部品を扱う専門問屋街などがあり、同様にアパレル専門店が並ぶ問屋街(石門一路、浙江中路、七浦路)やファッションストリート(服装街：南京路、淮海路、静安寺周辺、徐家匯周辺)などが数多くあります。取り扱うブランドやターゲットにする消費者層によっても若干違いはあるにせよ、同類店舗が集まる地区での開店も検討に値します。

二、店舗賃貸借契約

(1)路面店を賃借する場合

まず、賃借を希望する店舗の不動産権利書を確認して、当該店舗の用途が「商業」、「店舗」或いは「総合」になっているかどうかを確認します。路面店の場合、物件をまた貸ししているケースもあり、賃貸借契約や不動産権利書の権利人や賃貸人が必ず一致していなければなりません。一致していない場合の、契約当事者が全く権利を持たない第三者であったというリスクを回避することができます。また、「譲渡費」として、今入居している経営者が別の場所を見つけるための費用を負担するよう求められることも多いようです。

また、所在地区の不動産センターで「房屋状況及産権人信息(不動産状況及び権利者情報)」を検索したり、問い合わせたりし、不動産権利書の情報の一致性を確認しなければなりません。

賃貸借契約書は、上海市が公布している標準様式を使用することをお勧めします。標準様式には、双方で決めるべき項目や政府の規定事項が事前に明記されており、穴埋め式で契約を締結することができます。但し、一般的には補充協議を締結し、標準様式のみではカバーできない事項について、双方が話し合って具体的な条項を決めることがあります。

また、中国でよくあるケースとして、行政による立ち退きや建物の取り壊しなど、資金を投入しても数年(ひどい場合は数ヶ月)で立ち退きを命じられることもあり、この場合の補償金などについても大家との話し合いが必要になるでしょうし、不動産権利の移転にも注意が必要です。

(2)百貨店やデパートで販売する場合

百貨店やデパートで販売をする場合に注意が必要なのは、コーナー(カウンター)を借りて販売するケースと、テナントとして入店するケースで、販売形態や締結する契約書の内容が異なることです。この２つについて、下記に紹介します。

ケーススタディー

保税区貿易型企業のテナント業

Q: 当社は外高橋保税区に登記している貿易型企業ですが、保税区外の百貨店のテナントになることは経営範囲上認められますか。

A: 上海市外高橋保税区内に設立された貿易型企業が、百貨店等とテナント契約を締結する行為は、卸売業となりますので営業範囲外となります。

テナント契約ではなく百貨店等と売買契約を締結し、保税区内企業から区外の百貨店へ販売するのであれば一般貿易行為となりますので実施可能でしょう。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

①コーナー(カウンター)を借りて販売する場合

まず、百貨店のコーナー(カウンター)を借りて販売する場合、百貨店と締結するのは商品売買契約となります。この場合、賃借者は当該百貨店に対して商品を卸売りし、賃借した場所に商品を展示して消費者への販売を行いますが、消費者に対して、百貨店が販売発票(領収書)を発行します。コーナー(カウンター)の賃借料ではなく、販売額の何パーセントかを支払う契約となります。この形態の場合、企業は小売業の経営範囲を持つ必要はありません。

②テナントとして入居する場合

ショッピングモールなどに自社の店舗を開設する場合、当該ショッピングモールを管理する不動産管理会社などと不動産賃貸借契約を締結します。この場合、入居企業は、当該テナントを経営場所とする分公司(支店)を設立しなければならず、小売業の経営範囲を取得していなければなりません。テナントの場合、自社製品を消費者に販売し、自社名義で販売発票を発行することになります。

賃貸契約締結後は、賃借料や管理費のほか、ショッピングモール全体で必要となる宣伝費、公共事業費(水道・ガス・電気・通信)、記念行事分担金などを負担させられることが多いようです。

ただ、現在の上海においては、人気が高い百貨店などは、完全な「貸し手市場」であるため、投入資金を出し渋って入居の可否を検討している間に、ほかの企業が先に契約してしまったというケースが多く聞かれますので、ある程度予算などの目安を決めておき、いい物件があれば、できるだけ早く契約に持ち込めるような準備が必要です。

三、内装

詳細は、P68「第五章　企業設立後の登記事項　Ⅴ．その他」の関連項目をご参照ください。

四、商品販売前の各種手続き

中国国内で商品を販売する場合、まず、その商品が中国政府、業界団体、企業の品質基準に符合しているかを検査し、その検査結果に基づいた格付け表示や品質検査合格証明を表示しなければなりません。

日本では、組成繊維名、取り扱い表示、サイズ、原産国、購入後に問題が発生した場合の連絡先や会社名が表示されていますがそれと同様なものが求められますし、中国の表示ルールにあったものでなければなりません。

中国で表示が義務つけられている項目は、指定名称による製品名、品質レベル、品質レベルを評価した等級基準コード、検査合格証明、製造者名、連絡先、生産地です。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

商品の表示は国家強制基準である GB5296.4-1998(使用説明)を根拠として表示しなければならず、上記の表示必須項目のうち 1 つでも抜けていれば、その商品を販売することはできません。

中国の品質表示区分

	強制基準		推奨基準
国家基準	GB		GB/T
業界基準	FZ	紡織業界	FZ/T
地方基準	DB		DB/T
企業基準	Q		

(日本科懇服装検験修整有限公司資料より)

アパレル製品の品質は、同様に国家強制基準である GB18401-2003(紡織品基本安全技術要求)に符合しなければなりません。

商品の品質等級の評価は GB/T や FZ/T を用いて行いますが、メーカーが自社基準として Q コード(企業基準コード)を登録済みの場合は、そのコードを採用して実施します。(当然のことながら企業基準は、国家基準や業界基準と同等か或いはそれ以上の合格基準であることが求められます。)

百貨店への入居の際には、これらが正しく行われているかどうかのチェックがあり、その商品合格証の提示が求められます。

百貨店が行う検査のチェック項目としては、ラベル表示、広告、ブランド、生産地、包装などがありますが、店舗によって検査内容もかなり異なりますので、入居を検討する時点や賃貸借契約締結前後に、担当者に確認する必要があります。

その他、販売に関する各種規定などについては、第七章をご参照ください。

五、販売員の招聘と研修

(1)人材招聘方法

店舗で勤務する販売員は、基本的に自社の社員であるか、労働派遣会社に委託して派遣される労働派遣会社の従業員です。

自社の社員を募集する際には、新聞や雑誌、インターネットを通じて公募する方法が一般的です。詳細は、P69「第五章　企業設立後の登記事項　V. その他　二、従業員採用手続」の関連項目をご参照ください。

(2)雇用契約のポイント

2007 年 6 月 29 日には、『中華人民共和国労働契約法』(主席令 65 号)が可決、公布され、2008 年 1 月 1 日からこの『労働契約法』に基づいた雇用契約を締結しなければなり

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

ません。この『労働契約法』に基づき、若干ご紹介しますと、試用期間の設定については、労働契約期間が3ヶ月以上1年未満の場合、試用期間は1ヶ月未満、労働契約期間が1年以上3年未満の場合、同2ヶ月未満、3年以上の期限付き労働契約と無期限労働契約の場合、同6ヶ月未満と規定されています。また、労働者の試用期間中の賃金は、同一雇用者の同一職務の最低レベル賃金或いは労働契約にて約定した賃金の80%を下回ってはならず、かつ雇用単位所在地の最低賃金基準を下回ってはならないと規定されています。

試用期間中であっても、労働関係が存在しますので、必ず労働契約を締結しなければならず、2003年6月10日に公布された「『本市単位の従業員招聘・離職登録登記手続きの改善に関する意見』の印刷発行に関する通知」(滬労保就発(2003)28号)に基づき、採用後30日以内に労働部門において然るべき採用手続き(社会保険加入手続きを含む)を行う必要があります。

一般に店舗勤務であれば、朝10時ごろから夜10時ごろまでの間でシフトを組むことになりますが、労働法では、8時間/日、40時間/週、うち週休1日、残業時間は月36時間以内と規定されていますので、もし従業員1人当たりの労働時間が週40時間を超える場合、超過時間分は残業扱いとし給与×150%または休日出勤扱いで給与×200%として計算する、若しくは超過時間分を代休扱いとすれば、問題ありません。あるいは、不定時労働時間性を採用することによって、時間外給与の支払は必要なくなります。

ただし、店舗での販売員ですから、ブランド、ブランドの投入時期、店の性質、店経営ポリシー等で販売員側のロイヤリティやボーナスがある場合も少なくはありません。企業によっては、基本給与を低く抑え(市の最低給与基準は下回らないものとする)、ロイヤリティやボーナスの支給割合を高くし、販売員のモチベーションを高めることも可能です。

給与構成は、業界による制限があるわけでは無く、最低給与や法定手当(一人っ子手当等)や社会保障の付保がなされていることを満たしていれば各社が自由に決定できますが、出来高制のみでは、現実的ではありません。

いずれにしても給与構成等の取り決め事項は個人労働契約書及び就業規則において明確にしておくことが肝要です。

(3)教育・研修

店舗販売員の教育や研修は、日本の本社が責任を持って実施することになります。自社作成のマニュアルを中国語に翻訳して利用したり、本社の販売研修員を中国に派遣して、数日間の研修を行うのが一般的です。これらの研修を通して、本社のポリシーを伝え、販売員にも徹底させることが重要で、販売員同士もこういった研修を通して交流を深めます。

ただ、中国の商習慣にそぐわない礼儀作法などを強要して反発を招くケースもあり、中国の商習慣、商文化に符合したマニュアルの作成については、中国の商習慣を熟知している中国企業(日系のコンサルタントを含む)などに依頼して、専門家を派遣してもらい研修する方法もあります。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

(4)派遣ビザ取得

ビジネス目的で日本へ行く場合、90 日以内の短期間「商用」ビザを上海総領事館にて申請することが可能です。予定日数に合わせて、日本側に「招聘理由書」と「滞在予定表」を作成してもらい申請しますが、実際にビザが下りるか否かはケースバイケースです。

日本在上海総領事館のホームページによると、上海日本商工クラブの会員企業等に勤務する方からの短期商用ビザ申請については、過去 1 回以上の日本渡航歴を有し、かつ、これら渡航歴に一切問題がない場合に限り、査証申請に必要な書類を中国側のみで全て用意できるような簡素化措置を実施しています。具体的には、査証申請人の勤務する企業が発行する在職証明書兼日本派遣証明書(社判の押印、企業代表者の署名及び具体的滞在日程、過去の渡航歴を明記)を提出することで、日本招聘側が用意すべき書類(身元保証書、招聘理由書、滞在日程表、登記簿謄本等)が全て不要となります。

(詳細は、中国人の短期滞在数次査証の申請について http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/apply/new050920.htm もご参照ください。)

①申請人が提出する書類

1)査証申請書 1 枚〔写真 1 枚(縦 4.5 ㎝×横 3.5 ～4.5 ㎝)〕

2)パスポート

3)戸口簿写し(因私旅券を所持する 16 歳以上の申請者のみ、原本提示)

4)在職証明書等職業を証する文書

5)営業許可証(副本)写し

6)批准証書写し(合弁会社に所属する方のみ)

7)暫住証写しか居住証明書(在上海日本国総領事館の管轄地域外に本籍を有する申請者)

②日本側招聘者が提出する書類

1)招聘理由書

2)滞在予定表

3)身元保証書

4)招聘機関に関する資料

法人登記簿謄本(発行後 3 ヶ月以内のもの)

短期ビザの申請手続きについては、上海総領事館に指定されている査証代行機関を利用しなければなりません。

申請期間 1 年以上の研修ビザについての必要書類等は以下のとおりです。

①申請者の必要資料

1)ビザ申請書 2 通

2)写真 2 枚(縦 4.5 ㎝×横 3.5 ～4.5 ㎝)

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

3)パスポート正本

4)戸籍証明書(中国語：戸口簿)正本及びコピー

5)身分証正本

6)所属企業の在職証明書

7)所属企業の営業許可証(副本)或いは批准証のコピー

②日本本社が準備する必要のある資料

1)招聘理由書

2)滞在日程表

3)身元保証書

4)登記簿謄本(発行後 3 ヶ月以内のもの)

上記資料をまず日本の入国管理局に提出して、入国管理局より「在留資格認定証明書」が発行されますので、「在留資格認定証明書」をもって在上海日本国領事館にてビザの申請を行います。

一般に従業員を 1～2 週間ほど日本に派遣するのであれば、「研修」と「短期滞在(商用)」の二種類のビザを申請することが可能です。

本来「研修、教育」という目的であれば、期間の長短に関わらず「研修」ビザを申請すべきですが、滞在期間が 90 日以内(実際には 1 ヶ月ほど以内まで)であれば「短期滞在」(商用)ビザを申請できるのでこれで対応するケースも多くあります。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

Ⅱ. インターネット販売

インターネットを通じて自社のホームページで消費者と連絡を取ることや自社製品の紹介を行うことは、ネット通販としての許可を得なくても、実施することが可能ですが、ホームページの該当項目のクリックなどを通じて受注、発注行為や売買行為を行うことは厳しく制限されています。

『外商投資商業領域管理弁法』第三条によれば、インターネット販売は無店舗小売業に分類されており、法律上はインターネット販売を含む無店舗小売業への外資進出を禁止していませんので、外国企業あるいは外資企業が 8 号令に基づき、通信販売会社を設立すること、或いは通信販売の営業範囲の追加を申請することが可能ですが、現状、審査認可部門のガイドラインが整っていないため、申請しても認可されない状況となっています。

Ⅲ. 通販・訪問販売

8 号令では、上記のインターネット販売、カタログ販売、電話販売、テレビショッピング、自動販売機を総称し、「無店舗販売」としています。訪問販売については『直販法(中国語：直销法)』という別の規定が存在し、全国で問題となっているねずみ講との関係から、厳しく制限されています。アムウェイやニュースキンが営業活動を認可されていますが、これは特別認可されたものであり、一般企業が訪問販売を営業範囲に持つ外商投資小売企業の設立を申請しても、まず認可されることはありません。

その他のカタログ販売、電話販売、テレビショッピング、自動販売機などの形態で販売活動をする外商投資小売企業は、最近になって認可例が若干あるようですが、実際に申請してみないと認可されるか否かは、全く見えない状況にあります。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

第七章　その他関連事項

Ⅰ．アパレル商品を販売する際に気をつけたい適用法律

中国でアパレル製品を販売する際に適用される法律には、製品に対する品質基準、品質表示に対する基準、消費者保護の角度から適用される法律などがあります。以下は、関連する適用法律です。

製品の取り扱い説明　繊維製品と衣料品の取り扱い説明　GB5296.4-1998

中華人民共和国不当競争防止法

中華人民共和国広告法

消費者権益保護法

中華人民共和国製品品質法

紡織製品基本安全技術規範　GB18401-2003

本章では、上記それぞれについて、簡単にご紹介します。

一、製品の取り扱い説明　繊維製品と衣料品の取り扱い説明　GB5296.4-1998

この GB5296 には、1 から 6 までのシリーズになっており、それぞれ総則、家電製品、化粧品、繊維製品・衣料品、玩具、家具の取り扱い説明になっています。このうち、アパレル製品に関する取り扱い説明は GB5296.4-1998 であり、「取り扱い説明書を作成するときの基本原則」、「取り扱い説明の具体的項目」、「表示に際しての具体要求」の 3 項目について規定されています。

取り扱い説明(使用説明とも呼ばれます)は、一般的に下げ札(タグ)、縫い付けラベル(洗濯ネーム)、包装への直接印刷、包装に貼るラベルやステッカー、取扱説明書の添付など形で表示され、どのような製品を、どのように取り扱うべきかを消費者に知らせる手段で、縫い付けラベルについては、縫い目に入り込んでしまわない、印刷が読みやすく、色落ちしにくいことなどの耐久性も必要です。

取り扱い説明は、中国国内で生産された製品(外資系メーカー生産も含む)や輸入品を問わず、中国国内販売する際には、繊維製品・衣料品の 1 枚 1 枚に表示されることが義務となっています。製品が輸出され、国外で販売される場合はこの限りではありませんが、輸入した製品を国内販売に転用する場合は、必ずこの表示義務を遵守しなければなりません。

表示項目に関する引用規格は、服装型番(GB/T1335-1997)、取り扱い絵表示(GB/T8685-1998)、服装用語(GB/T15557-1995)、組成繊維の混用率表示(FZ/T01053-2007、2007 年 11 月 1 日から実施開始)があります。

(1) 下げ札表示について

では、実際の下げ札を参考に見てみましょう。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

右の下げ札は、あるアパレルメーカーの商品についている下げ札です。

GB5296.4では、下げ札の表示項目が11項あります。その11項目とは、①製造社名及び生産地、②製品名、③サイズ規格、④組成表示、⑤洗濯方法、⑥執行基準コード、⑦安全技術要求、⑧製品の品質等級、⑨検査合格証明、⑩使用と保存注意事項、⑪使用期限――です。そのうち、⑤、⑩、⑪は表示必須項目ではありません。

また、縫い付けラベルへの表示項目は、①組成表示、②サイズ規格、③洗濯方法――の3つで、3項目とも表示が必須となっています。また、上記項目はいずれも中国語での表示にしなければならず、外国語の表記のみで下げ札をつけた製品が、抜き取り検査で不合格になるケースが多いようです。中国語＋外国語表示は問題ありません。

产品名称：女士针织服	合格证	订单号：12345-67
产品等级：合格品		检验合格证：检
产地：保加利亚		执行标准：
纤维成份：		FZT73020-2004
面料 70%晴纶 30%羊毛		GB18401-2003，B 类
		洗涤方法：
		□ □ □ □
企业名称： （上海）商业有限公司		商标
上海市○○区○○路		
电话：○○○○○○○○网址：www. ○○○.com		

あるアパレル社の女性用ニットの下げ札（裏にサイズ表示あり）

产品名称：女士Ｔ恤衫	合格证	订单号：98765-43
产品等级：合格品		检验合格证：检
产地：土耳其		执行标准：
纤维成份：		FZT73008-2002
面料 95%棉 5%氨纶		GB18401-2003，B 类
		洗涤方法：
		□ □ □ □
企业名称： （上海）商业有限公司		商标
上海市○○区○○路		
电话：○○○○○○○○网址：www. ○○○.com		

あるアパレル社の女性用Ｔシャツの下げ札（裏面にサイズ表示あり）

①製造者名称と住所・産地

クレームや行政機関の立ち入り検査に対応するため、当該商品の品質に責任を持つ法人名、法定住所・連絡先を表示する必要があります。当事者が支店や工場などの場合、各自の名称と住所のほか、本社の法人名称を付記します。

海外からの輸入品を国内販売する際には、原産国名と中国の法律に基づいて設立されている輸入業者（代理店・販売業者など）の名称と住所を表記します。

産地については、最終製品の製造、加工をした国（地域）を表記します。

②製品名

取り扱い説明には、製品名を表記します（ブランド名でないことに注意）。製品名の表記基準は、現行品質基準（GB/T15557-1995）に指定された服装用語を用いなければなりません。

新製品などでこの基準内に参照すべき製品名がない場合は、製品の機能や外観などを常用名称や俗称を使用して表記します。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

③サイズ表記

中国では、生地衣料品はGB/T1335-1997に基づいて表示します(男性、女性、ベビーとそれぞれ規定があります)。

ニット製品やセーターはGB/T6411-1997の綿ニット下着サイズに基づいて、サイズを表記します。

号型の区分

体形	ﾊﾞｽﾄとｳｴｽﾄの差(cm)	
	男性	女性
Y	17～22	19～24
A	12～16	14～18
B	7～11	9～13
C	2～6	4～8

サイズ規格表

	身長		胸囲		ウエスト	
	範囲表示	間隔	範囲表示	間隔	範囲表示	間隔
男性	150～185	5	72～112	4	56～108	4、2
女性	145～175	5	68～108	4	50～102	4、2
少年	135～160	5	60～80	4	54～69	3
少女	135～155	5	56～76	4	49～64	3
子供	80～130	10	48～64	4	47～59	3
ベビー	52～80	7	40～48	4	41～47	3

あるアパレル小売店のサイズ展開は以下の通りです。

ﾚﾃﾞｨｰｽ		ﾒﾝｽﾞ	
シャツ (身長/バスト 号型)	パンツ (身長/ｳｴｽﾄ 号型)	上着 (身長/バスト 号型)	パンツ (身長/ｳｴｽﾄ 号型)
160/76 A 32	160/60 A 32	165/80 A XS	165/72 A 28
165/80 A 34	165/64 A 34	170/88 A S	165/74 A 29
165/84 A 36	165/68 A 36	175/96 A M	165/76 A 30
170/88 A 38	170/72 A 38	180/104 A L	170/78 A 31
170/92 A 40	170/76 A 40	185/112 A XL	170/82 A 32

店舗によって、若干の違いはあるものの、シャツ、ブラウス、上着は身長/バストに号型を加え、さらにサイズ表示をしてあります。

パンツは、身長/ウエストに号型を加え、サイズ表示をしてあります。ジーンズなどのでは、前述の表示方法に加え、インチによるウエスト/パンツ丈が別途タグに印字されているものもあります。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

④組成表示

FZ/T01053-2007 に基づいての表示が必要で、使用する組成繊維の名称は国家基準の指定する用語でなければなりません。この基準では混用率、混用率の許容範囲、「全」や「純」に関する規定がされており、混用率はそれぞれの組成繊維のパーセンテージを表記します。例えば、ポケットやスパンコール、パイピング、刺しゅうなど全体の 5%以内で使用されているものについては表示する必要はありません。中国ではこれまで、絶乾重量比で混用率表示をしていましたが、2007 年 11 月 1 日から正量比で混用率を表示することになります。

混用率の表示例を下記に紹介します。

（日本語）
ナイロン　60%
毛　25%
レーヨン　15%

（中国語）
锦纶　60%
羊毛　25%
粘纤　15%

（日本語）
表生地　綿　100%
裏生地　ポリエステル　100%

（中国語）
面料　棉　100%
里料　涤纶　100%

（日本語）
生地　ポリエステル　100%
表面　ポリウレタンコーティング

（中国語）
涂层　聚氨酯
基布　涤纶　100%

⑤洗濯絵表示

洗濯絵表示は GB/T8685－1988 の規定に基づいて表示します。表示する絵柄は規定されたものを使用し、①洗い方、②塩素漂白の可否、③アイロンのかけ方、④ドライクリーニング、⑤絞り方/干し方の順に表示します。

洗濯や取り扱いについて、特別な要求がある場合で絵表示だけでは不足と思われる場合には、簡単な文章で付記することが可能です。

洗濯絵表示は、下げ札にはなくてもかまいませんが、縫い付けラベル上には必ず記載されなければなりません。

次ページで、絵表示のサンプルをご紹介します。（表の左には日本の絵表示、右は中国の絵表示を示しています。）

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

JIS L 0217-1995		GB/T 8685-1988	
番号	表示記号	編号	図形
101		101	
		102	
		103	
102		104	
		105	

JIS L 0217-1995		GB/T 8685-1988	
番号	表示記号	編号	図形
		106	
		107	
103		108	
104		109	
		110	

JIS L 0217-1995		GB/T 8685-1988	
番号	表示記号	編号	図形
105		111	
106		112	
501			
502		113	
107		114	
201		201	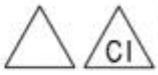
202		202	
301		301	
302		302	

JIS L 0217-1995		GB/T 8685-1988	
番号	表示記号	編号	図形
402		402	
403		403	
		501	
		502	
601		503	
		504	
602		506	
603		505	
604			

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

⑥執行基準コード

販売する製品に対する品質等級評価を示す執行基準コードを表記しなければなりません。このコードは、当該製品がどの基準に従って責任を負うかの判断材料となり、関係機関が抜き取り検査などを行う場合も、記載された基準コードに符合するか否かをチェックします。

⑦安全技術要求の表示

安全技術要求とは、アパレル製品や繊維製品が、着用あるいは使用の際にどの程度肌と接触するかによって以下の通り分類されています。

A 類：乳幼児用品(生後 24 ヶ月以下の乳幼児製品)

B 類：直接肌に触れる製品(着用・使用中に大部分が皮膚に直接触れる製品)

C 類：直接肌に触れない製品(着用・使用中にほとんど皮膚に直接触れないか、わずかに皮膚に直接触れる製品)

⑧製品品質等級

執行基準コードに品質等級が規定されている製品は、その規定に基づき品質等級を表示しなければなりません。等級要求のない製品には、合格品と表示できますが、等級の格付けは、品質試験の結果に基づき表示しなければなりません。

品質等級一覧

製品	優等品	1 等品	2 等品	合格品
シャツ	○	○		○
デニム		○	○	○
ジャケット	○	○		○
ウールセーター	○	○	○	

例えば、デニム製品に優等品と表示すると不当表示の扱いになることに注意が必要です。

⑨品質検験合格証明

中国国内の製品は、中国の検査機関や製造者による検査を実施し、販売単位ごとに品質検査合格証明証が必要となります。この証明がないと不合格品として扱われてしまいます。また、この合格証明は、合格書、合格印、合格ラベルなど、企業が自由に選択できるとしています。

⑩使用と保存注意事項

使用方法と保存の仕方に注意を要する製品は、付記用語を表示します。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

⑪使用期限

時間の経過や取り扱い・洗濯回数によって機能が低下する製品などで使用期限(有効期限)の表示が必要な場合、製造年月日と有効期限の年月日を表記します。

(2)縫い付けラベル表示について

縫い付けラベルについても、下げ札表示と同様ですので、関連事項をご参照ください。縫い付けラベルに必要な表示項目は以下の 3 つです。

①組成表示

②サイズ表記

③洗濯絵表示

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

二、中華人民共和国不当競争防止法

『中華人民共和国不当競争防止法』(1993 年 1 月 1 日施行)は、社会主義市場経済の発展と公平な競争を奨励保護し、経営者と消費者双方の権利を守るために制定された法律です。

ここで言われる不当競争とは、商業道徳違反や権利侵害、社会秩序の混乱を招くような行為を指しており、商品売買やサービスを提供する法人、経済組織、個人が対象です。

①不当な手段で市場取引を行い、コンペティターの権利を侵害しているとみなされる行為には、以下が挙げられます。

1)他人の登録商標をまねする。

2)著名商標の名称、包装などを勝手に使用したり、著名商標に近い名称、包装などを使用して、消費者に誤解を与える。

3)他人の企業名、氏名を使用し、消費者に誤解を与える。

4)商品上に認証マークを偽造したり、産地を偽装したりして品質に誤解を与える。

5)独占的経営やその他経営者の妨害をする。

6)賄賂やリベートを利用した商品売買。

7)不当広告やその他方法による虚偽の製品情報の公表や不当景品などで消費者に誤解を与えるような虚偽の宣伝を行う。

8)他人の商業機密を侵害する。

9)不当廉売(コストより安い価格での販売)。

10)欺瞞性のある抽選つき販売。

②また、不当行為には当たらないものとして、以下を挙げています。

1)生鮮食品を販売する。

2)賞味期限が切れかかっている商品やその他売れ残りの在庫を処理する。

3)季節商品の値下げ。

4)債務処理、資産譲渡、店じまいなどによる商品の値下げ。

『中華人民共和国不当競争防止法』に違反して、権利を侵害した場合には、賠償責任が発生します。賠償額が計算できない場合の賠償額は、権利侵害している期間中に得た利益で賠償額を決定するとともに、侵害された被害者が不当競争行為を調査する為に支払った費用なども賠償しなければなりません。

他人の商標を真似たり、他人の企業名を勝手に使用したり、ロゴ偽造、産地偽装、消費者に誤解を与える品質表示を掲載した場合は、『中華人民共和国商標法』や『中華人民共和国製品品質法』により罰せられます。

不当行為に対する罰則には、①違法行為の停止命令、②違法行為により取得した所得の没収、③違法製品の没収、④損害賠償、⑤罰金、⑥営業許可証抹消、⑦刑事責任の追及――などがあります。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

三、中華人民共和国広告法

『中華人民共和国広告法』(1995 年 2 月 1 日施行)は、広告活動の規範化、広告業界の健全な発展促進の為に制定されました。経済活動に与える広告のプラスの影響発揮が期待されたものとなっています。

『広告法』は、広告主、経営者、広告発行者が遵守しなければならない法律で、ここで言う広告とは、商品経営者やサービス提供者が費用を負担し、ある一定の媒体を利用して、直接的或いは間接的に自社製品(或いはサービス)を紹介することを指します。

広告は、一般大衆の心身の健康に有利となり、商品やサービスの品質向上を促進し、消費者の権利を保護しなければならず、以下の状況があってはならないとしています。

1)中華人民共和国の国旗、国章、国歌を使用したもの。
2)国家機関や国家公務員の名前を利用したもの。
3)「国家レベル」、「最高級」、「最高品質」などの用語を使用すること。
4)社会の公共利益を侵害するもの。
5)公序良俗に反するもの。
6)わいせつ、迷信、恐怖、暴力的な内容。
7)民族、種族、宗教、性別のべっ視。
8)環境や自然資源保護を妨害するもの。

また、不当広告として、上記のほかに以下のものも挙げられます。

1)未承認特許の表示や権利を与えられていない特許の使用、終了、取消、無効特許の使用。
2)他社の商品やサービスを貶める行為。
3)新聞報道形式による広告など、消費者の誤解を招くような広告を発表すること。
4)出所が明らかでない統計データや調査報告などを使用した広告。
5)不当景品の提示や誇大表現による広告。

このほか、医薬品や農薬については、別に規定があります。

『中華人民共和国広告法』に違反した場合、広告主、広告業者それぞれ罰則が与えられ、その種類には①広告公布の停止、②広告収入没収、③罰金、④広告業務の停止、⑤民事・刑事責任の追及――などの罰則があります。なかでも、以下の侵害行為があった場合は、民事責任を負わなければならないとしています。

1)広告内で未成年或いは身体障害者の心身の健康を損害した場合。
2)他人の特許を侵害した場合。
3)生産経営者の商品者サービスを貶めた場合。
4)許可を得ずに他人の名義やイメージを使用した場合。
5)他人の合法的権利を侵害した場合。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

四、消費者権益保護法

『中華人民共和国消費者権益保護法』(1994 年 1 月 1 日施行)は、消費者の合法的権益を保護し、社会経済の秩序を維持し、社会主義市場経済の健やかな発展促進を目標として 1994 年に制定されたものです。現在、各直轄市や省で消費者保護条例が施行されていますが、保護条例のすべては、『中華人民共和国消費者権益保護法』を元に制定されています。

『中華人民共和国消費者権益保護法』では、大きく分けて、消費者の権利、経営者の義務、国家・社会団体について、法律責任について明記されています。

①『消費者権益保護法』第二章では、以下のような消費者の権利を規定しています。

1)商品購入、使用時またはサービス享受時に、消費者の人身、財産の安全を保証される権利(第 7 条)

2)購入、使用する商品や提供を受けるサービスについて真実を知る権利(第 8 条)

3)商品やサービスの自主選択権、商品やサービス購入の要否を自主的に決定する権利(第 9 条)

4)商品購入、使用時またはサービス享受時に、品質、合理的価格、正確な計量などを求める公平取引権(第 10 条)

5)商品購入、使用時またはサービス享受時に人身や財産に損害を与えられた場合の損害賠償権(第 11 条)

6)権利を保護する為の社会団体を設立する権利(第 12 条)

7)商品購入、使用時またはサービス享受時に人格尊厳、民族的風俗習慣を尊重される権利(第 14 条)

②『消費者権益保護法』第三章では、経営者に対して、以下を規定しています。

1)『中華人民共和国製品品質法』やその他関連法律の履行義務(第 16 条)

2)商品やサービスに対する消費者の意見を聴取し、消費者の監督を受ける義務(第 17 条)

3)提供する商品やサービスが、消費者の人身や財産の安全を保証する義務(第 18 条)

安全を脅かす可能性のある商品やサービスに対しては、明確な表示と、正しい使用方法やサービスの受け方を説明しなければなりません。消費者サービスに重大な欠陥が生じた場合、行政部門への報告と、消費者への告知義務が発生します。

4)商品やサービスに対する真実の情報の告知義務(第 19 条)

商品やサービスの品質や使用方法について問い合わせを受けた場合の回答義務も発生します。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

5)他人のカウンターを借りて販売する場合などは、真実の企業名や商標を表示する義務(第 20 条)

6)国家規定や商業慣例に基づく、レシートや物品購入証、サービス提供証などを発行する義務(第 21 条)

7)商品やサービスの品質、機能、用途、有効期限の保証義務(第 22 条)

8)商品やサービス提供の際の、国家規定や消費者との約定に基づく、修理、交換、返品などの義務(第 23 条)

これらの義務履行を故意に遅延したり、理由なく拒絶したりすることはできません。

9)契約、通知、声明、店頭などによる消費者に対する不公平な規定を告知してはならない(第 24 条)

このほか、消費者権益侵害の際の民事責任を軽減、免除するようなことをしてはなりません。

10)消費者に対する誹謗、中傷、侮辱、消費者の身体や携帯物品の捜索、消費者の人身の自由を奪ってはならない(第 25 条)

消費者の権利保護に対する措置として、中国政府は、工商行政管理部門やその他関連部門を動員し、消費者の権利保護に当たるとしており、不法行為の監督、予防に力を入れます。消費者の権利侵害に関する通報があった場合、逐次調査し、処理に当たります。

消費者協会や消費者組織は非営利団体として、市場で取引される商品やサービスに対して監督し、消費者への情報提供、行政部門の調査への参与、行政部門への通報、消費者からのクレーム処理や調停、メディアへの情報掲載を行います。

消費者が商品やサービス購入・使用時に、損害を受けた場合は販売者に賠償請求ができます。販売者は消費者への賠償終了後、その損害を与えた原因がメーカー(生産者)や仕入先の範囲にあるものについては、販売者がメーカーや仕入先に対して賠償を求める権利を有しています。

販売した商品や、提供したサービスに以下の状況があった場合、経営者は『中華人民共和国製品品質法』や関連規定に基づいて、民事責任を負わなければなりません。

1)商品に瑕疵があった場合

2)商品が持つべき機能を持たず、それについて説明がない場合

3)商品やそのほう相乗に明記されている製品規準に符合しない場合

4)商品説明やサンプルの品質状況に符合しない場合。

5)国が生産を禁じているあるいは淘汰された商品、期限切れや変質した商品を販売した場合。

6)販売した商品数量が不足の場合。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

7) サービスの内容や費用が約定に違反する場合。
8) 消費者が修理、やり直し、交換、返品、ローン解約やサービス費用の返還、賠償責任を要求した際に、期限を故意に遅延したり、理由なくその要求を拒絶した場合。

消費者が商品使用などにより怪我をした場合、医療費の支払い、看護費の負担、減少した収入などについて支払い義務があり、障害が残った場合は、生活補助器具費や生活補助、賠償金や扶養家族への生活費などの支払いが求められるなど、『消費者権益保護法』に違反した場合、①詐欺行為に対しては商品の返品または同額での賠償、②違法所得と非合法財産の没収、③罰金、④民事あるいは刑事責任の追及――などの法的責任を負わなければなりません。

日本では、消費者基本法、PL 法(製造物責任法)、個人情報の保護に関する法律、特定商取引に関する法律などが整備されていますが、中国には、それぞれ直接的に対応する法律はありません。規定の内容などから判断すると中国では、現状『中華人民共和国消費者権益保護法』が、前述の各法令の内容を備えた法律と言うことができます。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

五、中華人民共和国製品品質法

『中華人民共和国製品品質法』(1993 年 9 月 1 日施行、2000 年 7 月 8 日修正)は、製品の品質に関する要求を明記した法律で、中国国内で製造、加工、販売された商品のほか、中国国内の生産活動と販売行為が対象となり、品質及びその規範化に責任を負います。

『製品品質法』では、製品の品質認証表示の偽造や盗用、産地偽装、他人の工場や会社名の盗用、製品内へのごみや粗悪品の混入、品質の偽証、見せ掛けを禁じています。

品質に関する関連部門は、政府の品質監督管理部門で、各地方政府の関連部門が当該法令の履行状況を監督します。

①製品の品質に関する規定は、以下の通りです。

1)人体の健康や財産に危険を及ぼす可能性がある工業製品は、必ずそれらを保証する国家基準、業界基準を遵守しなければならないが、これら基準が未制定の場合でも、人体の安全や財産の安全保障要求に符合しなければならない(第 13 条)

2)国家は国際的に通用している品質管理基準に基づいて、企業に対する品質体系の認証制度を推進する。企業が認証取得を希望する場合、品質監督部門の認証か或いは当該部門が授権した認証機構で品質体系認証を申請することができる(第 14 条)

3)品質検査はサンプル抽出検査を主要方式とし、抽出するサンプルは市場に出ている商品か企業の倉庫内にある在庫に対して行なわれる(第 15 条)

品質検査は拒否することができませんが、サンプル抽出検査の結果に異議があるメーカーや販売業者は、検査結果受領日から起算して 15 日以内に、再検査を申し立てることができます。

②品質に対するメーカーの責任と義務は以下の通りです。

1)人身の安全や財産の安全を脅かす、不合理な危険が存在しないこと。健康と財産を保証する国家基準及び業界基準がある場合、その規定に符合しなければならない。

2)製品が持つべき使用機能を持つこと。ただし、性能の瑕疵について説明をしている場合を除く。

3)製品或いは包装上に製品規準を明記し、製品の説明と実物サンプルなどの方法で表示している品質に符合していること。

4)製品や包装には、真実が記載され、かつ①製品品質検査合格証明がある、②中国語による製品名称、メーカー名、住所が記載されている、③製品の特徴と使用説明に基づき、規格、等級、主要成分の名称や含有量が中国語で明記されていること。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

5)使用期限があるものは、分かりやすいところに生産期日と使用期限などが記載されていること。

6)不当な使用により怪我などの危険がある場合、警告表示や中国語での説明があること。

③品質に対する販売者の責任と義務は以下の通りです。

1)販売者は入荷検査検収制度を確立し、製品合格証明とその他表示を明記しなければならない。

2)販売者は販売する製品の品質を保持する対策をとらなければならない。

3)国が法令を出し淘汰或いは販売停止を命じている製品や期限切れや変質した製品を販売してはならない。

4)製品や包装には、真実が記載され、かつ①製品品質検査合格証明がある、②中国語による製品名称、メーカー名、住所が記載されている、③製品の特徴と使用説明に基づき、規格、等級、主要成分の名称や含有量が中国語で明記されていること。

5)産地偽造、他人の企業名や住所の盗用をしてはならない。

6)認証表示や品質証明を偽造、盗用してはならない。

7)商品販売時に、ごみやニセモノを混ぜたり、等級の偽装、品質の偽装をしてはならない。

④販売した商品が以下の１つでも当てはまる場合、販売者は修理、交換、返品に責任を負い、消費者に損失をもたらした場合、賠償責任を負います。

1)製品が持つべき機能を持たず、事前に説明がない場合。

2)製品或いは包装上に記載された製品の基準に符合しない場合。

3)説明やサンプルなどで示した品質に符合しない場合。

販売者は上記により消費者への修理、交換、返品、賠償終了後、その損害を与えた原因がメーカー(生産者)や仕入先の範囲にあるものについては、販売者がメーカーや仕入先に対して賠償を求める権利を有していますが、責任範囲がはっきりしないものについては、販売者に責任負担義務があります。

⑤『製品品質法』に違反した場合、メーカー販売者ともに以下の罰則が与えられます。

1)生産、販売停止命令

2)違法生産、或いは販売した製品の没収。

3)すでに販売した商品と未販売商品金額に対応する罰金

4)非合法所得の没収

5)(重大なケースにいたった場合は)営業許可証取り消し

6)刑事責任の追及

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

六、国家紡織製品基本安全技術規範(GB18401-2003)

『国家紡織製品基本安全技術規範』は、『中華人民共和国標準化法』、『中華人民共和国製品品質法』などの関連法規に基づいて制定されたもので、国家の強制基準です。

紡織品の染めや後加工に使用される染料や助剤などは、量の違いはあるものの、一定の使用量を超えると人体に危険を及ぼす物質が含まれており、製品上に一定量が残留した際に、皮膚を傷めたり健康被害をおよぼします。

これらのことから、消費者の健康安全を保証することを目的として、生産過程において行なわれる技術面を規範化するために『基本安全技術規範』が作成されました。

(1)対象範囲

『基本安全技術規範』は、技術要求、生地試験方法、検査規則とその実施と監督について規定しています。対象となる範囲は、中国国内で生産、販売、使用されるアパレル用・装飾用の紡織品です。

(2)引用文書

下記文書の条項は、引用して『基本安全技術規範』の条項となっています。

GB/T2912.1　紡織品　ホルムアルデヒドの測定　第1部分：遊離水溶ホルムアルデヒド
GB/T3920　紡織品　堅牢度試験　耐摩擦堅牢度
GB/T3922　紡織品　耐汗漬堅牢度試験方法
GB/T5713　紡織品　堅牢度試験　耐水堅牢度
GB/T7573　紡織品　pH値の測定
GB/T17592.1　紡織品　禁止アゾ染料検測方法　第1部分：ガスクロマトグラフィー
GB/T18886　紡織品　堅牢度試験　耐唾液堅牢度

(3)製品分類

製品は3種類に分類され、その分類を下げ札に表示しなければなりません。

A類：乳幼児用品
B類：直接皮膚に接触する製品
C類：直接皮膚に接触しない製品
(使用者が加工後に使用する製品(例：生地、糸など)は最終用途に基づいて分類します)

(4)技術要求

紡織製品の基本安全技術は次ページの表をご参照ください。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

ベビー用品(乳幼児用品)には、使用説明上にはっきりと“ベビー用品”と明記しなければなりません（ベビー用品とは一般的に身長 80 センチメートル以下の乳幼児が使用するものを指します）。

表 1 「安全要求類別」

項目		A 類	B 類	C 類
ホルムアルデヒド含有量(mg/kg)		20	75	300
pH 値(a)		4.0～7.5	4.0～7.5	4.0～9.0
堅牢度(b)/級≧	耐水(変色、シミ)	3-4	3	3
	汗(酸)（変色、シミ）	3-4	3	3
	汗(アルカリ)（変色、シミ）	3-4	3	3
	耐摩擦(乾)	4	3	3
	唾液(変色、シミ)	4	——	——
異臭		なし		
可分解染料(c)		使用禁止		
a 後続加工で湿処理必須の製品は、pH 値を 4.0～10.5 まで広げることが可能。 b ウォッシュ色あせ加工の製品要求はなし。 c 発がん性物質リストは、後述の資料の表 C を別途参照。				

(5)生地・製品試験方法

ホルムアルデヒド含有量測定 GB/T2912.1

pH 値の測定は GB/T7573

耐水堅牢度の測定は GB/T5713

汗(酸・アルカリ)の測定は GB/T3922

耐摩擦(乾)堅牢度の測定は GB/T3920

耐唾液堅牢度の測定は GB/T18886

臭気測定は、嗅覚判断法で一定の訓練を経た専門担当者が測定します。

可分解染料は、GB/T17592.1 に基づき測定され、検出限度は 20mg/kg です。

(6)検査規則

各ロットの品種と色ごとに代表的な製品サンプルを抽出し、サンプル数は品種と色ごとに 1 つです。

生地は端から 2mをサンプルとし、長さ 50 センチ以上で幅はその生地の幅に合わせます。アパレル製品のサンプル数は試験要求を満たす数量で対応します。

サンプル抽出後は密封して放置し、いかなる処理も加えません。

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

製品は、前出の表 1「安全要求類別」に基づいて評定し、サンプルの検査結果がすべて表 1 の要求を満たす場合は基本安全性能合格とします(B 類、C 類の製品中、重量がその製品の 1%に満たない小さな装飾品に対しては安全基準の要求はありません)。

全体が合格した場合は、全ロット合格とし、不合格サンプルがある場合はそのサンプルが代表する品種、或いは色の製品を不合格とします。

(7)『基本安全技術規範』の参考資料

本『基本安全技術規範』の対象とならない製品目録(資料 A)

1	土木用、防水シートなどの建設工事用紡織製品
2	造紙毛氈、ろ過用生地、絶縁紡織品などの工業用紡織品
3	土の代替布などの農業用紡織品
4	防毒、防輻射、耐熱などの特殊防護用品
5	網、ロープ、登山用ロープなど縄網製品
6	麻袋、郵便用包装材料
7	医療用ガーゼ、包帯などの医療用品
8	布・ダウン類玩具
9	タペストリー、工芸品などの装飾小物
10	広告用、射光布などの室外装飾品

紡織類製品分類事例(資料 B)

類型	典型事例
A 類(ベビー用品)	オムツ、オムツカバー、下着、スタイ、パジャマ、ミトン、靴下、コート、帽子、寝具
B 類(直接皮膚に接触する製品)	ブラジャー、腹巻、ベスト、短パン、綿(毛)下着、シャツ、(夏用)スカート、(夏用)パンツ、靴下、シーツ
C 類(直接皮膚に接触しない製品)	セーター、コート、スカート、パンツ、カーテン、ベッドカバー、壁紙、充填物

人体に対する発がん性物質リスト(資料 C1、中国語のまま)

英文名称	中文名称	化学文摘编号
4-aminobiphenyl	4一氨基联苯	[92-67-1]
Benzidine	联苯胺	[92-87-5]
4-chioro-o-toluidine	4一氯一邻甲基苯胺	[95-69-2]
2-naphthylamine	2一萘胺	[91-59-8]

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.

対動物発がん性物質、人体に対してがんを誘発する可能性がある物質リスト
（資料 C2 原文のまま）

英文名称	中文名称	化学文摘编号
o-amioazotoluene	邻氨基偶氮甲苯	[97-56-3]
2-amino-4-nitrotoluene	2-氨基-4-硝基甲苯	[99-55-8]
p-chloroaniline	对氯苯胺	[106-47-8]
2,4-diaminoanisole	2,4一二氨基苯甲醚	[615-05-4]
4,4′-diaminobiphenymethane	4,4′-二氨基二苯甲烷	[101-77-9]
3,3′-dichlorobenzidine	3,3′-二氯联苯胺	[91-94-1]
3, 3′-dimethoxybenzidine	3,3′-二甲氧基联苯胺	[119-90-4]
3, 3′-dimethylbenzidine	3,3′-二甲基联苯胺	[119-93-7]
3, 3′-dimethyl-4,4′-diaminobiphenylmthane	3,3′-二甲基-4,4′-二氨基二苯甲烷	[838-88-0]
p-cresidine	2-甲氧基-5-甲基苯胺	[120-71-8]
4,4′-methylene-bis-(2-chloroaniline)	4,4′-亚甲基-二-(2-氯苯胺)	[101-14-4]
4,4′-oxydianiline	4,4′-二氨基二苯醚	[101-80-4]
4,4′-thiodianiline	4,4′-二氨基二苯硫醚	[139-65-1]
o-toluidine	邻甲本胺	[95-53-4]
2,4-roluylendiamine	2,4-二氨基甲苯	[95-80-7]
2,4,5-trimerhylaniline	2,4,5-三甲基苯胺	[137-17-7]
o-anisidine	邻甲氧基苯胺	[90-04-0]
2,4-xylidine	2,4-二甲基苯胺	[95-68-1]
2,6-xylidine	2,6-二甲基苯胺	[87-62-7]

Copyright© 2008 JETRO, All rights reserved.